宝塚市みどりの基本計画

（改定版）

令和４年４月

宝塚市では、「わたしの舞台はたからづか」をスローガンに、令和３年度からの１０年間を展望した新たな総合計画をスタートしました。この計画をまちづくりの方針として、目指すべき将来のまちの姿の実現に向け、取り組みを進めています。

また、本市では、平成１３年に策定した「宝塚市緑の基本計画」に基づき、市民・事業者・各種団体の皆様とともに、みどりの整備や様々な緑化活動に取り組んでまいりました。しかし、計画策定から２０年以上が経過し、人口減少社会の到来や、防災・減災のまちづくりに対する意識や生物多様性の保全の必要性の高まりといった社会情勢の変化など、本市のみどりを取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、今後の本市のみどりの将来像やあり方を改めて見つめなおすとともに、総合計画の分野別計画として、みどりのまちづくりの取組をさらに進めるために、今般、「宝塚市みどりの基本計画」の改定を行いました。

改定にあたりまして、「みんなでつくる花とみどりの夢舞台」をキャッチフレーズに、みどりの持つ効果である、存在効果・利用効果・媒体効果に注目し、これまでの「みどりの量的拡大」といった考え方から、「みどり資源のストック効果の向上を図る」計画へと転換しました。

みどりを通じて、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちとなるよう、本計画のもと、市民・事業者・各種団体の皆様に自宅や事業所、公園などの身近な場所において、みどりに関わっていただくとともに、行政と手を携えることにより、みどりのまちづくりの取り組みがそれぞれの地域から、市全体へ広がっていくことを願っています。今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民・事業者・各種団体の皆様、ならびにご尽力いただきました宝塚市緑の基本計画検討委員会の皆様に心からお礼申し上げます。

令和４年（２０２２年）４月

宝塚市長

山崎晴恵

Ⅰ　はじめに……1
1　みどりの基本計画の概要……1
2　計画改定にあたって……2
（1）改定の背景……2
（2）計画の位置づけ……2
3　みどりの定義と期待される機能……3
（1）みどりの定義……3
（2）みどりの効果……6
4　計画の枠組み……7
（1）計画期間……7
（2）対象区域……7
（3）対象区域内の人口の見通し……7
5　各主体の役割と関わり……8

Ⅱ　市のみどりの現状……10
1　市の概況……10
（1）位置・地勢……10
（2）人口……11
2　みどりの現況……12
（1）市のみどりの特性……12
（2）緑被率……13
（3）みどりの資源……14
3　みどりの変遷と前計画の進捗状況……17
（1）みどりの変遷……17
（2）前計画の進捗状況……18
4　市民意識調査……20
（1）実施概要……20
（2）調査結果……20
5　みどりの課題と計画の方向性……22
（1）みどりの課題……22
（2）計画の方向性……25

Ⅲ　みどりのまちづくりの考え方……26
1　基本理念……26
2　みどりの将来像……27
3　みどりの確保目標……31

（１）総括目標 31
（２）個別目標 32
４　基本方針 35
５　みどりのネットワークの考え方 37

Ⅳ みどりのまちづくりを推進する施策 41
１　計画体系 41
２　基本施策 43
（１）みどりを守り、次世代に伝える 43
（２）住みたくなるみどりの環境づくりを進める 45
（３）まちの魅力づくりにみどりを活用する 49
（４）多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する 51
３　重点施策 53
（１）生物多様性に配慮したみどりの取組 53
（２）市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理 55
（３）街路樹の適正な管理 59
（４）みどりに関わる人を増やす取組 61

Ⅴ　地域別のみどりのまちづくりの方針(地域別計画) 63
１　地域の設定 63
２　地域別計画 64
（１）第１ブロック 64
（２）第２ブロック 67
（３）第３ブロック 70
（４）第４ブロック 73
（５）第５ブロック 76
（６）第６ブロック 79
（７）第７ブロック 82

Ⅵ　計画を推進するための方策 85
１　地区指定（緑化重点地区） 85
２　計画の推進体制 87
（１）推進体制 87
（２）計画の進行管理 88

Ⅰ　はじめに

1　みどりの基本計画の概要

みどりの基本計画は、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりの将来像や、将来像を実現するための目標や施策などを定めた「みどりのまちづくり」に関する総合的な計画です。

策定にあたっては、住民にとってもっとも身近な地方公共団体である市町村が主体となり、地域の実情を十分に勘案するとともに、市民・各種団体・事業者・行政が一体となって緑地の保全及び緑化の推進にかかる取組を総合的に展開することとしています。

【緑の基本計画の特徴】

◆事業者や住民等と協力しながら、市民・各種団体・事業者・行政が一体となってみどりに関する取組を進めるための計画です。

◆都市緑地法第４条に規定される法律に基づく計画です。

◆市町村が策定主体として、地域の実状を踏まえ、独自性を発揮して策定する計画です。

◆計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させ、計画を公表することが求められています。

2　計画改定にあたって

（１）改定の背景

本市では、平成 12（2000）年度に「宝塚市緑の基本計画」を策定し、これに基づく「みどりのまちづくり」を進めてきましたが、策定から約 20 年が経過し、公共施設の再編の必要性など、みどりを取り巻く環境の変化や上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの改定が行われたことに伴い、本計画についても見直しを行うこととなりました。

（２）計画の位置づけ

緑の基本計画は、総合計画を最上位計画とし、さらに都市計画の基本となる「市町村の都市計画に関する基本的な方針（たからづか都市計画マスタープラン）」を受けたみどりに係る総合計画として位置づけられます。

また、環境基本計画と景観計画との調整を図る必要があり、さらに広域的な観点から兵庫県の「ひょうご花緑創造プラン」等に整合する必要もあります。

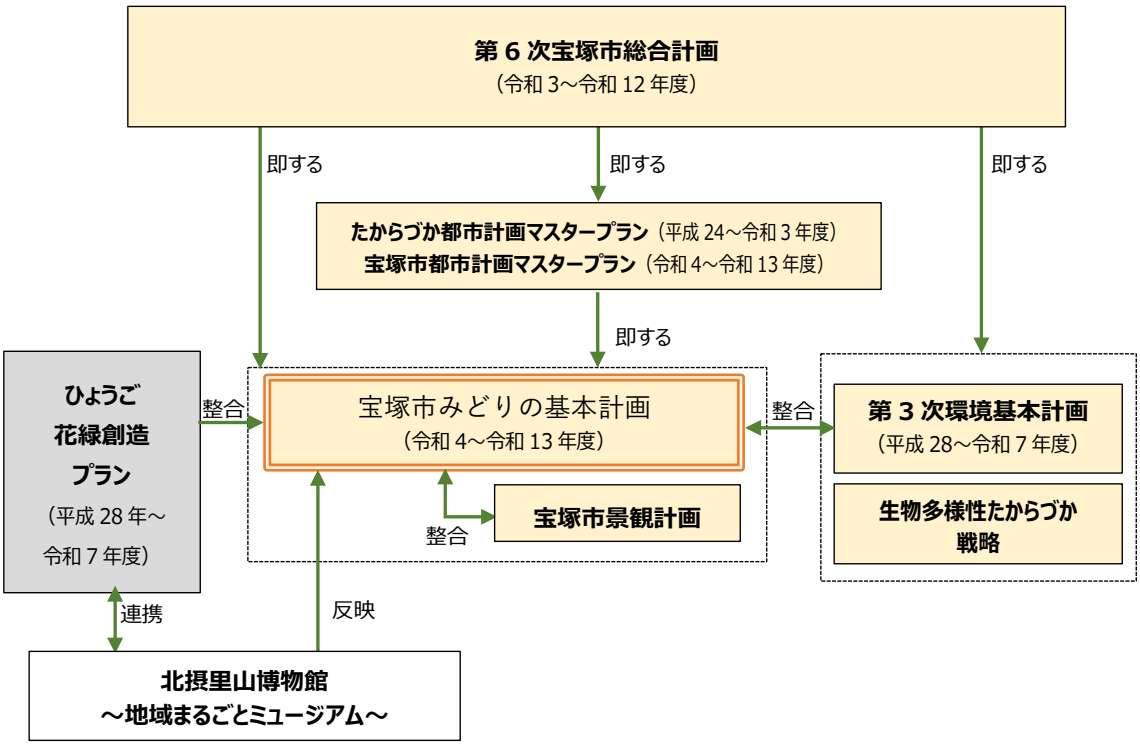

【みどりの基本計画と他計画との関係】

3　みどりの定義と期待される機能

（１）みどりの定義

本計画における「みどり」は、「公有地・民有地を問わず、樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど」を指します。

植栽が可能な土地に加え、屋上や壁面などの施設に関連するみどりを含めて対象とします。

【みどりの定義】

みどり		樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど
	水　面	河川、水路、運河、池などの水域
	裸　地	学校グランド、都市公園グラウンド部分
	緑被地	樹木や草花などの植物で被われた土地（公有地、民有地を問わない）
	樹木・樹林地	樹林や樹木で覆われた土地、街路樹
	草地	草や芝生で覆われた土地
	農地	水田、畑、果樹園
	緑被面	建築物の屋上や壁面等において樹木や草、つる植物で覆われた部分

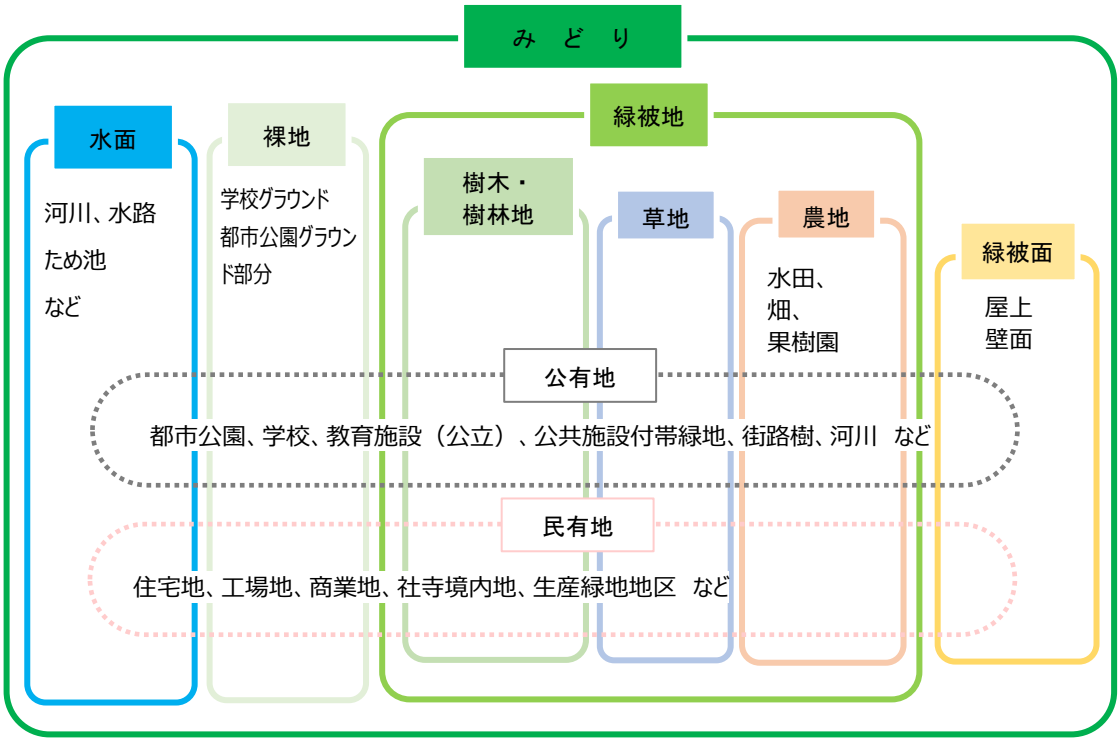

【みどりの定義図】

本計画が対象とするみどりは下のように示されます。

樹木・樹林地

公有地のみどり(都市公園等)

民有地のみどり(社寺境内地)

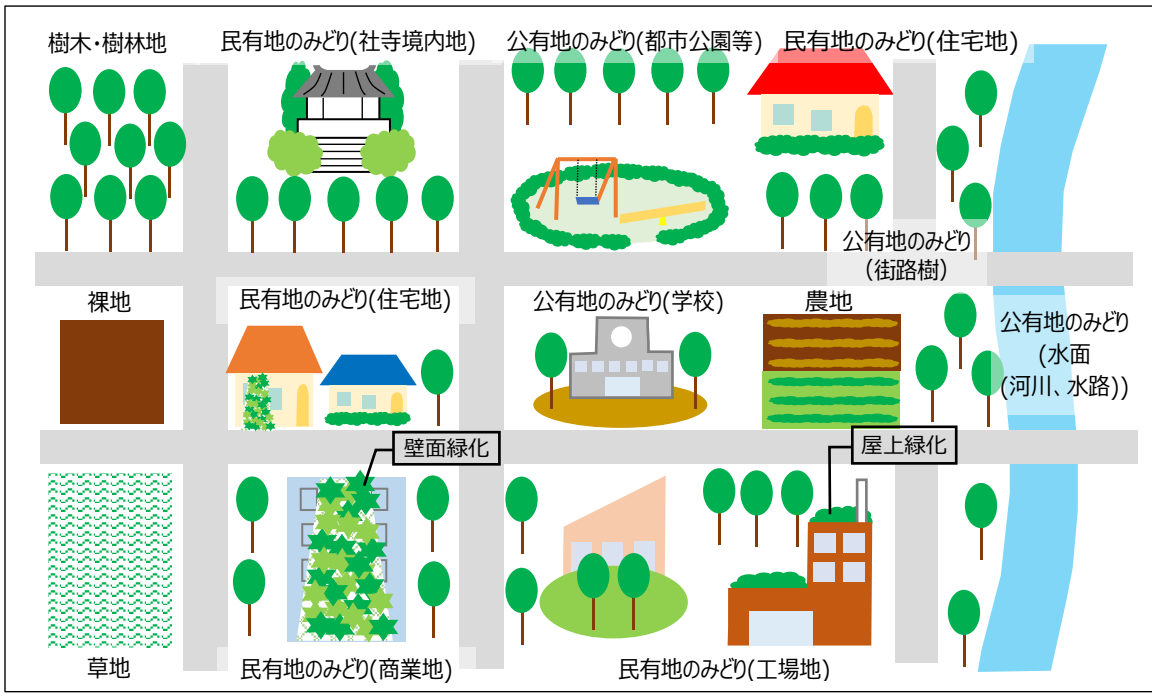

農地

民有地のみどり(住宅地)

公有地のみどり
(水面(河川、水路))

【本計画が対象とするみどり】

また、都市公園※などのみどりに関する施設や法律等により土地利用の規制・誘導が行われるなど、将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどりを「緑地」と位置付けます。

【緑地の種類】

緑地	施設緑地	将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどり
		都市公園あるいはこれに準じる機能を持つオープンスペース
	地域制緑地	法律や条例などにより、市や兵庫県、国が土地利用を規制・誘導する担保性の高い土地（公有地、民有地を問わない）

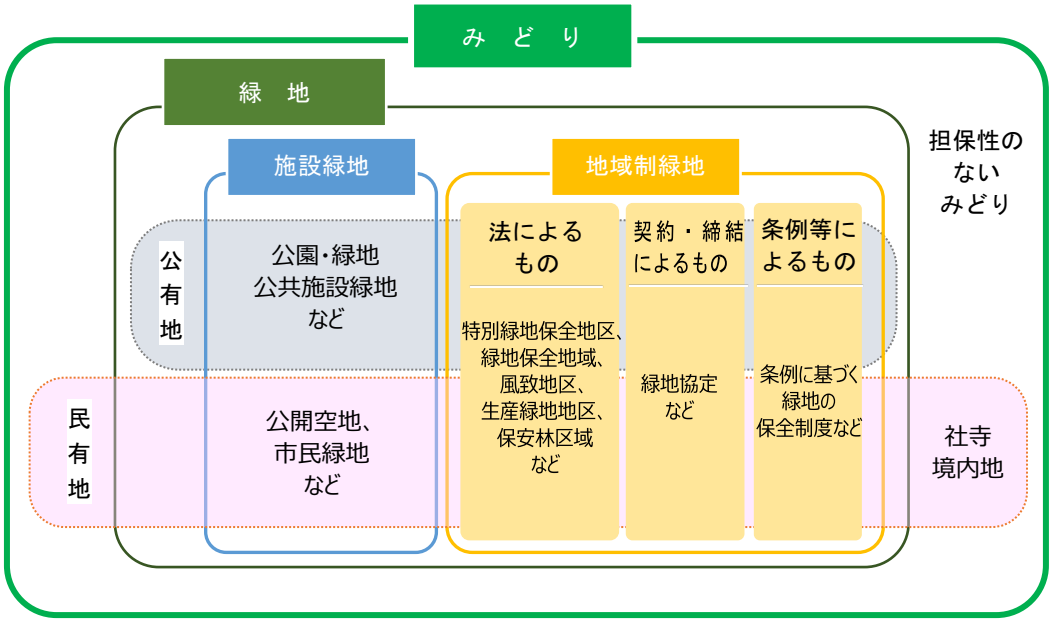

【緑地の定義図】

※都市公園：国営公園及び行政が設置する公園及び緑地。

（２）みどりの効果

みどりには様々な効果があり、みどりが存在することによる**「存在効果」**、みどりを利用することで得られる**「利用効果」**、さらにそうしたみどりに関する人の取組を通じて生まれる**「媒体効果」**に分けられます。

各々の効果は、みどりを感じ、利用し、さらに様々な目的で活用することにより協働の意識が醸成され、みどりを守り、みどりが育まれ、さらにまちや地域の課題に応えていくものと考えられます。

存在効果

みどりが存在することによる効果

～みどりの恩恵を感じ、みんなでみどりを守っていく～

◆ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化などに寄与
◆緑豊かな都市景観を形成し、宝塚市らしさを演出
◆生物の生息・生育の場として生態系を保全
◆水源涵養による水質浄化や豊かな自然環境による安らぎの提供
◆土砂災害の緩和及び避難地や避難路として都市防災機能を向上

多様な生物の生息・生育の場
（川下川ダム）

利用効果

みどりを利用することにより得られる効果

～みどりの舞台を楽しんで、みんなでみどりを育んでいく～

◆子どもが遊びや学び、自然を体験
◆健康づくりやレクリエーションにより得られる心身の健康の維持
◆スポーツや運動等の技術の習得と向上及び体力増進
◆地域のコミュニティ活動の場として社会性の増進
◆防災訓練の場としての活用により防災意識が向上

健康づくりや子どもの遊び場
（末広中央公園）

媒体効果

みどりに関する取組を通して生まれる効果

～みんなのみどりを介した活動で、まちが元気になる～

◆みどりのイベントを協働で取り組むことによる地域コミュニティの醸成促進
◆協働でのみどりのまちづくりにより、にぎわい創出、施設集客向上、観光振興も波及
◆地域をみどりで美しく彩る取組が、やりがいや仲間づくりに寄与
◆協働での緑化活動などにより、身近な交流が生まれ、安全なまちづくりに寄与
◆遊びや環境教育、体験学習を通じた子どもの健全育成に寄与

環境教育の場（桜の園）

４　計画の枠組み

（１）計画期間

目標年度は、上位計画である「第６次宝塚市総合計画」と「宝塚市都市計画マスタープラン」の期間とその見直しの年度を踏まえ、概ね 10 年後の令和 13 年度(2031 年度)(予定)とします。

また、必要に応じて適宜見直しを行います。

目標年度	令和 13 年度（2031 年度）

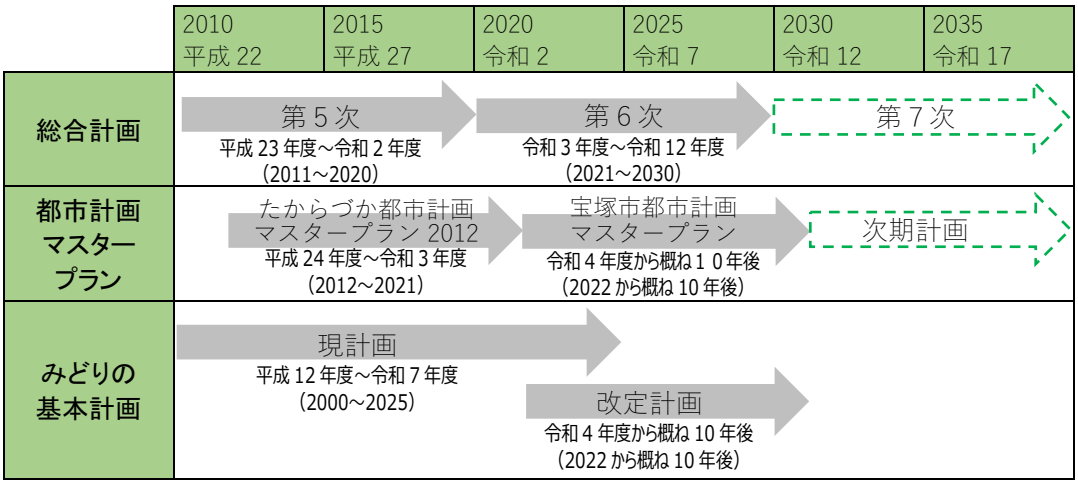

（２）対象区域

対象区域は、市全域（都市計画区域 10,189ha）とします。

計画対象区域
宝塚市全域（10,189ha）

（３）対象区域内の人口の見通し

「第６次宝塚市総合計画」に掲載されている５年ごとの将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所による予測）を踏襲し、目標年度(令和 13 年度)における人口は、210,206 人（令和 12 年度予測値）と設定します。

	現状※ 令和元(2019)年度	目標年度 令和 13(2031)年度
全市人口 （都市計画区域人口）	234,018 人	210,206 人

※：住民基本台帳人口（令和元(2019)年８月末）

5　各主体の役割と関わり

みどりの基本計画を具現化するためには、市民※、各種団体、事業者、また市と県や近隣市町などとの行政間の連携・協力が不可欠であり、計画の目標を共有し、各主体の役割を明確にしつつ、共に「みどりのまちづくり」に取り組むことが求められます。

1）各主体の役割

市民の役割

「みどりのまちづくり」の主役は市民です。自分たちのまちの環境を向上させ、利用しやすい公園・緑地を目指し、みどりに関するイベントや活動への参加、身近なみどりの保全や創出を進めます。まずは、自ら考え、できること、やりたいことを見出し、近隣の人や他の主体と連携して、みどりのまちづくりに取り組んでいきます。

各種団体（自治会、まちづくり協議会等）の役割

地域の各種団体は、市民のみどりへの要望や、地域のみどりの課題を踏まえ、自由な発想で、地域の将来のみどりを展望し、やりがいを持って、より主体的に活動を展開します。

事業者の役割

事業者は、地域のなかでの役割を認識しつつ、環境負荷の低減、景観への配慮に取り組み、企業の価値を高め、地域のみどり環境の向上に貢献します。

また、花き園芸※業者をはじめとする公園の管理、運営や活用にかかる事業者は、市民の取組の支援や連携・協力を図るなど、地域のみどりづくりを積極的に支援・参加し、みどりを守り育てる一構成員として交流を深めます。

なお、市民緑地認定制度※など、民有地を公園的空間として活用する制度の利用など、みどりの維持・管理・利用を、多様な主体との協働により進めます。

行政の役割

みどりの保全と創出に向けて、本計画を積極的に推進し、市民・各種団体・事業者に情報を発信します。

また、行政は、「みどりのまちづくり」に取り組む市民・各種団体・事業者をサポート・コーディネートします。

※個人としての市民を指す。
※市民緑地認定制度：民有地について、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を公共緑地のように設置・管理・活用する制度（都市緑地法第 60 条）
※花き園芸：観賞用植物を栽培すること。

2）各主体の関わり

これからの「みどりのまちづくり」においては、市民・各種団体・事業者・行政が、各々の立場と役割を踏まえ、自発的に取り組むとともに、主体間の様々な連携・協力を図ることが必要とされています。

このため、市民・各種団体・事業者は、プレーヤーとして相互に連携・協力しながら取り組み、行政はサポーターとして、他の主体からの提案を受け止め、サポート・コーディネートを行っていく体制を構築します。

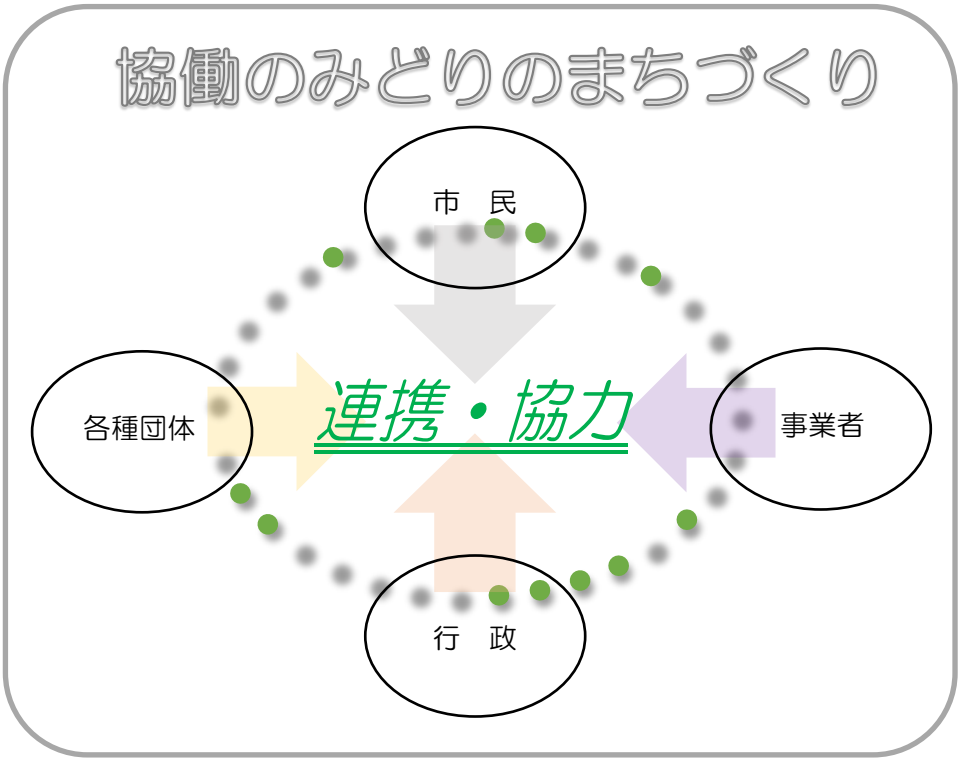

【各主体の関わりイメージ】

Ⅱ　市のみどりの現状

1　市の概況

（1）位置・地勢

本市は阪神都市圏の中央背後部に位置し、市域面積 10,189ha、海抜は最高地点592.1m、最低地点 14.6mとなっています。

猪名川町、川西市、伊丹市、西宮市、神戸市、三田市とそれぞれ接し、大阪、神戸から20km 圏内に位置しています。

市域は、東西 12.8km、南北 21.1km と南北に細長く、中北部は山間地域からなり、西側には武庫川の渓谷が連なります。武庫川は南部で開け扇状地状の沖積平野※を形成し、宝塚の市街地発展の場を提供しています。沖積平野の背後には、六甲山系と長尾山系の二つの山系が位置し、その山麓部にはみどり豊かな住宅市街地が形成されてきました。宝塚の特徴ある都市景観は、こうした地形的な特性が反映されたものです。

【宝塚市の位置図】

※沖積平野：主に河川による堆積作用によって形成される地形。河川によって運搬された砕屑物（礫、砂、泥）が、山地間の谷底や、山地を離れた平地、河口、さらに沖合にかけて堆積して平野となったものをいう。

（２）人口

令和 2(2020)年の本市の人口は 224,371 人、世帯は 98,001 世帯となっています。

人口は、阪神淡路大震災の年である平成 7(1995)年から平成 24(2012)年まで増加傾向にありましたが、以降、平成 27(2015)年まで減少傾向にあり、平成 28(2016)年からは 22.5 万人前後で推移しています。

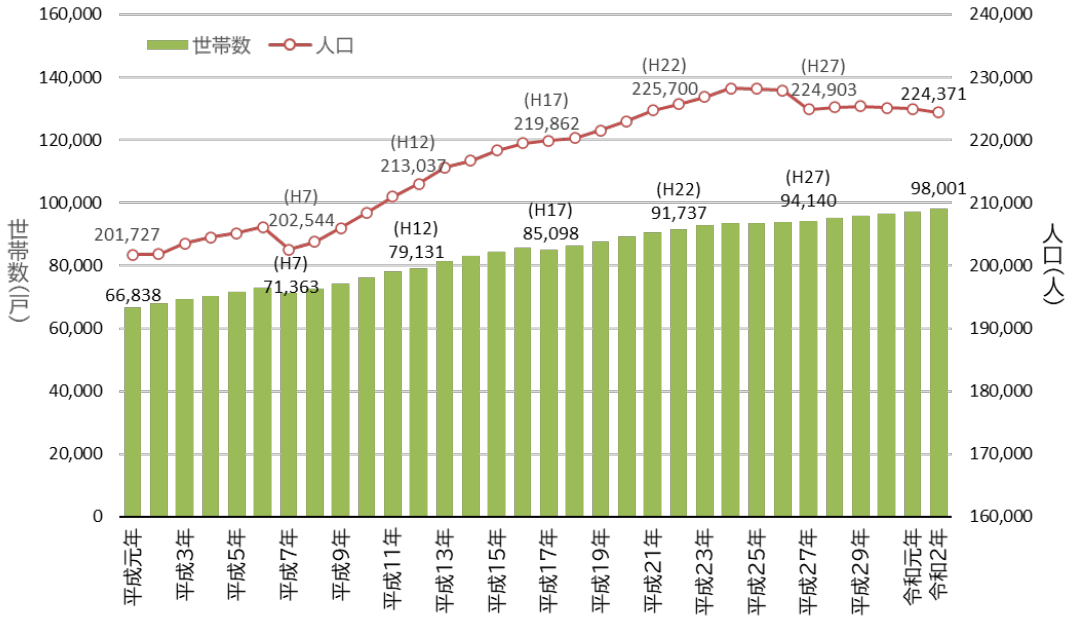

各年 10 月 1 日現在。平成 2・7・12・17・22・27 年は国勢調査による。
その他の年は推計世帯数・人口(国勢調査を基に毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出)。
出典：宝塚市統計書（令和 2 年版）

【人口と世帯数の推移】

年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は大幅に増加しています。

高齢者の比率は平成 27(2015)年には 27.1%と、4 人に 1 人以上が高齢者となっており、少子高齢化の傾向が急速に進んでいます。

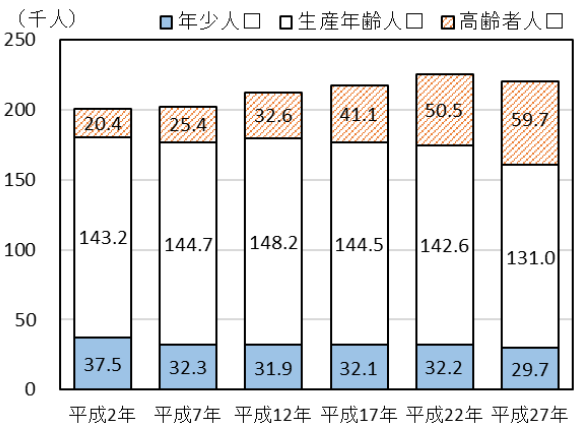

【年齢３区分別の人口の推移（国勢調査）】

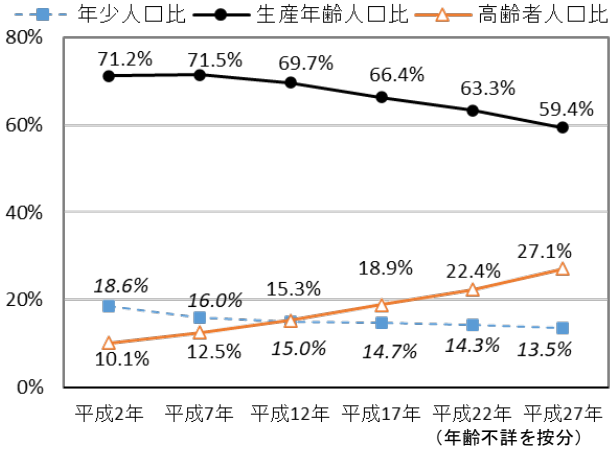

【年齢３区分別の人口比の推移（国勢調査）】

出典：国勢調査

2　みどりの現況

（１）市のみどりの特性

本市のみどりは、市域の地形的な特性を反映し、南部市街地、山麓市街地及び北部地域の３つの特徴ある区域に分けられます。

南部市街地は武庫川を中心に開けた沖積平野に展開し、みどりは住宅が密集する市街地に公園・緑地、都市農地、社寺林などとして点在するとともに、街路樹、河川等は帯状に連なり、市民の身近なみどりとして親しまれています。山麓市街地は南部市街地の背後に位置し、みどりは市街地の借景としての山のみどりとその前面にひろがる豊かな住宅地のみどりからなります。北部地域は上流域の自然豊かな地域であり、連綿と続く山のみどりや谷合の集落、農地のみどりからなり、南部市街地のみどりとは構成要素が異なっています。

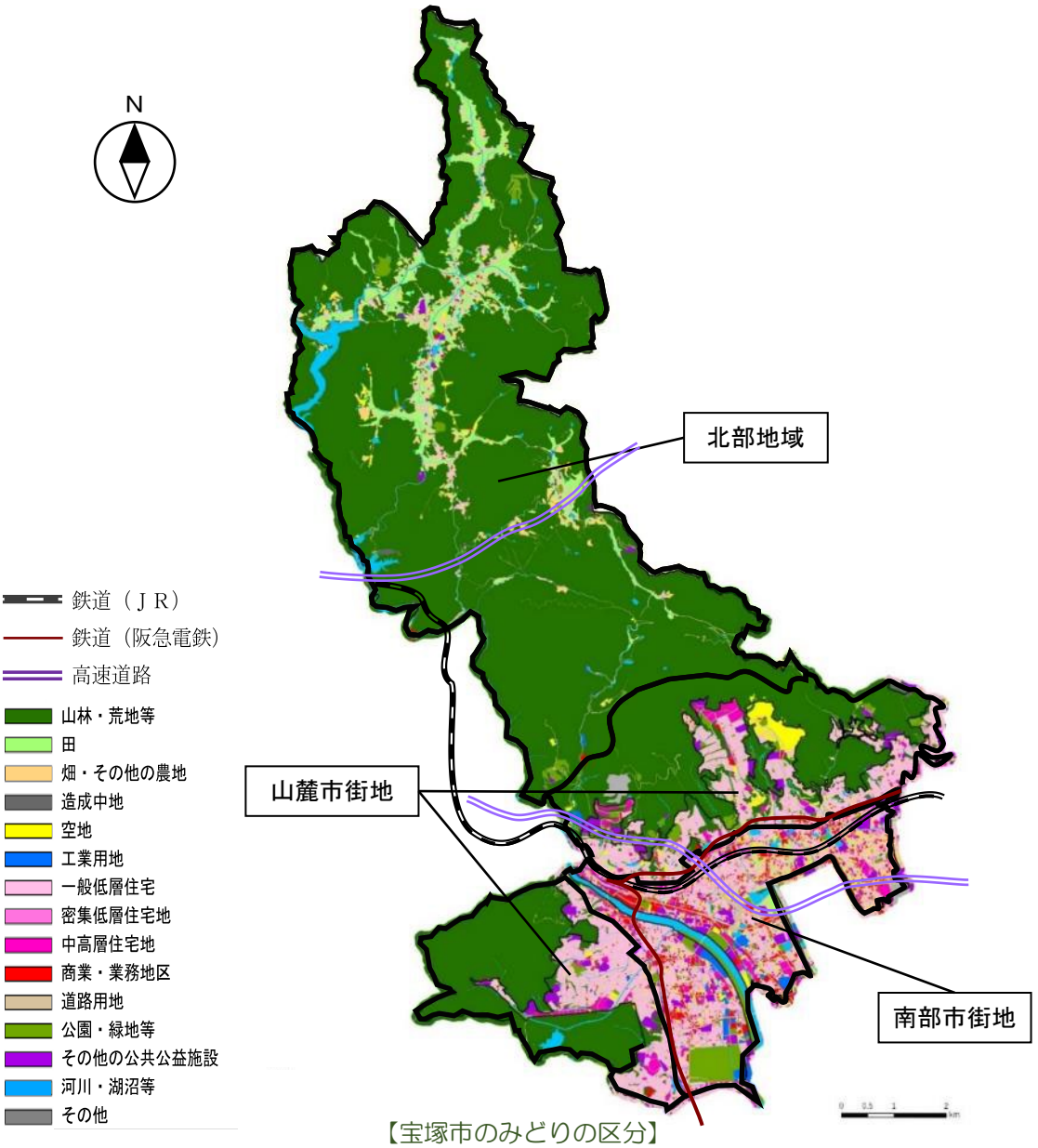

【宝塚市のみどりの区分】

※ベース図は「数値地図 5000（土地利用）（2008 年、国土地理院）」

（２）緑被率

衛星画像（平成 31(2019)年 5 月撮影）を用いて解析した、市街化区域（2,605ha）における緑被地の割合である緑被率は **19.5%**と算出されました。

なお本調査における緑被地の対象は、植物により構成される樹林及び草地（一部農地を含む）としています。

	緑被率
市街化区域全域	**19.5%**
（参考：ブロック別緑被率）	
第１ブロック	15.9%
第２ブロック	21.3%
第３ブロック	21.5%
第４ブロック	9.2%
第５ブロック	17.2%
第６ブロック	30.6%

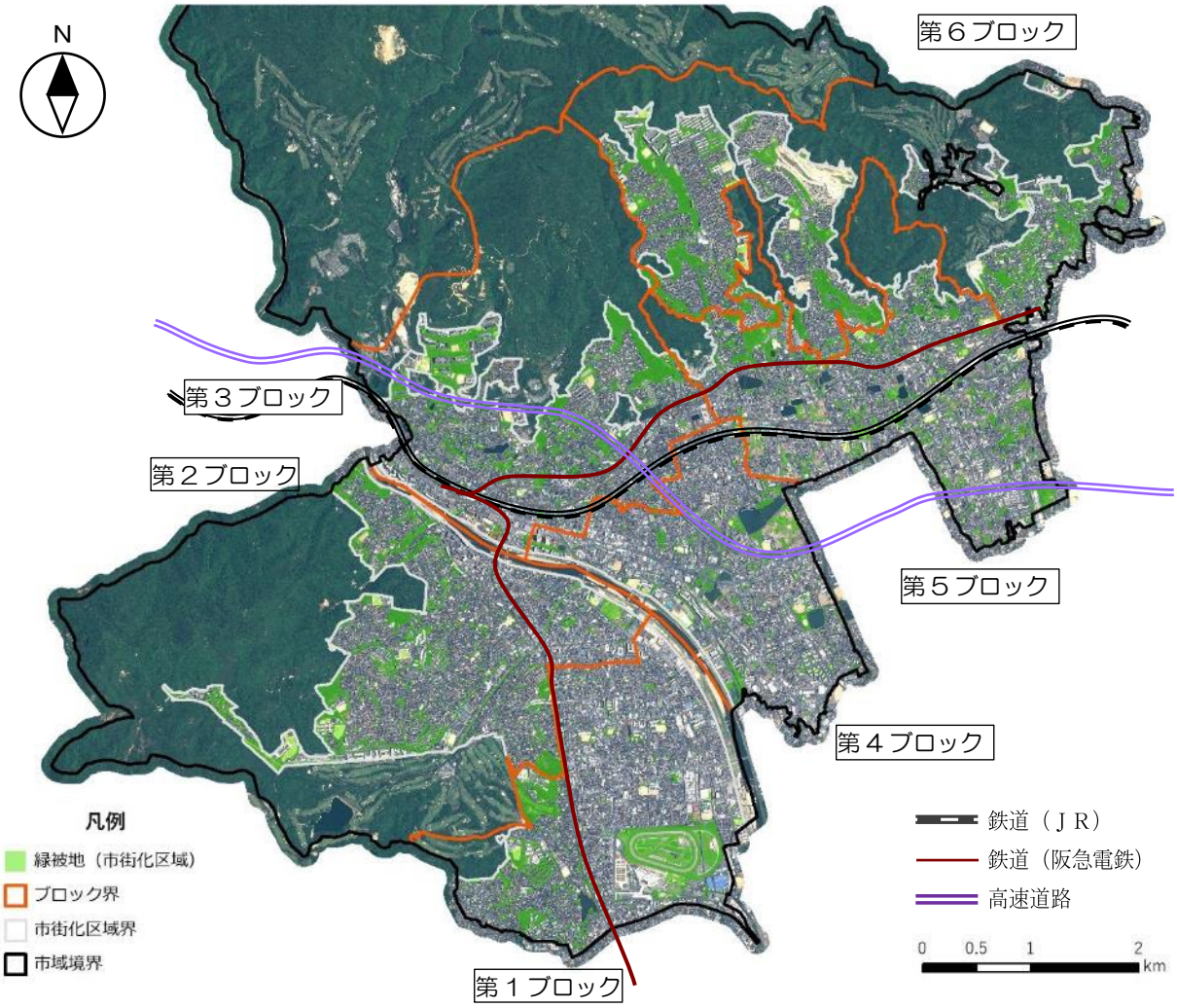

【緑被現況図】

出典：cAirbus DS /Spot Image (2019)

（３）みどりの資源

1）公園・緑地

本市の全公園・緑地の開設状況は、街区公園 313 箇所 32.33ha、近隣公園 9 箇所 13.40ha、地区公園 3 箇所 10.17ha のほか、子ども遊園※31 箇所 2.52ha となっています（令和 3(2021)年７月末現在）。

大規模な公園としては、都市緑地の武庫川河川敷緑地や北雲雀きずきの森、地区公園の中山中央公園・末広中央公園、風致公園の北中山公園があります。また、令和 2(2020)年６月には文化芸術センターに併設した宝塚文化芸術センター庭園が開園しました。

街区公園は開発に伴い提供された 0.1ha に満たない公園が多く、公園数で全体の約７割を占めています。

【公園・緑地の開設状況(令和３年７月末現在)】

公園種別			公園数	面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	313	32.33
		近隣公園	9	13.40
		地区公園	3	10.17
	都市基幹公園	運動公園	1	4.80
緩衝緑地等		特殊公園（風致）	1	17.36
		都市緑地	6	43.14
都市公園等　総計			333	121.20
子ども遊園			31	2.52

※小浜公園（運動公園）含む、南口駅前公園は含まない。

公園・緑地の定義は資料編 P. 35 に記載。

宝塚文化芸術センター庭園

※子ども遊園：寺社の境内地や自治会等が所有する土地にて、児童の心身が共に健やかに育成されるよう、児童福祉の理念に基づき、市から遊具の貸与を受け、子どもたちの遊び場となる遊園。

2）街路樹等

平成 14(2002)年度の街路樹台帳によると街路樹本数は約 6,800 本で、市道 3325 号線や市道 3259 号線では、アメリカフウやコブシが多く植栽されています。

樹種としてはサクラとケヤキが多く、サクラは多くの路線で植えられ、とくに桜台緑道や武庫川通線では 100 本以上となっています。ケヤキの植えられている路線は多くはないものの、市道 3259 号線では 500 本以上におよんでいます。

街路樹

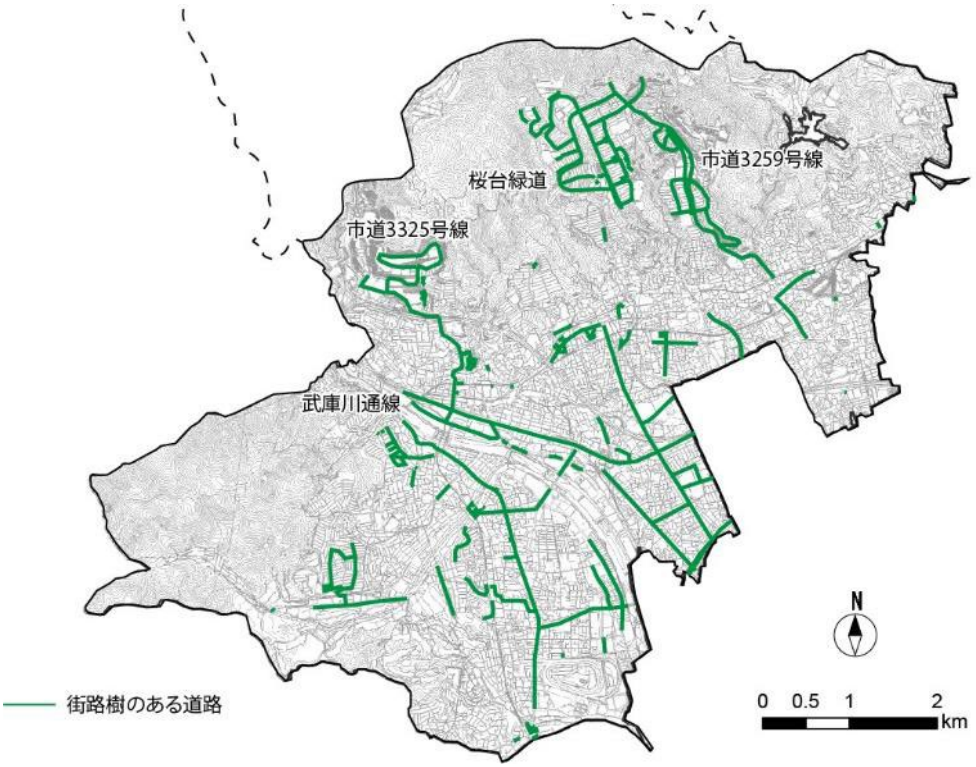

【市街化区域における街路樹】

3）景観資源

平成 24（2012）年策定の「宝塚市景観計画」では、「宝塚らしさを感じる」景観を大きく 4 区分しています。これらは、みどりを背景あるいは調和のなかに見出される景観資源といえます。

◆山並みと武庫川を中心とした清流がおりなす潤いある景観

・六甲山地・長尾山地の山並み、武庫川を中心とした清流の景観

◆自然、歴史に包まれた地域の個性が輝く景観

・山麓住宅地、山本・中筋の農住地域、市庁舎周辺、中山寺等の参道、街道筋の景観

◆北部地域の自然や歴史に培われた穏やかな田園・集落景観

・農地、集落周辺の竹林や屋敷林、神社境内、伝統的民家、宝塚自然の家などの景観

◆特有の居住文化や芸術文化が育むふれあいの景観

・阪神間モダニズム体現の居住文化と宝塚歌劇等の芸術文化に影響される交流の景観

4) 地域制緑地

地域制緑地のうち、法によるものとしては、北摂連山近郊緑地保全区域と六甲近郊緑地保全区域の近郊緑地保全区域 3,971ha をはじめ、保安林区域 633ha、特別緑地保全地区 3 箇所 290.1ha、農業振興地域農用地区域 269.6ha などのほか、生産緑地地区 320 箇所 69.72ha があります。また協定によるものとしては、緑地協定締結地区として阪急宝塚山手台第 1 住宅地区、第 2 住宅地区があります。

生産緑地地区については、平成 4(1992)年 10 月 6 日に当初決定を行い、以降、一部について廃止及び変更、追加を行っています。

【地域制緑地の指定状況（令和３年７月末現在）】

	名称	箇所数	面積(ha)	備考
法によるもの	特別緑地保全地区	3	290.10	良元・生瀬緑地保全地区(217)、北中山緑地保全地区(67)、中山台緑地保全地区(6.1)
	風致地区	-	-	
	生産緑地地区	320	69.72	令和 2 年 12 月 24 日現在
	近郊緑地保全区域	2	3,971.00	六甲近郊緑地保全区域(760)、北摂連山近郊緑地保全区域(3,211)
	自然公園	1	270.00	瀬戸内海国立公園の一部
	自然環境保全地域	-	-	
	農業振興地域農用地区域	-	269.60	令和 3 年 9 月 21 日現在
	河川区域	-	-	
	保安林区域	-	633.00	
条例等によるもの		1	1.20	環境緑地保全地域（満願寺の森）
協定によるもの		15	40.1	宝塚山手台西緑地協定、 宝塚山手台東第 1 地区緑地協定 阪急宝塚山手台第 4~第 16 地区緑化協定

緑地協定地区

３　みどりの変遷と前計画の進捗状況

（１）みどりの変遷

平成 14(2002)年からの、本市の地目別面積の変遷をみると、田をはじめとする農地のみどりは減少しています。

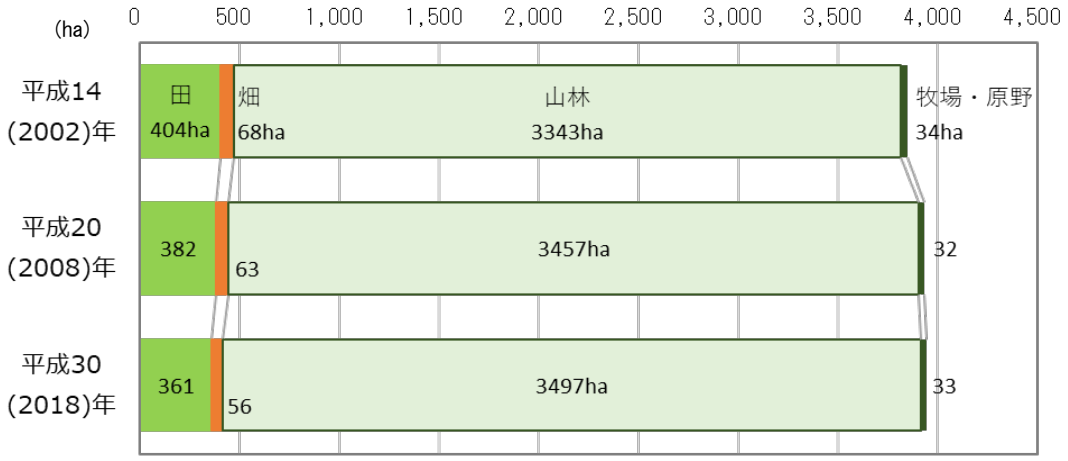

【総面積地目別面積の変遷（平成 14(2002)年⇒平成 30(2018)年)】

（注）地目別面積は 1 月 1 日現在の数値。
出典：兵庫県統計書（宝塚市統計書）を基に作成

（２）前計画の進捗状況

1）施策進捗状況

平成 13(2001)年 3 月に策定された前計画における施策の進捗状況は下記の通り、全 75 施策のうち 2 施策が計画通り完了・終了、44 施策が計画通り継続中となっています。

※平成 12 年度策定宝塚市緑の基本計画「第 4 章計画推進のための施策の方向及び取組み」の記載施策を基に整理

【前回計画において掲載されている施策の進捗状況整理】

1．コミュニティづくりのために

施策	11	進捗状況（施策数）			
計画方針名称	施策数	計画通り完了、終了	計画通り継続中	中座（継続予定）	中止、廃止
(1)市民参加の仕組みづくり	6		4	2	
(2)緑のまちづくり支援体制づくり	5		2	2	1

2．まちに緑を蓄えるために

施策	24	進捗状況（施策数）			
計画方針名称	施策数	計画通り完了、終了	計画通り継続中	中座（継続予定）	中止、廃止
(1)六甲・長尾山系等の森林地域の保全	4		3		1
(2)北部地域の田園風景の保全	2	1			1
(3)市街地内の樹木樹林の保全	5		3	1	1
(4)市街地内農地の保全	2			2	
(5)武庫川をはじめとする水辺環境の保全	5		3		2
(6)宝塚市生態系レッドデータブック等による特に貴重な自然環境の保全	3		3		
(7)緑資源の再利用	3		2		1

3．まちを緑で守るために

施策	11	進捗状況（施策数）			
計画方針名称	施策数	計画通り完了、終了	計画通り継続中	中座（継続予定）	中止、廃止
(1)市街地内緑地の整備と充実	5	1	4		
(2)防火帯等の緩衝緑地の保全・創出	5		3		2
(3)自然災害防止のための緑の保全・創出	1		1		

4．まちの緑を楽しむために

施策	16	進捗状況			
計画方針名称	施策数	計画通り完了、終了	計画通り継続中	中座（継続予定）	中止、廃止
(1)緑の普及啓発	4		2	2	
(2)緑の情報の収集と発信	4		2	2	
(3)緑の交流拠点づくり	7		1	6	
(4)緑を活かした新名所づくり	1				1

5．まちを緑で演出するために

施策	13	進捗状況			
計画方針名称	施策数	計画通り完了、終了	計画通り継続中	中座（継続予定）	中止、廃止
(1)公共・公益施設の緑化推進	9		8	1	
(2)民有地の緑化推進	4		3		1

2） 目標達成状況

前計画では、計画目標として「緑地及び緑化空間をあわせた緑の割合」と、都市公園と子ども遊園などを合わせた「都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の量」の 25 年後の数値を掲げていました。

「緑地及び緑化空間をあわせたみどりの割合」では、農業振興地域農用地区域や生産緑地地区の面積が減少したこと、「都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の量」では、都市計画公園が未開設であることや人口増加の影響もあり、いずれも目標値を下回っています。

【緑地及び緑化空間をあわせたみどりの現況と目標】

	前回計画当初 (平成 12(2000)年 3 月)	令和 2(2020)年 3 月末時点	前回計画目標年次 (令和 7(2025)年)
確保量	5,780,54ha	5,884.68ha	5,922.64ha
全市域面積に対する割合	概ね 57%	概ね 58%	概ね 58%
市域面積	10,189ha	10,189ha	10,189ha

【都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の現況と目標】

	前回計画当初 (平成 12(2000)年 3 月)	現状 (令和 2(2020)年 3 月末)	前回計画目標年次 (令和 7(2025)年)
人口	213,205 人	232,854 人	230,000 人
都市公園などの面積	80.24ha	121.10ha	158.97ha
1 人当たり水準	概ね 3.8m^2/人	概ね 5.2m^2/人	概ね 7.0m^2/人

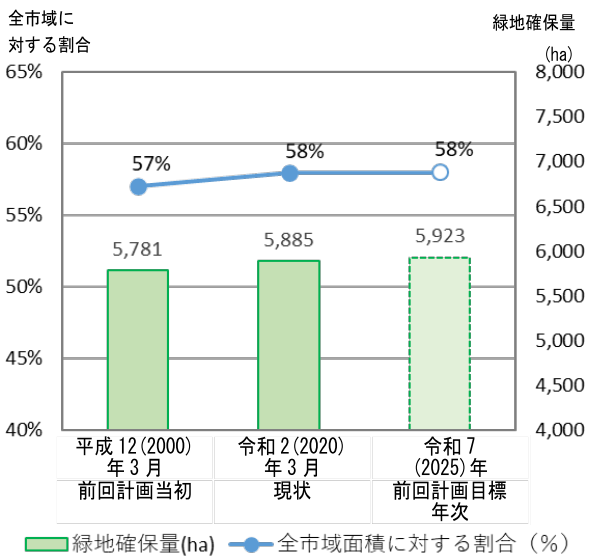

【緑地及び緑化空間をあわせたみどりの現況と目標】

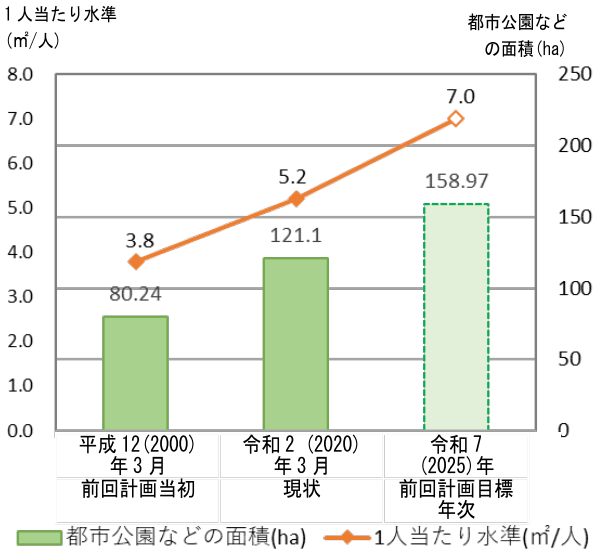

【都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の現況と目標】

４　市民意識調査

（１）実施概要

調査目的＝「緑の基本計画」の改定にあたり、市の緑の実態に即し、市民の皆様の意向を反映した、より良い計画となるよう、緑に関する現状や意向を把握するために実施しました。

調査対象＝18 歳以上の宝塚市民 1,000 人（無作為抽出）

調査方法＝郵送配布、郵送回収

調査期間＝平成 30(2018)年 11 月 13 日～23 日

配布及び回答状況＝

	実数	備考
配布数	1000 通（有効数 991 通）	9 通は住所不明
回答数	510 通	回収率 51.0% 有効回答率 51.5%

（２）調査結果

1）宝塚市のみどりについて

・みどりの量について、多く感じている人の割合が、少ないと感じている人より高くなっています。

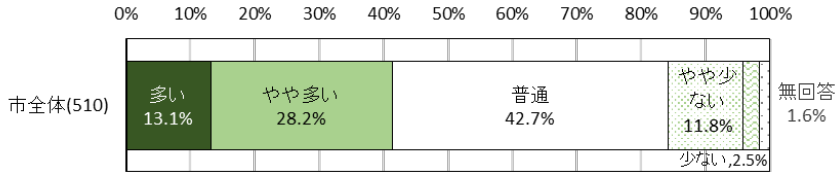

【意向調査結果「市全体及び地域のみどりの量の感じ方」】

・多いと感じる緑は「遠くに見える山の緑」が圧倒的に多くなっています。一方、少ないと感じる緑は「商業地の緑」がもっとも多く、「街路樹などの道路の緑」「学校や病院などの公的施設の緑」も挙げられています。

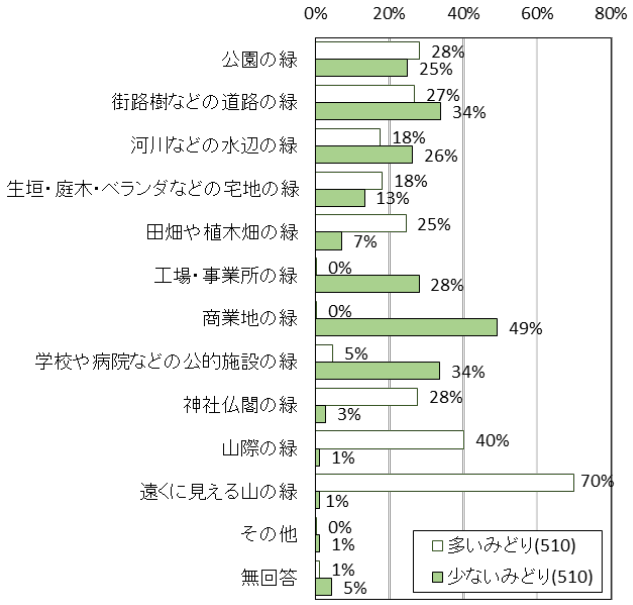

【意向調査結果「多いと感じるみどりと少ないと感じるみどり」】

2）公園との関わりについて

・「(公園を)あまり利用しない」が７割で、「よく利用する」の２割を大きく上回っています。

・公園を利用しない理由としては、「子どもが大きくなったから」「公園で特にやりたいことがないから」が多くなっています。

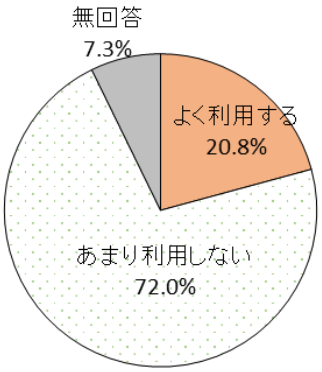

【意向調査結果「公園の利用状況」】

3）みどりの保全の必要性と守り育てたいみどり

・9 割の人が、みどりの保全が必要と感じています。

・守り育てる必要があるみどりとしては「街路樹などの道路の緑」や「公園の緑」などの身近な緑が多く挙げられています。

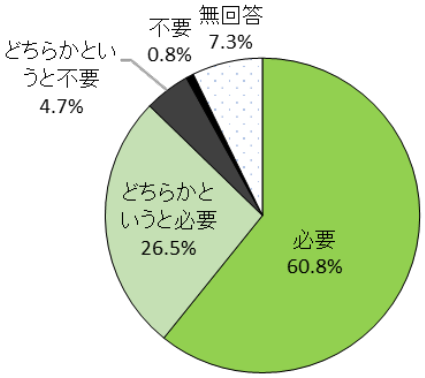

【意向調査結果「みどりの保全の必要性」】

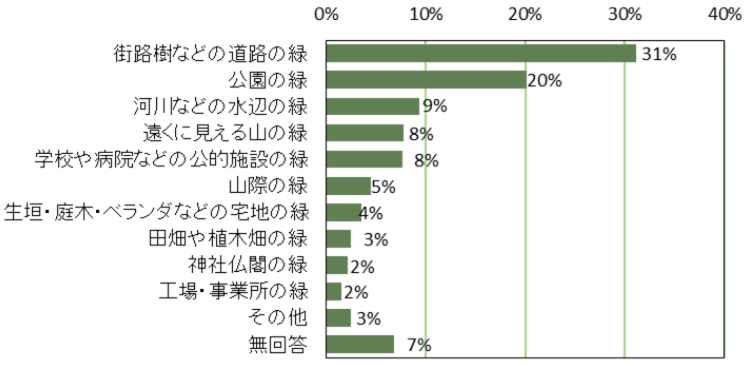

【意向調査結果「守り育てる必要があると思うみどり」】

4）みどり豊かなまちに向けて重視すること

・みどり豊かなまちに向けて重視することとして、公園・緑地や道路の緑の質の向上が挙げられており、いずれも適切な維持・管理が求められています。

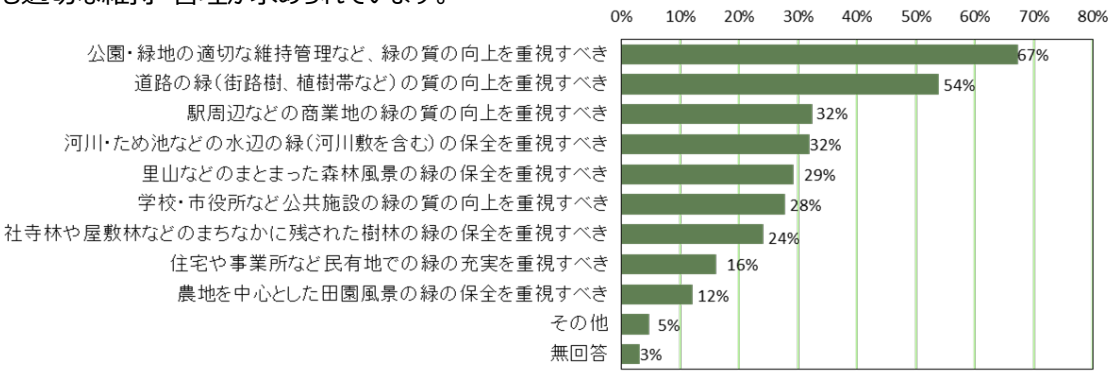

【意向調査結果「みどり豊かなまちに向けて重視すること」】

5　みどりの課題と計画の方向性

（１）みどりの課題

本市全体の緑地を概観すると、武庫川の沖積平野に展開する住宅地を中心としたみどりの少ない「南部市街地」と、みどり豊かな住宅地からなる「山麓市街地」、及び山地と田園地帯が広がる「北部地域」に大きく分けられます。

アンケート結果等も踏まえながら、地域ごとのみどりの課題を整理します。

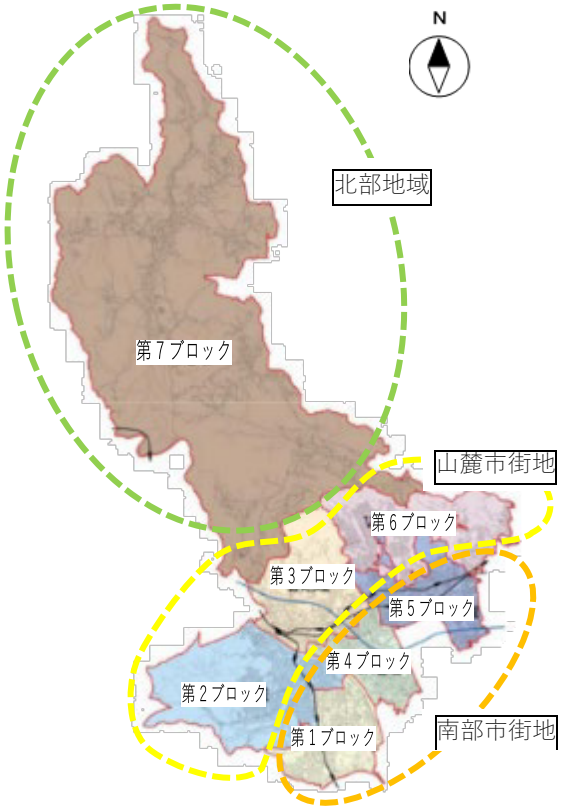

【緑地構造と地域区分】

１）南部市街地

南部−１　限られたみどりの資源の活用が求められる

市民アンケートでは、山地を多く含まない地域（第 1、4、5 ブロック）や商業地域を多く含む地域（第 3 ブロック）において、みどりが多いと感じる人の割合が少なくなっています。

こうしたところでは、残された市街地内農地や小河川など水辺環境、学校等の公共公益空間、住宅地内の庭など、限られたみどりの資源を最大限に活用する視点が重要です。

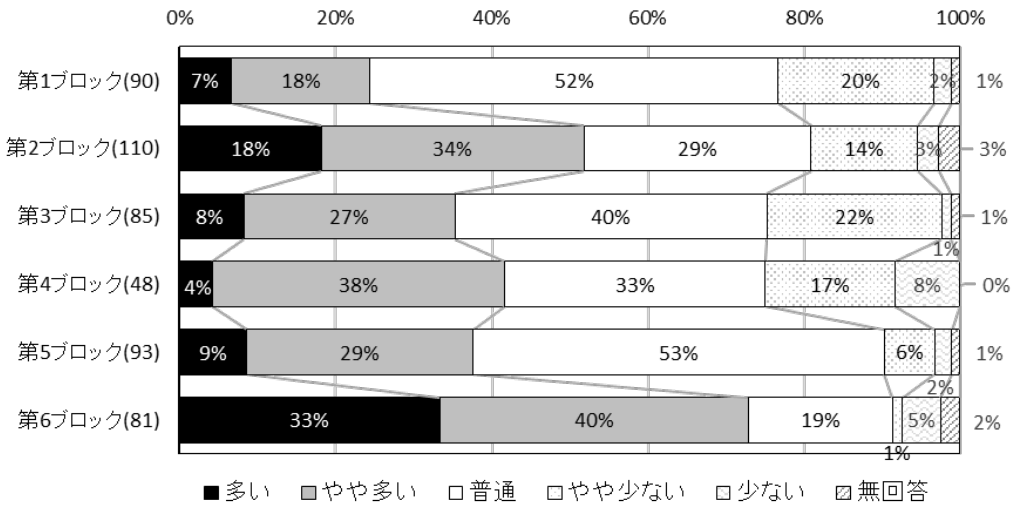

【意向調査結果「地域別の地域のみどりの量の感じ方」】

南部-2　公園の利用促進や、活性化方策が求められる

市民アンケートでは、公園をよく利用する人は 2 割程度しか見られませんでしたが、小規模公園であっても様々な活用方法で利用したい意向は多く、市民・事業者・行政等が連携して公園の管理運営に関わるためのパークマネジメントプランの検討のほか、公園のリニューアルの具体的なニーズを地域ごとに把握し、イベントや避難訓練など地域が主体となる公園利用について多様な角度から活性化の方策を検討する必要があります。

南部-3　利用者のニーズに応じた公園の確保と見直しが求められる

本市では、市街地開発に伴い整備された小規模な公園（いわゆる開発提供公園）が多く、利用頻度が低くなっているほか、市民アンケートでは、あまり利用されていない公園は無くした方がいいとする意見や統廃合の意向も一定程度見られました。また、全国的に人口減少に伴い公共施設を集約、再編することが検討されており、公園・緑地についても適正に配置していくことが求められています。

このため、開発提供公園の自主管理や協力金への代替等を含めた対応、利用されていない小規模公園の再編、都市計画公園の見直し等、市内における公園のあり方について検討していく必要があります。

南部-4　街路樹などまちなかのみどりの適切な管理が必要とされている

市街地内のみどりがまとまり連なって見られる身近な街路樹や公園のみどりは市民に高く評価され、保全の対象として感じられていますが、樹木の成長や経年変化とともに管理手法等について見直しが必要な場合も多くあります。

このため、とくに街路樹については樹木の現状だけでなく樹木の成長後の姿も視野に入れた街路樹管理計画を策定するほか、既存のみどりの保全と新たに生み出すみどり、リニューアルすべきみどりを整理し、景観的観点も含めた計画的な市街地緑化の方向性を示す必要があります。

南部-5　小規模な公園について多様な手法での管理が求められる

小規模な公園を含め 300 を超える公園があり、維持管理面での作業量が膨大なため、樹木や雑草の管理についての不満がとくに多く見られます。

一方、市民アンケートでは地元管理で活用したいとする意向も多いことから、公園アドプト活動団体との調整をはかりつつ、こうした意向も踏まえた適正な公園管理のあり方を検討する必要があります。

2) 山麓市街地

山麓-1　みどり豊かな住環境の保全・育成が求められる

みどり豊かな住環境は、本市がもつ都市イメージを象徴するものです。丘陵地斜面や山麓に開けた住宅地は、多くが第一種低層住居専用地域※に指定され、みどりと共存する区域が広がっています。既に景観計画特定地区における地区ごとのルールや緑地協定等で住宅地内でのみどりの保全・育成が図られているところも多く、今後はこうしたみどりの住宅市街地をみどりの帯として保全していく視点も必要と考えられます。

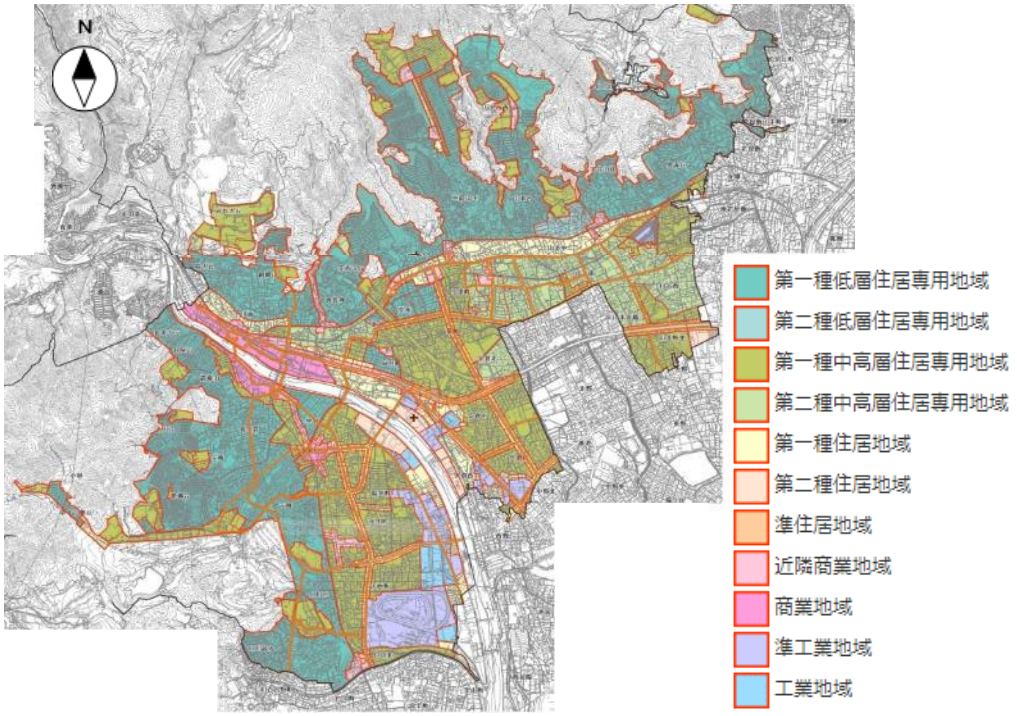

【宝塚市用途地域図】　(平成 30 年 3 月現在)

出典：宝塚市地図情報

山麓-2　市街地背後の山のみどりのあり方について検討が求められる

市街地背後の山のみどりは、本市をみどりが多いまちとして位置付ける役割を担っています。このため、借景となるみどりの景観的視点、レクリエーション拠点等の活用の視点、生物多様性などの保全の視点、土砂災害などの防災の視点など多様な角度から、市街地背後の山のみどりの可能性を検討し、その保全活用の方向を定める必要があります。

3) 北部地域

北部-1　北部地域の農地と山のみどりの保全・活用が求められる

南部とは対照的なゆったりとした緑地景観を活かし、農地の保全を推進するほか、背景となるみどりの里山景観の保全、北摂里山博物館としての地域資源の保全・活用など、北部地域の活性化に向けた総合的な取組のなかで、緑地環境の適切な保全・活用をめざす必要があります。

※第一種低層住居専用地域：生活環境の保全と、商工業の維持増進を推進しようとするために定める用途地域の一つ。用途地域は全部で 13 種類あり、住居系 8 種類、商業系 2 種類、工業系 3 種類がある。「第一種低層住居専用地域」は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。

（２）計画の方向性

「宝塚市総合計画」や「たからづか都市計画マスタープラン」など、上位計画での考え方やみどりの現状課題を踏まえ、宝塚市みどりの基本計画の方向性は以下のように整理されます。

＜宝塚市みどりの基本計画の方向性＞

〇公園・緑地等のさらなる充実をめざすと共に、これまでのみどりのストックの有効活用や再編、質の向上を図ることにより多くの市民がみどりの恩恵にあずかることができるよう、市民目線での取組を展開する。

〇今後のみどりの持続的で健全な保全・育成を図るため、協働によるみどりのまちづくりを重視した維持管理や運営を実践するための人づくり、体制・仕組みづくりを進める。

〇本市のみどりの骨格形成については、みどりの多様な機能を踏まえつつ、保全、整備、管理、運営、利用という幅広い視点にたった制度、手法の導入を検討し、実行性ある取組の展開をめざす。

Ⅲ みどりのまちづくりの考え方

1　基本理念

地球環境の保全に係る課題が顕在化するなか、「みどり」は環境の代名詞としての位置を占めるに至っています。しかしながら、まちづくりの上では「みどり」という言葉はキャッチフレーズとして利用されるものの、十分な対策がとられてきたとは言い難い面があります。

宝塚市では、恵まれた自然環境を大切にし後世に継承するとともに、みどりの多様な機能を最大限発揮し、快適に住み楽しむ環境を花とみどりで積極的に創り出していくことが求められています。

第６次宝塚市総合計画に掲げられているスローガン「わたしの舞台は　たからづか」には、「活動・活躍できる場」（舞台）をつくり、「暮らし」（舞台）を支え、「まち」（舞台）を未来につなげていくとの想いが込められています。

本計画においても総合計画を踏まえ、市民、各種団体、事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念とし、「みんなでつくる　花とみどりの夢舞台」をキャッチフレーズに設定します。

＜みどりの基本計画におけるキャッチフレーズ＞

みんなでつくる　花とみどりの夢舞台

「宝塚らしいみどり」を
多様な主体と協働により
守り・つくり・活かし・管理する

「宝塚らしいみどり」
植木、花、水、川、山、農地、ふるさと、華やか、田園・・・である

＜第６次宝塚市総合計画のスローガン＞

わたしの舞台は　たからづか

このスローガンには、「活動・活躍できる場」（舞台）をつくり、「暮らし」（舞台）を支え、「まち」（舞台）を未来につなげていくとの想いを込めています。

2　みどりの将来像

第６次宝塚市総合計画においては、10 年後の本市のめざすまちの姿を下図のとおり提示しています。本計画は、総合計画の分野別計画であることから、「分野ごとのめざすまちの姿」に係わるみどりのイメージを、「みどりの将来像」と捉えます。

また、これらのめざすまちの姿に共通する目標として、「共に創り、未来につなぐまち」があり、みどりのまちづくりにおいても、市民、各種団体、事業者、行政が協働で進めることとします。

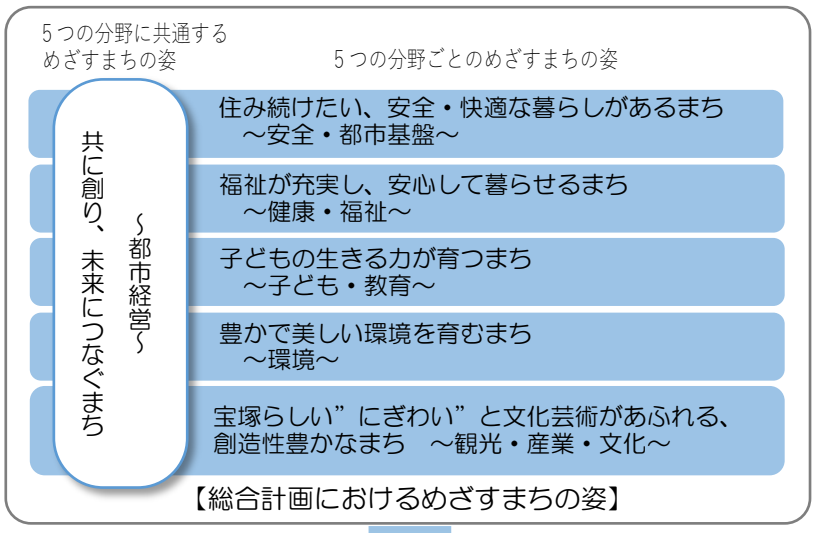

【総合計画におけるめざすまちの姿】

【みどりの基本計画におけるみどりの将来像】

①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり

③「子どもの生きる力が育つまち」のみどり

④「豊かで美しい環境を育むまち」のみどり

⑤「宝塚らしい”にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」のみどり

＜みどりの基本計画におけるキャッチフレーズ＞

みんなでつくる　花とみどりの夢舞台

分野ごとのめざすまちの姿①～⑤に対応するみどりのイメージを、以下に示します。

①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり

- 誰もがずっと住み続けたい、子育て世代が移り住みたいと思える魅力的なまちとして、豊かな自然や、住宅を彩るみどりがまちを包み込んでいる。
- 道沿いや駅前などにおいて適正に管理された草木や花があふれ、快適で楽しい道路環境が保全されている。
- 河川の治水機能の向上とともに河川と周辺のみどりが、休憩や散策の場として、うるおいと安らぎある水辺空間を形成している。
- 火災時の延焼防止など災害拡大を防止する街路樹や川沿いのみどりのほか、緊急時の避難場所や避難経路となる公園・緑地が充実している。

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり

- 高齢者や障碍（がい）者が、公園・緑地を活用して、仲間づくりや健康づくり活動に取り組んでいる。
- みどりの管理や整備に関わることが、こころの健康づくりや生きがいづくりになり、あらゆる世代において安心できる健やかな暮らしができている。
- 憩いの場として、花とみどりの景観を楽しみながら、誰もがいつでも安心して過ごすことのできる公園・緑地が身近にある。

③「子どもの生きる力が育つまち」のみどり

- 子どもたちが、豊かな自然や文化に触れ、異世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。
- 花とみどりがあふれる公園・緑地で子どもたちが元気に走りまわり、まわりのベンチでその様子を見守る保護者が休憩している。
- 学校や家庭、地域において花植えなどのみどりに関する活動を通じて、児童、生徒が「ふるさと宝塚」への誇りや愛着を育んでいる。
- 様々な人が、交流を通して子育てに関する情報交換の場などに、公園・緑地を活用している。

④「豊かで美しい環境を育むまち」のみどり

- 山々と河川が織りなす自然景観や北部地域の農村・田園景観、芸術文化に育まれた景観、それぞれが調和した宝塚らしい景観が保たれ、魅力を増している。
- 自然とのふれあいや学びを通して、市民の環境への関心が高まり、生物多様性が保全されるとともに、人の営みと自然がつながっている。
- まちの美化活動等により、公園・緑地が美しく管理されている。
- 維持管理で発生する剪定枝などがリサイクルの観点から、資源として活用され、循環型社会づくりが進んでいる。

⑤「宝塚らしい”にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」のみどり

- 花とみどりに囲まれた市内の観光資源に、多くの人が訪れ、にぎわっている。
- 「花き・植木」や「西谷野菜」など宝塚産の農作物のブランド化が進み、農業を志す人が増えるとともに、市民が身近に「農」のみどりに触れている。
- 宝塚ならではの産業の活性化、起業・創業により、花とみどりあふれるまちなかで買い物する人や働く人が増えている。
- 多くの人が、宝塚の花き園芸にふれるために訪れている。

3　みどりの確保目標

みどりの将来像の実現に向けて、本計画に関わる市民、各種団体、事業者、行政が目標を共有し、連携・協力により計画を進めていくことが重要です。ここでは、総括目標と個別の数値目標を以下のとおり設定しました。

（１）総括目標

総括目標として、ここでは市民のみどりへの満足度を高めることを掲げました。

平成 30(2018)年度に実施した市民意識調査※における「市域全体のみどりへの満足度」を基準値とした目標値に設定しました。

【総括目標】

市民のみどりへの満足度を高める

	現状 (平成 30 年度調査※)		目標年次 (令和 13 年度)
市域全体のみどりへの満足度	54 ﾎﾟｲﾝﾄ	⇒	60 ﾎﾟｲﾝﾄ

有効回答数（505 人）のうち、満足(56 人)を 100pt、やや満足(89 人)を 75pt、普通(264 人)を 50pt、やや不満(81 人)を 25pt、不満(15 人)を 0pt として加重平均している。

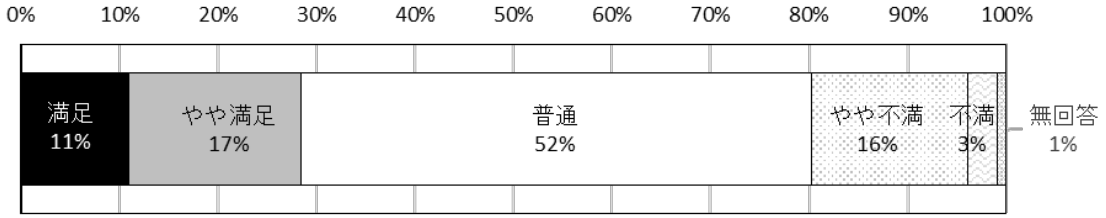

【意向調査結果「宝塚市のみどりの満足度」】　（母数=510）

※市民意識調査：平成 30 年 11 月に実施した「宝塚市緑の基本計画に係る市民アンケート調査」。18 歳以上市民 1,000 人を無作為抽出し、郵送による調査票の発送、回収を行ったところ 510 人の回答が得られた。

（２）個別目標

総括目標の達成のため、具体的な数量として把握できる 6 つのみどりの個別目標を設定します。

【目標 1】緑地の保全・確保

市域面積に対する緑地面積の割合を現状値以上とします

将来的にも残すべきみどりである「緑地」の面積を確保するための指標を設定します。

緑地の減少を食い止めるべく、施設緑地と地域制緑地からなる緑地面積を市域面積（目標年次）に対して、現状の概ね 58%以上と設定します。

	現状 (令和 2 年度末)		目標年次 (令和 13 年度)
緑地の確保量	5,884.68ha	⇒	現状値以上
市域面積に対する割合 （市域面積）	概ね 58% （10,189ha）	⇒	現状値以上 （10,189ha）

【目標 2】市街化区域における緑被地の割合

市街化区域における緑被地の割合を現状値以上とします

公有地、民有地を問わず、樹木や草花などの植物で被われた土地である「緑被地」の面積を確保するための指標を設定します。

みどりの存在価値が重視される市街化区域における緑被地の面積の割合を、現状値以上と設定します。

	現状 (令和元年 5 月)		目標年次 (令和 13 年度)
市街化区域における緑被地の割合	19.5%	⇒	現状値以上

【目標 3】公園で開催されるイベントの数

1 年間に公園を使って開催されるイベントの数を 146 回以上とします

公園・緑地において開催されるイベントの回数を、市民の公園・緑地への愛着状況と考え、指標として設定します。

	現状 (令和 2 年度末)※1		目標年次 (令和 13 年度) ※2
公園で開催されるイベントの数	146 回	⇒	300 回

※1：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日　※2：令和 13 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

【目標４】公園をよく利用する市民の割合

公園をよく利用する市民の割合を 25%以上とします

宝塚市内の公園を「よく利用する」と回答した市民の割合を、公園の利用状況を表す指標として設定します。

	現状 (平成 30 年度末) ※		目標年次 (令和 13 年度)
公園をよく利用する市民の割合	21%	⇒	25%

※平成 30 年 11 月に実施した「宝塚市緑の基本計画に係る市民アンケート調査」。

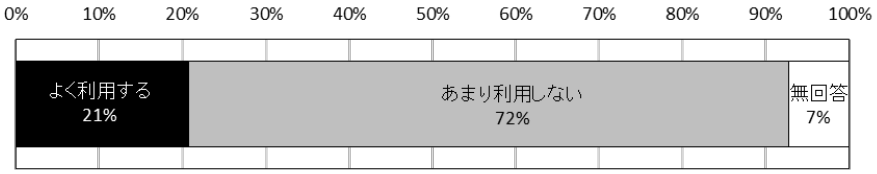

【意向調査結果「公園の利用状況」】　（母数=510）

【目標５】みどりの管理に取り組む市民団体の数

公園・緑地などのみどりの管理に取り組む市民団体の数を現状値以上とします

本市には、自治会等の各種地域団体が身近な公園や河川、除草等の環境保全活動を行う各アドプト制度※による取組、また、近隣住民が公園内などの花壇の維持管理を行う「地域緑化モデル地区指定団体（以下、「緑化団体」という）」による取組、里山の保全活動に関する取組があります。

こうした公園・緑地、河川などの管理について、何らかの関わりを持つ市民団体の数を指標として設定します。

	現状 (令和 2 年度末)		目標年次 (令和 13 年度)
公園アドプト団体数	42 団体	⇒	現状値以上
河川アドプト団体数	10 団体	⇒	現状値以上
道路アドプト団体数	10 団体	⇒	現状値以上
緑化団体数	111 団体	⇒	現状値以上
緑地・里山・まち山保全活動団体数	9 団体	⇒	現状値以上

※アドプト制度：アドプト(adopt)とは英語で「養子縁組をする」という意味があり、親が子どもを想うように、市民ボランティアが身近な公園や河川などの公共施設を大切に世話するという制度。

【目標６】都市公園等の整備状況

本市は国の基準に準じて、都市公園の面積について「一人あたり 10m^2 以上、市街化区域で 5m^2 以上」を標準とすることを、宝塚市都市公園条例で定めています。

整備の必要性や効果の高い箇所において遊休農地※や民有地等の活用も視野に入れながら、市民が実感できる一人あたり都市公園等の整備面積を指標として設定します。

	現状 (令和 2 年度末)		目標年次 (令和 13 年度)
都市公園等面積	121.10ha	⇒	122.80ha
市民一人当たり面積 （人口）	概ね 5.2m^2/人 （232,854 人）	⇒	概ね 5.8m^2/人 （210,206 人）

※都市公園等は北雲雀きずきの森と北中山公園を含めたもの。

※遊休農地：農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当するもの。 ①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。

4　基本方針

平成 27(2015)年に国連において採択された SDGs(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals))の実現には、下図に示すとおり環境と社会、経済の三要素の調和が不可欠であるとされています。

本計画においても、これらとの関係性を踏まえ、みどりの将来像を達成するためのみどりの基本的な方針として、みどりを「守り・伝える」、「環境をつくる」、「活用する」、「協働で管理する」、の４つの柱を掲げます。

みどりを「守り・伝える」は、本市がもつ豊かなみどり（環境）を守り、次世代に残し伝えていくものです。「環境をつくる」は、市民にとって住みよい環境としての身近なみどりを生み出していくことです。みどりを通して市民が語り合う豊かな社会（市民生活）の形成が期待されます。「活用する」は、みどりの多様な機能を活かし、経済性を含めたみどりの価値を高めていくことです。こうした方針のもと、「協働で管理する」ことで、みどりが末永く大切にされていきます。

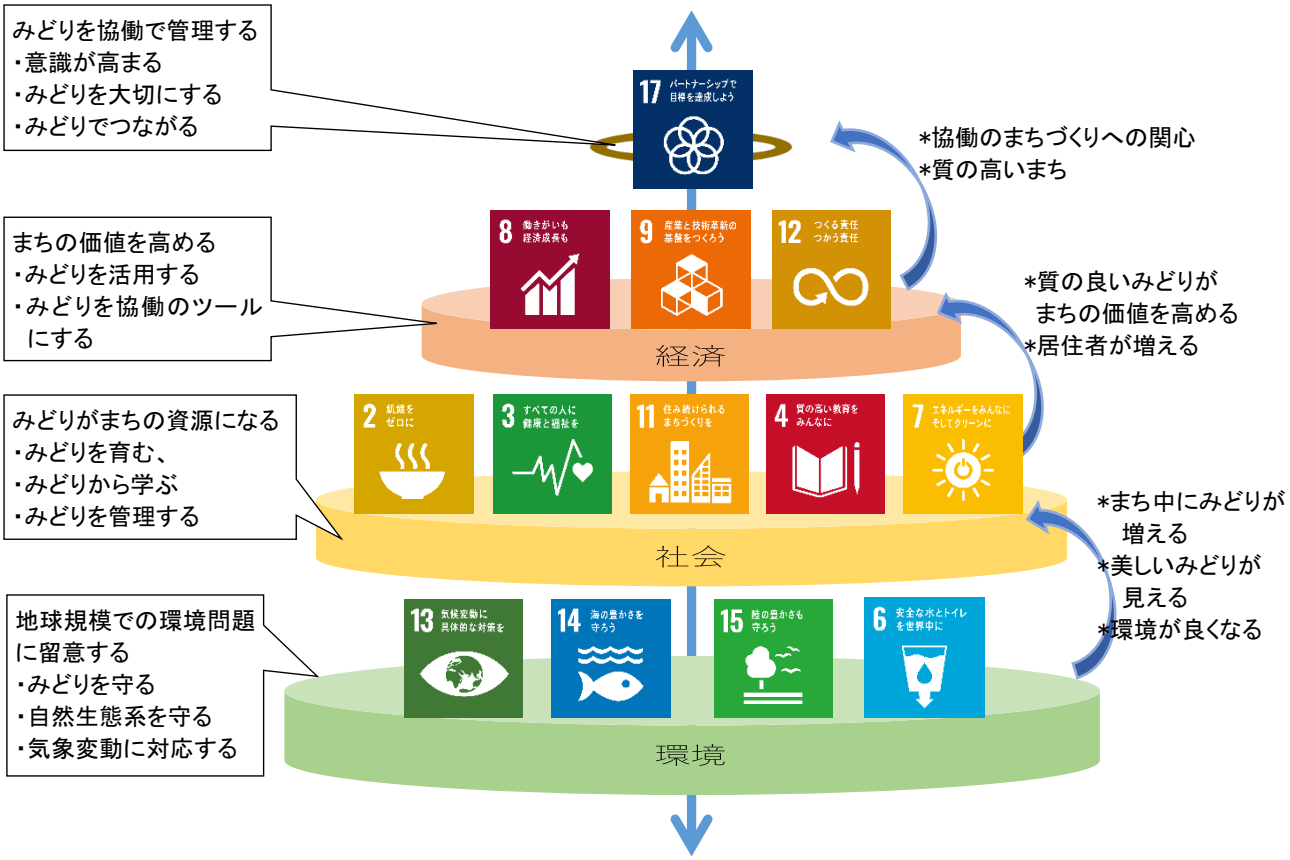

【SDGs ウエディングケーキモデル（SDGs 関係図での整理）】

出典：ストックホルムレジリエンスセンター「SDGs ウェディングケーキモデル」を基に、本計画に関係する項目を整理。

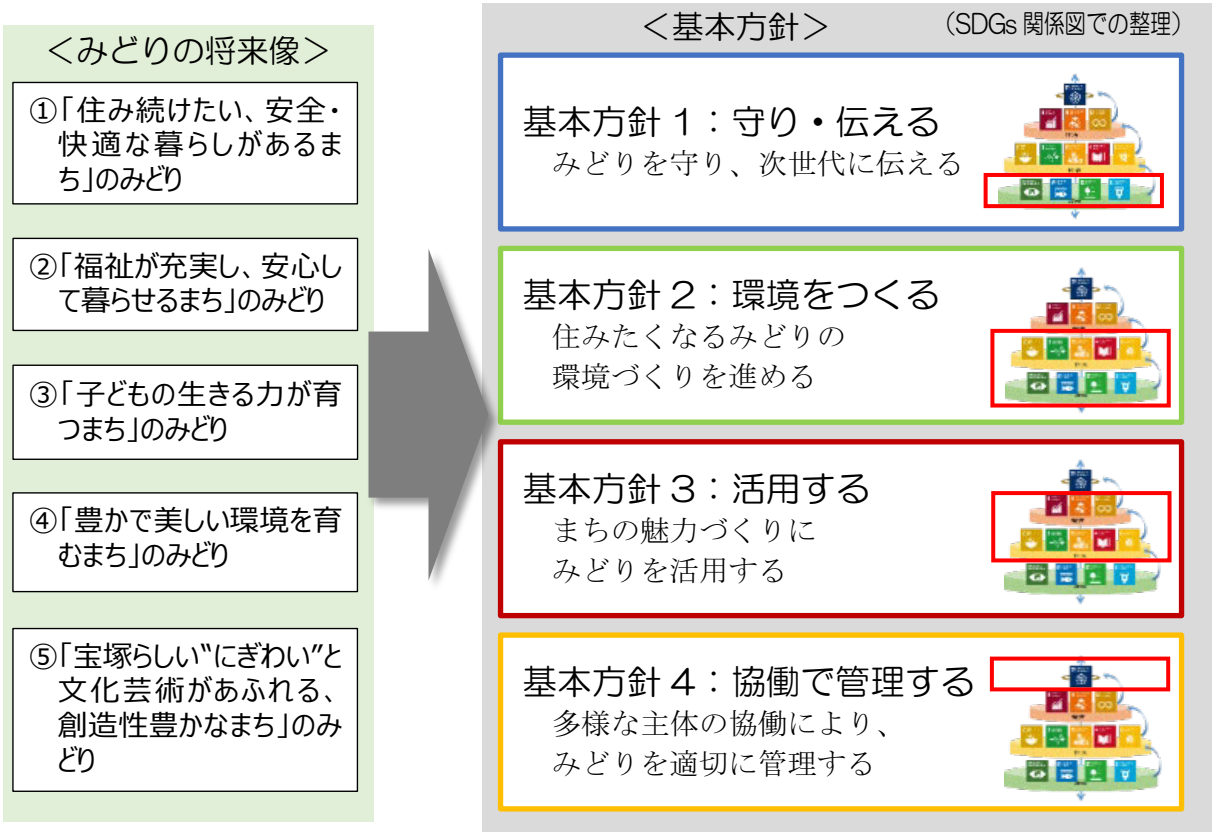

【みどりの将来像と基本方針】

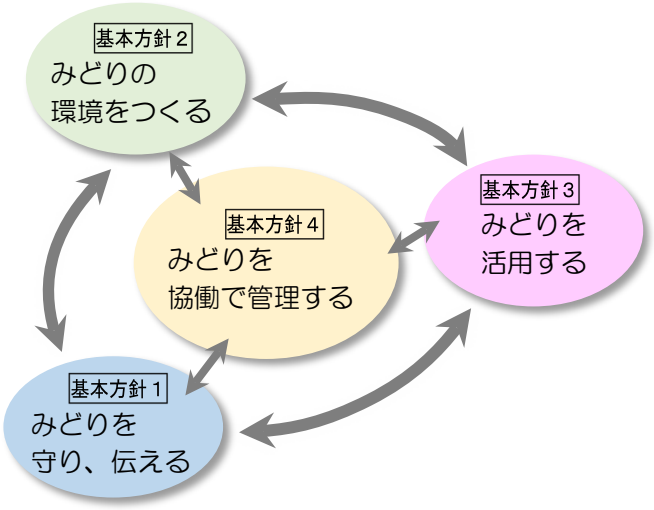

【4 つの基本方針の関係性】

5　みどりのネットワークの考え方

基本方針を展開する空間イメージとして、本市の地形構成やみどり、まちの特性を反映した「みどりのネットワーク」を示します。

「みどりのネットワーク」は、山地や武庫川の「みどりの骨格」が有するみどりの効果を市街地に浸透させ、中小河川や水路、主要な道路である「みどりの軸」により、主要公園などの「みどりの拠点」につなぎ、さらに市街地内の農地や小規模公園である「身近なみどり」へ連続させる役目を担っています。

「みどりのネットワーク」を形成することで、生物の移動経路の確保や自然の多面的機能を回復させると共に、良好な景観の形成、みどり豊かなレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめるみどりの生活空間ネットワークの形成など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合いや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。

みどりの骨格

「みどりの骨格」は、生物多様性の維持・再生や人と自然とのふれあいの場の提供、地域の景観など、広域的な観点から重要なみどりで、本市の基盤となるみどりです。

北部地域の山林部及び六甲山系・長尾山系の山林部、南部市街地を流れる武庫川を位置づけます。「みどりの骨格」は本市のみどりの根幹として保全するとともに、多様な機能の活用を図ります。

【みどりの骨格】

みどりの骨格		方針
六甲・長尾山系	北部地域の山地	北摂山地の一角を構成する豊かな自然緑地として、生物多様性の維持・保全、森林レクリエーション利用、自然体験など多様な機能を有していることから、これら緑地機能の維持向上を図るべく、緑地の保全、森林資源の有効活用、適切な維持管理を推進していきます。
	六甲山系・長尾山系	生物多様性の観点からも市民共有の財産であることから、特別緑地保全地区など法規制を最大限活用し、緑地の保全を徹底するとともに、身近にふれあうことのできる緑地の整備に努めます。
武庫川及びその沿川		本市の自然環境、自然的景観の象徴としての保全を基調としながら、親水性の確保や河川敷緑地の整備を推進するほか、桜の園を含む武庫川渓谷部では、周辺の山林を含めたみどりの保全、市街地部では沿川でのみどり豊かな土地利用を促進し、多様な緑地機能を備えた緑地帯の形成を目指します。

みどりの拠点

「みどりの拠点」は、市民が憩い、ふれあい、交流するなど地域の拠点となる場であり、また市街地に点在する自然環境や生態系の拠点ともなる場です。

末広中央公園や北雲雀きずきの森緑地、山本新池公園などの地域の拠点となる公園や、弁天池などの大規模なため池、主な社寺林を位置づけるほか、文化芸術センター周辺や市役所周辺などを市民がにぎわう「みどりの拠点」と位置付けます。

既存の「みどりの拠点」は質の向上と保全・活用を図っていきます。

【みどりの拠点】

拠点名	配置状況	方針
みどりのシビック※拠点	新庁舎やひろば、末広中央公園や武庫川のみどり、スポーツセンターなど、市民が利用する施設が集積する市役所周辺地区	シビック拠点として、みどり豊かで、魅力ある都市環境の創造、さらににぎわいの拠点として活性化を図ります。
みどりの文化観光拠点	武庫川河川敷に花のみち、宝塚ホテル、文化芸術センターが位置する阪急宝塚駅から宝塚南口駅の間	文化、観光に寄与する「みどりの文化拠点」として位置づけ、暮らす人も訪れる人も楽しめる、花とみどりの華やぐ空間として環境整備を図ります。
生物多様性保全活動拠点	北雲雀きずきの森緑地をはじめ、隣接する花屋敷グラウンドなどを含む一帯	まち山の生物多様性の維持・保全の観点から、自然と調和した環境整備を進め、市民との協働による保全・活用について積極的に推進します。また、市民の憩いや地域活動、環境学習の場として活用します。
	県立宝塚西谷の森公園	県民の参画と協働により、守り、育て、楽しみ、学べる都市近郊型里山公園であり、里山の生き物について学び、その生息環境の再生、昔ながらの農作業の体感の場として活用します。
	宝塚自然の家（松尾湿原含む）一帯の区域、丸山湿原群	天然記念物としての指定を継続しつつ、湿地環境の保全・学習の場として活用します。
	桜の園とその一帯	多くの種類のサクラを楽しむ場となるとともに、里山や渓谷の自然環境保全活動の場として活用します。
地域拠点	末広中央公園や北雲雀きずきの森緑地、山本新池公園などの地域の拠点となる公園 弁天池などの大規模なため池、主な社寺林	地域のシンボル、活動拠点として一定規模の都市公園やその他緑地について、地域に応じた機能の充実を図ります。

みどりの軸

「みどりの軸」は、「みどりの骨格」や「みどりの拠点」をつなぐ役割を担うみどりであり、人々に快適な空間の提供及び、生き物の移動経路としても活用されます。

主要な幹線道路を「主要道路軸(主要幹線道路)」、武庫川に流れ込む中小河川を「河川軸」として位置づけます。

これらについては、街路緑化、水辺の並木道、緑道（歩道）の保全・確保により、みどりの軸としての機能を充実します。

※シビック：都市の、市民の。

身近なみどり

生活空間のなかで、ネットワークを構成する「みどりの拠点」や「みどりの軸」の効果を補完し、市民がみどりとふれあうなど、きめ細やかにみどりの効果を広げる役割を担うみどりを、「身近なみどり」と定めます。

街区公園などの身近な公園、水辺地、農地、社寺林、住宅地などのまちなかのみどりを「身近なみどり」として位置付け、地域住民主体によるみどりのまちづくりの取組を進めます。

身近なみどりは、生活空間である市街化区域内及び北部・田園集落地域を対象とし、地形、土地利用、用途地域などに配慮し、市域を 3 つのエリアで展開することとし、みどりのネットワークの形成、身近なみどりの保全、みどりの質の向上を目指します。

【身近なみどりを展開するエリア】

エリア名	配置状況	方針
北部田園景観エリア	北部山地の山間に位置する田園・農村地域	武庫川の渓流や千苅水源地などの豊かな自然や田園環境、農業生産機能は市全体の貴重な資源であり、それらを構成する水辺、農地などのみどりを適切に保全します。
みどり豊かな山麓市街地エリア	南部の山麓区域	比較的古い宅地開発で現在はみどり豊かな戸建て住宅地となっているところが多く見られ、景観的にも重要な役割を担うことから、今後とも身近な樹林地や宅地回りのみどりの保全・育成を促進します。
みどりがつながる平地部市街地エリア	南部市街地	身近な生活圏の快適性向上を図るため、川辺やため池、農地、社寺林など多様なみどりの保全を図るとともに、これらのネットワーク化を進め、緑地機能の向上を目指します。

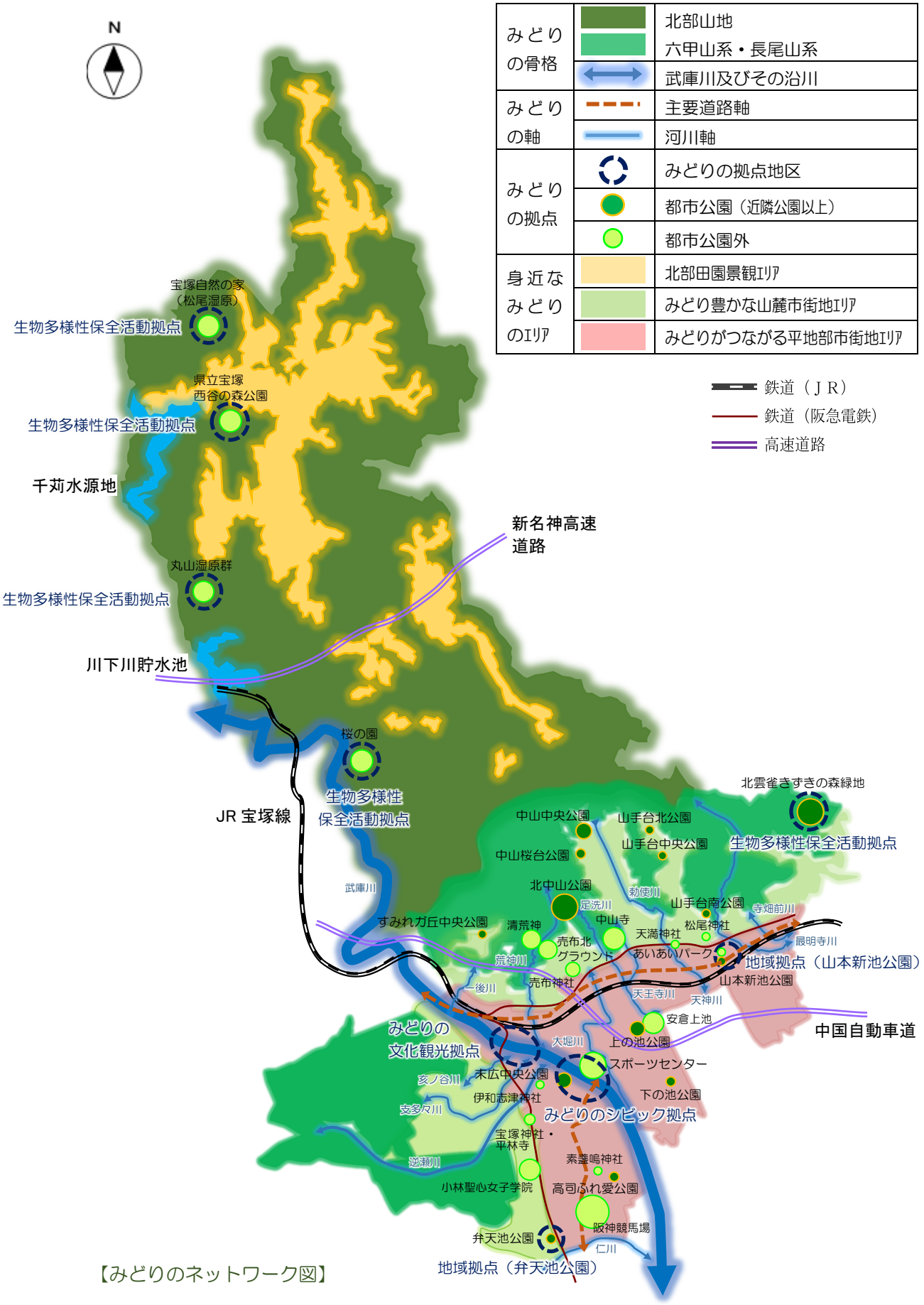

【みどりのネットワーク図】

Ⅳ みどりのまちづくりを推進する施策

１　計画体系

本計画は、「みどりの将来像」の実現に向けて、基本方針に基づいて取り組んでいく「基本施策」を設定するほか、基本施策のうち重点的に取り組むことで、みどりの将来像の実現に貢献する施策として４つの重点施策を位置づけます。

なお、第Ⅴ章では、地域の実情にあった計画とするため、市域を７つのブロックに分け、ブロックごとの方針・施策を示す「地域別計画」を掲げます。

【計画体系図】

＜計画のキャッチフレーズ＞

みんなでつくる
花とみどり
の夢舞台

＜みどりの将来像＞

「住み続けたい、
安全・快適な暮らしがあるまち」
のみどり

「福祉が充実し、安心して
暮らせるまち」のみどり

「子どもの生きる力が
育つまち」のみどり

「豊かで美しい環境を
育むまち」のみどり

「宝塚らしい”にぎわい”と文化
芸術があふれる、創造性豊かな
まち」のみどり

＜基本方針＞

基本方針①
守り・伝える
みどりを守り、
次世代に伝える

基本方針②
環境をつくる
住みたくなるみどりの
環境づくりを進める

基本方針③
活用する
まちの魅力づくりに
みどりを活用する

基本方針④
協働で管理する
多様な主体の
協働により、
みどりを適切に管理する

＜基本施策＞	＜個別施策＞
1.山のみどりや水辺、農地等の保全	○山のみどりの保全
	○水辺の保全
	○農地等の保全
2.歴史的・文化的みどり等の保全	○歴史的・文化的みどりの保全
	○地域のシンボルとなるみどりの保全
3.生物の生息環境となるみどりの保全	**●在来生物の生息・生育環境の保全**
	●生物多様性保全の取組の推進
1.身近に楽しめるみどりの創出	**●身近な公園・緑地の再編・リニューアル**
	●多様な手法によるみどりの保全・創出
2.拠点となるみどりの創出	**●拠点となるみどりの創出**
	○みどりのネットワークづくり
3.花とみどりの快適環境づくり	○公的空間の緑化
	○公共施設の緑化
	○民有地の緑化
4.安全・安心に資するみどりの確保	○災害時の避難場所等の確保
	○異常気象や自然災害の被害の緩和
1.多様なみどりのニーズへの対応	○レクリエーションへの活用
	●自然学習・環境学習への活用
	○緑資源のリサイクル
	○農とのふれあいの場としての活用
2.植木のまち宝塚市の活性化	○園芸関連施設の活性化
	○イベントの実施
	○情報発信、ＰＲの実施
1.適切な管理の実施	**●街路樹等の管理**
	○歴史的・文化的価値のある民有地の管理
2.協働の仕組みづくり	○情報発信、ＰＲ、技術支援の実施
	●組織の検討、育成
3.協働による取組の推進	**●市全域での取組**
	●公園での取組
	●道路、河川での取組

●：重点施策に該当

＜重点施策＞

基本施策のうち、重点的に取り組むべき項目を「重点施策」と設定します。

1.生物多様性に配慮したみどりの取組

2.市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理

3.街路樹の適正な管理

4.みどりに関わる人を増やす取組

＜地域別計画＞

2　基本施策

（１）みどりを守り、次世代に伝える

(基本方針)

地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など、近年の地球規模での環境問題に留意し、森林地域や武庫川をはじめとする水辺環境、市街地に残された農地やため池、神社仏閣や建造物と一体になって歴史的文化的景観を形成するみどりを守り、次世代に伝えていきます。

(1)-1. 山のみどりや水辺、農地等の保全

山のみどりの保全

・六甲山系や長尾山系の法指定された自然緑地の保全。
・丸山湿原群や松尾湿原等の希少な自然環境の保全。
・北雲雀きずきの森緑地の環境保全と活性化。
・法規制されていない市街地周辺のみどりの保全。

水辺の保全

・市民が親しめる多自然型の川づくり※の推進。
・水路やため池などの水辺空間の保全・創出。

農地等の保全

・北部地域の農地の適切な保全。
・市街地内に残されたみどりの保全に向けた開発業者への指導・要請。
・都市農地の所有者へ農地保全の法律・制度の周知。

事例-湿原での保全活動

松尾湿原は昭和53(1978)年に市の天然記念物に指定されました。平成14(2002)年から、宝塚自然の家、宝塚市自然保護協会、宝塚エコネットにより、湿原の陽当たり改善のための常緑樹の伐採や、周辺部の草木の刈取りを行っています。

松尾湿原での草刈り作業の様子
出典：宝塚エコネット

※多自然型の川づくり：治水上の安全性を確保した上で、 自然石や木、植物などの自然の材料等を利用し、本来、川のもつ多様な自然環境を保全・創出・再生することを目的とした川づくり。

(1)-2. 歴史的・文化的みどりの保全

歴史的・文化的みどりの保全

・史跡や社寺林、屋敷林の所有者へみどりの保全の働きかけ。

地域のシンボルとなるみどりの保全

・地域のシンボルとなる樹木等の保護樹等※指定。
・指定済み保護樹等への適切な支援。

保護樹木への樹木医診断の様子

(1)-3. 生物の生息環境となるみどりの保全

在来生物の生息・生育環境の保全

・公園・緑地の整備、再整備における生物多様性への配慮。
・河川沿いや街路周辺の緑化促進。

生物多様性保全の取組の推進

・北部地域の自然環境について、自然学習・環境学習の推進。
・豊かな自然環境が残された公園・緑地における市民・事業者・行政の協働による生物多様性の保全の取組の推進。
・北雲雀きずきの森緑地における生物多様性の保全の取組の推進と市民利用の促進。

事例-北雲雀きずきの森での保全活動

宝塚市と川西市の境界にある「北雲雀きずきの森緑地」。以前は里山として活用されており、一時はゴルフ場やレジャー施設として利用されていましたが廃業後は放置され里山放置林となっていました。

平成 18(2006)年にみどりの保全を図るため宝塚市が自然緑地として取得し、平成 21(2009)年には宝塚市と地元であるコミュニティひばり環境部会の間で北雲雀きずきの森緑地の保全に関して協定を結びました。

以降、コミュニティひばり環境部会が設置した北雲雀きずきの森きずな会が中心となり生物多様性に配慮しながらまち山として整備、保全活動を行い、近隣の小中学校の環境学習の支援も行っています。

北雲雀きずきの森での保全活動の様子

※保護樹等：都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林。「宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」に規定。

（２）住みたくなるみどりの環境づくりを進める

(基本方針)

市民ニーズを反映した公園・緑地の機能再編や駅前・道路沿いなどに緑化空間を創出することで、暮らす人に憩いとやすらぎを与えるみどり豊かな環境づくりを進めます。

また、異常気象による市民生活への影響を緩和し、自然災害の未然防止にも寄与するみどりの保全や整備により、安全安心を確保し、住みたくなるみどりの環境づくりを進めます。

(2)-1. 身近に楽しめるみどりの創出

身近な公園・緑地の再編・リニューアル

・身近な公園・緑地の機能再編や適性配置への取組。
・「宝塚市公園施設長寿命化計画」に基づく効率的で効果的な遊具等の修繕、改築の推進。
・市民ニーズや地域特性を反映した街区公園の再整備。

多様な手法によるみどりの保全・創出

・緑地協定締結等による地域の特色となるみどりの保全・創出。
・市民や団体、事業者の協働による身近なみどりの保全・創出。

事例-地域住民のニーズを反映した公園整備

このシューティングボードとバスケットゴールは、サウステラスふれあい会が地域の人々にもっと公園を活用してほしいとの願いから、公園リノベーション事業を活用し設置されました。

設置にあたっては、ワークショップを開き、若年者と高齢者との交流が生まれ、地域コミュニティの形成につながっています。

地域住民のニーズを反映した公園

事例-緑化団体による植栽管理

緑化団体は、花と緑の豊かな生活環境づくりを呼びかけることを目的として指定された団体で、令和２年度末時点で 113 団体が指定されています。

緑化団体は、まちかどや公園内の花壇の管理を行っています。市は肥料や花苗の配布、及び講習会の開催などの支援を行っています。

緑化団体による植栽帯管理

(2)-2. 拠点となるみどりの創出

拠点となるみどりの創出

・宝塚文化芸術センター庭園における、文化芸術施設と一体になった市民の憩いと交流拠点創出。
・市役所周辺のシビック拠点における、魅力ある都市環境の創造とにぎわいの拠点創出。
・北雲雀きずきの森緑地一帯における、まち山の保全、活用拠点創出。
・宝塚自然の家周辺における、生物多様性の保全、活用の拠点創出。
・公園・緑地の整備、再整備による地域拠点創出。

みどりのネットワークづくり

・JR 宝塚駅及び阪急宝塚駅近接エリアにおける文化、観光に寄与するみどりのネットワークづくり。

市民の憩いの場となる北雲雀きずきの森

(2)-3. 花とみどりの快適環境づくり

公的空間の緑化

・道路や河川沿いにおける地域の個性や魅力溢れる緑化空間の整備。
・駅前広場における緑化団体と連携した花とみどりの空間整備。

公共施設の緑化

・公共施設における駐車場緑化や敷地内緑化の推進。
・学校と地域の協働による学校園花壇への花植えの実施。

民有地の緑化

・民有地緑化を促進する支援制度について、市ホームページ等を通じた情報発信。
・「宝塚市開発ガイドライン」等に基づく開発事業区域の緑化指導。
・学校、マンション敷地での駐車場緑化、植樹等緑化活動への支援。

事例-駅前における緑化活動（神戸市）

神戸市では各区の主要な駅前、区役所などの施設に、規模が大きくシンボル的な「ふれあい花壇」を設置し、区内の企業・団体の皆様の協賛をいただきながら維持管理を行っています。

JR 垂水・山陽垂水駅　北東側広場に設置されている
ふれあい花壇(垂水区)

神戸交通センタービル前に設置されている
ふれあい花壇(中央区)

出典：神戸市

(2)-4. 安全・安心に資するみどりの確保

災害時の避難場所等の確保

・公園・緑地への防災倉庫の整備など、災害時における避難場所等の確保。
・公園への再生可能エネルギーの導入

異常気象や自然災害の被害の緩和

・土砂流出の抑制など、安全なまちづくりに寄与する都市近郊の自然緑地の保全・育成。
・グリーンインフラ※の観点から、道路や公園等における透水性舗装や緑化ブロック舗装の導入。

事例-末広中央公園の概要

市役所西側の末広中央公園は、遊ぶなかで身近に防災についても学べる場所です。

シェルターでは、応急生活空間の確保、ベンチは備品収納やテーブル使用も可能です。耐震性貯水槽、消防用防水槽も設置され、4 列の並木は耐火性の強い『シラカシ』が周辺火災から避難者を守ってくれます。太陽光発電を設置しているので、災害時にはバッテリーに蓄積された電気が使用できます。

末広中央公園のイベント時の様子

事例-グリーンインフラに配慮した公園（横浜市グランモール公園）

グランモール公園は、グランモール軸を形成する公園で、新たなまちづくりの中心的存在として改修されました。大胆にグリーンインフラ技術を採用して大きな水循環の仕組みを実現しているほか、緑陰だけでなく、地下からの雨水のしみ上がりによる蒸散や旺盛に生育する樹木からの蒸散作用を活用して「夏でも涼しい」空間が創出されています。

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与しています。

出典：気候変動に適応したグリーンインフラの活用【浸水対策の強化と良好な水循環】横浜市環境創造局

※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

（３）まちの魅力づくりにみどりを活用する

(基本方針)

花き園芸のまちとして、農地や落ち着いた雰囲気の建造物と一体になった歴史的・文化的みどりを、まちの魅力づくりに活用します。

また、子どもの自然学習やレクリエーション、健康づくり、地域交流の場となるほか、市民の安全・快適な生活を支える資源としてもみどりを活用します。

(3)-1. 多様なみどりのニーズへの対応

レクリエーションへの活用

・市民が河川やため池などの水辺に親しめる潤いある水辺環境づくりの推進。
・宝塚文化芸術センター庭園でのイベント等の開催による交流やにぎわいの創出。
・地域のみどりの利活用促進。
・既存公園・緑地の利活用促進。

自然学習・環境学習への活用

・農地や里山などでの自然観察会やグリーンウォッチングなどの開催。
・北雲雀きずきの森緑地において、生物多様性の保全に配慮しながら市民が親しめるまち山としての環境整備推進。
・北部地域などの里山における、北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）構想に基づく自然環境の保全や利活用促進に向けた市民や事業者等の取組支援。

緑資源のリサイクル

・緑資源のリサイクルのための剪定枝葉などの堆肥化と、植木ごみのチップ化によるマルチング※などへの再利用推進。

農とのふれあいの場としての活用

・遊休農地等における市民農園としての活用に向けた所有者等へ情報提供や相談対応の実施。
・農家レストラン等農業関連区域における新たな施策展開等についての所有者等へ情報提供。

事例-市民農園としての遊休農地活用

市では、市民が野菜や草木を育てながら、自然と触れ合っていただく場として市民農園を市街化区域で９箇所、市街化調整区域で１箇所の計 10 箇所設けています。

宝塚市内の市民農園

※マルチング：地表面を覆うこと、もの。土の乾燥を防ぐ、雑草を生えにくくする、害虫の侵入を防ぐ、土の温度を保つなどの効果がある。

(3)-2. 植木のまち宝塚市の活性化

園芸関連施設の活性化

・あいあいパーク（園芸振興センター）を中心とした園芸振興や園芸アドバイザー、オープンガーデンの普及促進。
・ガーデニングショップ等との連携、協力によるあいあいパーク（園芸振興センター）をガーデニングや造園技術を学ぶ場、情報交流の場として活用。
・「宝塚ダリア園」や「長谷牡丹園」におけるイベントの開催や施設ＰＲによる集客力向上と地域活性化の推進。
・「安倉フラワーガーデン」の利活用促進。

イベントの実施

・宝塚植木まつりに合わせた花き展示会や観賞植物品評会などの実施。
・「宝塚オープンガーデンフェスタ」に伴う活動者間の交流促進。
・ガーデンマスターの協力による事業の活性化や他イベントとの連携。

情報発信、ＰＲの実施

・ダリアに関する情報発信と市内へのダリア植栽等によるダリアのまちＰＲ。
・フラワー都市交流連絡協議会※における市民参画を促すＰＲの実施。

事例-宝塚オープンガーデンフェスタ

市内の個人宅や事業所などが自慢の庭を公開し、ガーデニング愛好家と市民が交流する人気の催しです。市内約 100 ヶ所で日ごろ丹精を込めて作り上げたお庭や庭先をオープンガーデンとして公開しています。

春のイベントとして、平成 13(2001)年から、市とあいあいパークが主催となり実施し、3 年に 1 度コンテストを開催しており、活動継続へのやりがいにもつながっています。

令和 3(2021)年には第 20 回開催が予定されていましたが、緊急事態宣言が延長となったことを受け、第 19 回に続き中止となりました。

宝塚オープンガーデンフェスタの様子

※フラワー都市交流連絡協議会：花をテーマとしたまちづくりをめざす９都市（宝塚市、中富良野町、長井市、砺波市、大野町、下田市、萩市、久留米市、和泊町）で構成

（４） 多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する

(基本方針)

宝塚らしいみどりとして、また持続的で健全なみどりとして、みどりの質を高める適切な管理を行います。その際は、地域や設置空間にふさわしい管理により、多様な主体との協働で取り組みます。

(4)-1. 適切な管理の実施

街路樹等の管理

・地域の意見を踏まえた街路樹管理計画の作成と維持管理の推進。
・街路樹等により不備が発生している歩道の改修。

歴史的・文化的価値のある民有地の管理

・史跡や社寺林、屋敷林などの樹木調査による適切な維持管理の推進支援。
・維持管理に関する技術的・財政的支援の制度化などの検討。

清荒神清澄寺

(4)-2. 協働の仕組みづくり

情報発信、ＰＲ、技術支援の実施

・みどりに関わる人の交流の場、学習の場の提供による、知識や技術力の向上。
・ボランティア団体の活動情報発信と緑化に関する情報提供の推進。
・花苗講習会や緑化イベントなどを通じた緑化啓発、ＰＲによる市民緑化意識の高揚。
・広報誌や市ホームページなどを活用した緑化技術や助成制度などの緑化活動支援情報の発信。
・市民や団体、事業者、行政間のデジタル化を含めた情報交換の仕組みの構築。

組織の構築、育成

・市民やボランティア団体の協力を得た持続可能な組織のあり方の構築。
・既存ボランティア団体の活動支援と自発的、自主的に提案を行うボランティア団体等の育成。

事例-みどりの情報発信

市では、道路際に生垣を新設、改良あるいは道路際の壁面の緑化を行う際に工事費の一部を補助する「生垣等緑化推進助成金制度」を設けています。

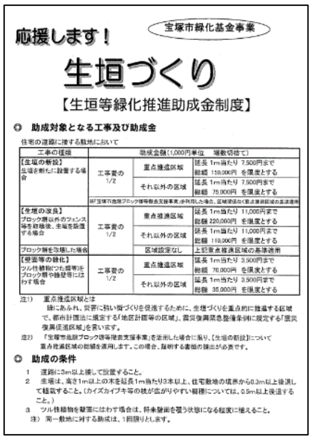

応援します！ 宝塚市緑化基金事業

生垣づくり

【生垣等緑化推進助成金制度】

◎ 助成対象となる工事及び助成金

住宅の道路に接する敷地において

工事の種類	助成金額(1,000円単位 端数切捨て)		
【生垣の新設】生垣を新たに設置する場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 150,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 75,000円 を限度とする
	※「宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業」を利用した場合、区域関係なく重点推進区域の基準適用		
【生垣の改良】ブロック塀以外のフェンス等を撤去後、生垣を設置する場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 220,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 110,000円 を限度とする
ブロック塀を撤去した場合		区域設定なし	上記重点推進区域の基準適用
【壁面等の緑化】ツル性植物(つた類等)をブロック塀や擁壁等にはわす場合	工事費の1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 70,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 35,000円 を限度とする

注1) 重点推進区域とは
緑にあふれ、災害に強い街づくりを促進するために、生垣づくりを重点的に推進する区域で、都市計画法に規定する「地区計画等の区域」、震災復興緊急整備条例に規定する「震災復興促進区域」を言います。

注2) 「宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業」を活用した場合に限り、【生垣の新設】について重点推進区域の総額を適用します。この場合、証明する書類の提出が必要です。

◎ 助成の条件

1 道路に3m以上接して設置すること。
2 生垣は、高さ1m以上の木を延長1m当たり3本以上、住宅敷地の境界から0.3m以上後退して植栽すること。(カイズカイブキ等の枝が広がりやすい樹種については、0.5m以上後退すること。)
3 ツル性植物を壁面にはわす場合は、将来壁面を覆う状態になる程度に植えること。
注) 同一敷地に対する助成は、1回限りとします。

生垣等緑化推進助成金制度パンフレット

(4)-3. 協働による取組の推進

市全域での取組

・市民や事業者など、多様な主体の協働によるみどりの管理、運営などの活動促進。
・誰もが自由に花や木を植え、育て、管理ができる場の提供などの情報発信。
・緑化団体との協働による市内緑化の推進。

公園での取組

・公園アドプト制度などの市民ボランティアと行政のパートナーシップによる公園の維持管理の推進。

道路、河川での取組

・道路アドプト制度などの市民ボランティア活動等による道路周辺の植栽管理の推進。
・河川アドプト制度などの市民ボランティアと行政が協働した河川美化の推進。

事例-公園アドプト

地域団体と市が、公園の良好な環境形成を図るため協定書を交わし、地域団体は公園の清掃及び除草などを含む日常管理を行い、市は地域団体に報奨金を支払っています。令和2(2020)年度末時点で、41団体63公園が地域団体により管理されています。

公園アドプト団体活動写真

3　重点施策

（１）生物多様性に配慮したみどりの取組

六甲山系や長尾山系のみどり、武庫川等の河川環境、西谷の里地里山、丸山湿原群などの貴重な自然、みどり豊かな宅地など、地域ごとに特色のある自然環境が本市の魅力となっています。

しかし、これらの生物多様性を支える自然環境は、年々減少しつつあり、これらのみどりの保全、活用に向けて、様々な主体との協働により、重点的に取り組みます。

1）現状の課題

平成 22(2010)年に、まち山の自然環境を活かした「北雲雀きずきの森緑地」がオープンし、生物多様性の維持保全の活動拠点となっています。こうした生物多様性の保全に向けて、市民、企業、行政との協働による取組が求められています。

2）主体別の取組内容

〈市民・事業者〉

・自然環境の保全や生物多様性の維持保全について関心を持ち、イベントなどに参加します。
・希少種や外来種の発見など、生き物に関する情報を行政に提供します。

〈 各 種 団 体 〉

・北雲雀きずきの森緑地を、楽しみながら自然体験ができる場として適正な維持管理活動を推進します。
・兵庫県立宝塚西谷の森公園を、里山の生き物についての学習の場として、生息環境の再生を進めるほか、昔ながらの農作業を体感できる場として活用します。
・丸山湿原群や松尾湿原において、湿原環境の観察や監視など、市民の環境学習の場として活用します。
・市民を対象とした、環境学習イベントの開催など、身近なみどりを活用したイベントを開催し、みどりに親しむ機会を提供します。

〈　行　政　〉

・活動の紹介、自然環境の保全や生物多様性の維持保全の重要性について情報発信するなど、市民への意識啓発を進めます。
・各種団体による自然環境の保全活動や自然観察会などのイベント開催を支援します。
・市が所有している公園・緑地については、今後も適切な維持・管理を継続します。
・特別緑地保全地区や近郊緑地保全地域について、今後も法指定を継続し、開発を抑制します。
・北雲雀きずきの森緑地において、市民・各種団体との協働により、園路や水路など環境に配慮した整備を行い、安全・快適な利用を促進します。

3）期待される効果

- 自然環境の保全活動が進むことで、荒廃していた森林等が適正に管理され、生物多様性の向上が期待されます。
- 市民が自然と接する機会が増加し、子どもの頃から自然に親しみ、生き物と触れ合うことで、自然や生命の大切さを知る心豊かな人としての成長が促されることが期待されます。
- 協働の生物多様性維持、保全の取組を市内外に広く発信していくことで、自然との共生を基調としたまちの魅力向上につながることが期待されます。
- こうした取組により、まとまったみどりの規模やみどりの連続性が確保されることから、みどりの多様な機能（ヒートアイランドの緩和、大気浄化、水源涵養による水質浄化、土砂災害の緩和など）をさらに高めることが期待されます。

（２）市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理

本市には、地域のニーズに適合せず、あまり利用されていない公園も見られます。様々な主体の協働による整備・運営・管理について考え、利用しやすい公園として、また地域にとって魅力的な場所として利用されるよう重点的に取り組みます。

1）現状の課題

本市では住宅開発に伴い整備され、40 年以上が経過する公園が多く見られます。これらは、小規模であるほか、施設の老朽化や人口減少、少子高齢化の進行などにより、公園施設が市民のニーズに対応できていないなどの問題が生じています。

これまで公園施設としては、砂場、ブランコ、すべり台といった遊具が標準として設置されてきたこともあるほか、配置によっては近隣で機能が重複し、利用頻度が低くなっている公園が見られるようになりました。

2）主体別の取組内容

〈市民・事業者〉

・公園を日常的に利用するほか、公園でのイベントに参加します。

・より利用しやすい公園に向けて、行政が開催するワークショップへの参加、公園利用に関するニーズを積極的に発信します。

〈 各 種 団 体 〉

・多くの市民が参加できる公園でのイベントを開催します。

・自分の地域の公園として、適切な利用や維持管理について協議し、実現に向けて取り組みます。

・ワークショップなどにより、地域の要望を集約し、行政へ伝えます。

〈　行　政　〉

・公園整備・再整備に向けたワークショップを開催するほか、地域の意向を柔軟に受け入れられる仕組みづくりを行うほか、「プレイスメイキング※」の考えに基づく公園再編、再整備の推進及び地域住民の自主的な管理運営を促します。

・利用頻度の低い公園における、周辺居住者の属性や公園の配置状況、また子育て支援や高齢化への対応など市民ニーズに応じた配置・機能の再編を検討し、可能なところから実践します。

・市内の公園の再編、再整備を推進するための（仮称）宝塚市パークマネジメント計画の策定を進めます。

・開発地及び周辺のみどりのまちづくりに向けた開発協力金制度など、新たな地域還元の仕組みづくりを検討します。

・長期間未着手となっている都市計画公園・緑地について、見直しの方針を示し、今後の在り方を検討します。

※プレイスメイキング：都市空間において愛着や居心地の良さといった心理的価値を伴った公共的空間を創出するボトムアップ型の計画概念（日本の公共的空間の整備・活用におけるプレイスメイキングの展開に関する研究 2015 年 2 月工学院大学大学院工学研究科建築学専攻園田聡）

①都市計画公園・緑地の見直し

本市において課題となっている、長期に渡り事業化が行われていない都市計画公園・緑地について、県が示す「都市公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を参考に、本市独自の視点を加えて、その必要性、代替性、実現性、地域固有の要素などを総合的に検証し、検証の結果、個々の長期未着手都市計画公園・緑地について、「存続」、「面積縮小」又は「廃止」の方針を示していく「（仮称）宝塚市都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を策定します。

＜　都市計画公園・緑地　見直しにあたっての視点　＞

必要性の検証

都市計画公園を整備しなかった際に、公園種別ごとの誘致圏域に入らなくなる住宅がないか。

代替性の検証

都市計画公園未整備区域の周辺に都市公園だけでなく、都市公園の機能を代替できる場所があるかどうか。

実現性の検証

地権者の意向や現状の土地利用の状況。

地域固有の要素による検証

・都市公園法施行令や宝塚市都市公園条例に定める都市公園の標準面積に依らず、公園の種類ごとに定める公園ごとの誘致距離を満たしているか。
・公園を整備するよりも優先される（公園以外の）土地利用方法があるか。

②小規模公園の再編・再整理の検討

施設の老朽化が進み、利用頻度が低い公園・緑地については、地域住民がより安全、快適に利用できるよう、現状及び将来のニーズを把握、調査するとともに、これに対応する配置施設の変更や機能の変換、他公園との統廃合を含め、今後のあり方を「(仮称)宝塚市パークマネジメント計画」で示します。

また、都市計画法第 29 条の開発行為※に基づき、マンション開発や宅地開発に伴い開発者負担から提供されてきた小規模公園は、提供後の時間経過からニーズの変化への対応が課題となっています。このため地域に愛される身近な公園として、自主管理も含めた適切な管理手法について検討するとともに、今後は、開発地から一定距離内の適切な場所への公園整備費に活用できるなど、開発業者からの協力金への代替措置を含めた条例整備を検討します。

事例-月１回集まった人たちで公園を楽しむ
「公園にいこーえん（生駒市・萩の台第２公園）」

令和元年９月から毎月第２日曜日、萩の台住宅地にある街区公園で開催されています。

日時や大まかな遊びの内容を、ＳＮＳを通じて共有し、来られる人が自由に参加。子どもたちが思い思いに過ごす中で、保護者同士のつながりも生まれています。

人がいない公園で遊ぶのがさみしく感じた住民が、同じように感じている家族と利用時間を合わせられたら、公園遊びがもっと楽しくなるのではと考案。

地域のシニア世代も、様子を見に来たりサポートに入るなど、多世代交流につながっています。

出典：奈良県生駒市

※開発行為：主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。（都市計画法第４条第 12 項）

③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討

本市は小規模な公園を含め 300 を超える都市公園があり、維持管理面での作業量は膨大に及ぶことから、アンケート調査では樹木や雑草の管理への不満が多く見られます。一方、地元管理で活用したいとする意向も多いことから、アドプト等の公園で活動するボランティア団体との調整をはかりつつ、こうした意向も踏まえた適正な公園維持・管理について、地域と協議していきます。

また、Park-PFI（公募設置管理制度）※の導入などにより他市では、公園・緑地の民間活力の活用が進められており、本市においても公園をより多くの市民に有意義に利用していただけるよう、多様な主体による管理運営手法の導入を進めます。

なお、小規模な公園については、市民ニーズに応じた個性豊かな魅力ある公園・緑地に生まれ変わっていくよう、地域主体の管理運営を推進していきます。

3）期待される効果

- 多様な主体による多様なニーズが持ち寄られることで、公園・緑地利用の可能性の拡大が期待されます。
- こうした取組を通じて、清掃などの維持管理や運営についての主体的な活動の契機になり、ひいては公園・緑地の維持管理費の削減にもつながることが期待されます。
- 健康づくりやスポーツ体験等の活動プログラムが行われることで、利用者の健康増進や体力、運動能力の向上につながることが期待されます。
- 公園・緑地が、人気のある施設、地域に欠かせない施設となることで、地域のみどり資源として評価され、地域全体の価値が高まることが期待されます。
- 魅力ある公園・緑地は、多くの子育て世代をまちに呼び込み、人口の増加、市の収入増加による、子育て環境のより一層の充実が期待されます。

事例- Park-PFI（公募設置管理制度）導入公園「大宮交通公園」

京都市の大宮交通公園（特殊公園）では、施設の老朽化や、消防署が移転することを契機に、Park-PFI による再整備が行われました。防災機能を強化するとともに、自転車を通じて、楽しみながら交通ルール・マナーを学べる緑豊かな公園として、令和 3 年 4 月、リニューアルオープンしました。

杜の家（コミュニティールーム、管理事務所　等）や自転車販売店が設けられています。

出典：京都府京都市

※Park-PFI（公募設置管理制度）：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

（３）街路樹の適正な管理

街路樹は、市民が日常的に目にするみどりであり、真夏には木陰をつくるなど、市民生活にもっとも身近なみどりといえます。しかし、配置や管理が不十分なため魅力的といえない街路景観も見られることから、市民や沿道の事業者など、多様な主体との協働により、街路樹の適正な管理を進めます。

1）現状の課題

本市の街路樹は、必ずしも適切な配置や管理ができておらず、魅力的な街路景観を形成しているとは言えないほか、場所によっては枯損や根上がりなど歩行空間に悪影響を与えている区間も見られます。

また、植栽されてから 40 年以上が経過する街路樹が増加しており、大木化や老木化にともなう倒木の危険性が見られるほか、信号や街灯の妨げによる交通事故の発生など、道路交通の安全にも影響を及ぼしています。

2）主体別の取組内容

〈市民・事業者〉

・街路樹や街路の緑化に関心を持ち、自宅周りの清掃などを行います。また緑化イベントなどに参加します。
・街路の緑化活動に参加します。
・自分の地域でどのような街路緑化がふさわしいか、地域で話し合います。

〈 各 種 団 体 〉

・駅前や市役所までのシンボルロードなど、とくに目につく場所において、街路樹の適正管理に取り組みます。
・イベントの開催や活動に関する情報を発信することで、活動者の拡大に努めます。
・地域の実情に応じた管理のノウハウを蓄積、実践していきます。

〈　行　政　〉

・樹形バランスの取れた剪定など、良好な沿道環境の形成に向けた街路樹育成に努めます。
・市民が街路のみどりに関心を持てるよう街路樹に関する情報発信やイベントを開催するほか、事業者や各種団体による取組を支援します。
・街路樹の多様な機能や役割に配慮し、計画的な街路樹の再整備方針と管理の手法等をまとめた (仮称)街路樹管理計画を作成し、デジタル化を含めた適切な管理に取り組みます。

3）期待される効果

- この取組により、道路の持つ交通機能とみどりの環境保全や景観構成機能とが調和した、本市にふさわしい街路空間の形成が期待されます。
- 多様な主体が街路樹やまちのみどりについて関心を持ち、愛着を深めることが期待されます。
- (仮称)街路樹管理計画に基づく街路樹の整備、管理により、身近に感じられるみどりが量・質共に改善され、まちのイメージアップにもつながるほか、みどりの将来像の実現にも寄与することが期待されます。
- 連続的な木陰の道が形成され、真夏でも安心快適に歩けるようになることが期待されます。
- みどり豊かな街路樹がみどりのネットワークとなり、オープンスペースをつなぐことで、生物の移動が可能となり、豊かな生態系の保全につながることが期待されます。
- 連続性のある美しい街路樹が整備されることで、隣接市町においても適正な街路樹維持管理の機運が高まり、美しい道が広がっていくことが期待されます。

街路樹ワークショップの様子

（４）みどりに関わる人を増やす取組

みどりの将来像の実現に向け、みどりのまちづくりを進めるには様々な主体との連携が求められます。「みどりに関わる人を増やす取組」は、全ての重点施策に係わる、最も重要な施策といえます。

本市はこれまでも、まちづくり協議会や自治会、ボランティア団体、事業者など様々な主体と連携し、みどりのまちづくりを推進してきました。今後は、協働によるみどりのまちづくりの更なる推進のため、効果的な情報提供や、活動に係わる人を広げる取組、多様な世代が参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

また、様々な主体と連携協力したみどりのまちづくりを進め、より良いみどりのあり方について検証していきます。

1）現状の課題

本市では、アドプトや緑化団体、里山保全活動など、公園や緑地、街路などでの市民の緑化活動が行われていますが、ＰＲ不足などもあり、一部の方の活動に留まっているといえます。また、活動者の高齢化により、今後継続的に活動を行っていくことが困難な状況となっています。さらに、アンケート調査においても、活動参加者の高齢化が進み、活動の現状維持が難しいという意見が多くあります。

2）主体別の取組内容

〈市民・事業者〉

・まちなかのみどりや緑化活動の取組に関心を持ち、イベントなどに気軽に参加します。
・自宅や事業所で花を育てたり、公園や緑地、街路の緑化活動に参加します。
・自分の地域にどのようなみどりの保全、整備、維持管理がふさわしいかについて、地域で話し合います。

〈各種団体〉

・みどりの活用について検討し、参加者を募り、みんなで実践していきます。
・公園緑地や街路樹などのみどりの維持管理活動に取り組みます。
・イベントの開催や活動に関する情報を発信することで、活動者の拡大に努めます。
・みどりに関わる団体同士や行政、事業者などと連携した活動を行い、交流を進めます。
・地域に住む住民の意見を集約し、行政と実施方法について話し合います。
・行政が開催する講習会に参加し、身近なみどりの管理に活用します。

〈　行　政　〉

・各主体との協働による育成講習会の開催や、活動の表彰など、活動者の意欲を高めます。
・市民、各種団体、事業者によるみどりのまちづくりに関する情報発信などを行い、ネットワーク化を支援するほか、団体等の交流や情報交換のプラットフォームの場を提供します。
・市民、各種団体、事業者に対する、「北摂里山情報バンク※」などの県、他市町等の土地所有者とのマッチングの仕組みの紹介や、補助事業の案内などを行います。
・（仮称）宝塚市パークマネジメント計画や（仮称）街路樹管理計画策定の際には、市民と意見交換の場を設け、協働による管理・運営を推進します。
・あらゆる世代が対応できる技術手法（省力化含む）取得のための講習会を開催します。

※北摂里山情報バンク：里山の保全活動をしたい人（個人・団体・企業等）と、里山を活用してほしい土地所有者を結ぶ仕組み

3）期待される効果

- この取組により、多くの人がまちのみどりに関心を持ち、みどりの大切さを知り、みどりの保全や活用、管理に積極的に関わることが期待されます。
- その結果、まちに誇りを持ち、住み続けたい市民が増え、みどり豊かで快適なまちの形成につながることが期待されます。
- みどりを育て、人を楽しませる活動に取り組むことで、活動者のやりがいや生きがいづくりにつながり、市民の健康長寿の実現に寄与することが期待されます。
- 近くに住む人同士だけでなく、活動を通じて同じ趣味の人々と交流することで、地域での絆づくりや世代を超えた幅広い仲間づくりにつながることが期待されます。

北摂里山情報バンク手続きの流れと北雲雀きずきの森での活動

「北摂里山情報バンク」は、里山の保全活動をしたい人(個人・団体・企業等)と、里山を活用してほしい土地所有者を結ぶものです。

阪神北地域―ひょうご北摂には、人々の暮らしのなかで守られ、貴重な自然を今に伝える魅力ある里山が数多く残されています。阪神北県民局では、これらを地域の重要な資源として生かそうと、県、市町、民間の協働により「北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）構想」を推進し、里山の保全や活用、魅力発信のための様々な事業を展開しています。

北摂里山情報バンクは地域の貴重な財産である里山を次の世代に引き継ぐため、土地所有者による整備が困難となった森林等に関する情報を市町や森林組合等の協力により収集し、里山の保全活動を行う場所を求めている団体・グループ等に対して提供するもので、ボランティアによる里山の保全・再生活動の促進を図ることを目的としています。

出典：北摂里山情報バンクホームページ

事例-ボランティア事例（里山、公園、河川ほか）

櫻守の会は宝塚市の里山公園「桜の園」が開園されてから、その里山を維持整備していくボランティアとして平成 11(1999)年に結成されました。

現在、櫻守の会の活動地は「桜の園」（亦楽山荘）のほかに宝塚市の「山手台南公園」、六甲山グリーンベルトの東端「ゆずり葉の森（青葉台を含む）」と「武庫山の森」です。

里山保全活動だけでなく、青少年の環境体験学習にも積極的に関わっています。

櫻守の会　活動の様子

Ⅴ　地域別のみどりのまちづくりの方針（地域別計画）

1　地域の設定

本市には 20 のまちづくり協議会があり、各協議会において、地域ごとのまちづくり計画が策定されています。

まちづくり計画は、市民自らが地域の現状や課題、ニーズを踏まえ、将来像を描き共有しながら、基本目標や具体的な取組等をとりまとめたもので、平成 29(2017)年から令和 2(2020)年 3 月にかけてすべてのまちづくり協議会において見直しが行われました。

地域別計画は、まちづくり協議会での考え方や取組に配慮しながら、まちづくり協議会の範域と土地利用状況から 7 ブロックに区分し、地域別のみどりのまちづくり方針として示すものです。

【まちづくり協議会範域と地域区分図】

【各ブロックを構成するまちづくり協議会及び小学校区】

地域名	まちづくり協議会名	対象となる小学校区(概ね)
第 1 ブロック	仁川まちづくり協議会	仁川
	宝塚市高司小学校区まちづくり協議会	高司
	宝塚市良元地区まちづくり協議会「良元コミュニティ」	良元
	宝塚市光明地域まちづくり協議会「光明地域コミュニティ」	光明
	宝塚市末成小学校地域まちづくり協議会「コミュニティすえなり」	末成
第 2 ブロック	宝塚市西山まちづくり協議会「コミュニティ西山」	西山
	まちづくり協議会コミュニティ末広「コミュニティ末広」	末広
	宝塚第一小学校区まちづくり協議会	宝塚第一
	逆瀬台小学校区まちづくり協議会「ゆずり葉コミュニティ」	逆瀬台
第 3 ブロック	宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議会「コミュニティすみれ」	すみれガ丘
	宝塚小学校区まちづくり協議会「宝小コミュニティ」	宝塚
	売布小学校区まちづくり協議会「コミュニティ売布」	売布
第 4 ブロック	小浜小学校区まちづくり協議会	小浜
	宝塚市美座地域まちづくり協議会「コミュニティ美座」	美座
	安倉地区まちづくり協議会「コミュニティ安倉」	安倉、安倉北
第 5 ブロック	宝塚市長尾地区まちづくり協議会「ふれあいコミュニティ長尾」	長尾、長尾南、丸橋
第 6 ブロック	中山台コミュニティ	中山台
	宝塚市山本山手地区まちづくり協議会「山本山手コミュニティ」	山手台
	宝塚市長尾台小学校区まちづくり協議会「コミュニティひばり」	長尾台
第 7 ブロック	宝塚市西谷地区まちづくり協議会「西谷コミュニティ」	西谷

2　地域別計画

（１）第１ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・西は六甲山系、東は武庫川にはさまれた地域。
・市街地は阪急今津線以西の山麓部と以東の平坦部に区分。
・武庫川沿いは工場が集積。
・山麓部は戸建ての良好な住宅地、小林駅東側には過密な住宅地が展開。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口の 18%を占め、近年は緩やかな減少傾向。

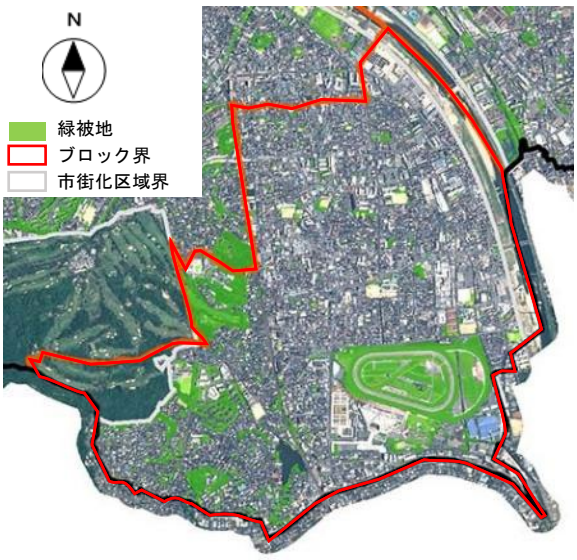

【緑被現況図（第１ブロック）】
出典：cAirbus DS /Spot Image

《みどりの概要》

・地域の東端には本市の南北方向の緑地帯となる武庫川がみどりの骨格を形成しているほか、南側にはその支川である仁川が位置し、身近なみどりの軸を形成しています。
・都市公園・緑地の整備水準は一人当たり 1.71 ㎡/人と、低いブロックです。
・阪神競馬場をはじめ、素盞嗚（すさのお）神社の社叢林や小林聖心女子学院などの民有地のみどりが大規模に存在し、本地域の緑地環境を特徴づけています。
・緑被地の割合は 15.9%で、少ない地域となっています。
・令和 2(2020)年 3 月現在における市民による緑化活動は、緑化団体 22、公園アドプト団体 6、と 2 番目に多くなっています。

《みどりの意向調査》

・みどりの量に不満を持っている人が多い地域といえます。
・「よく公園を利用する人」の割合は 19%と低い状況です。
・適切な街路樹の整備が期待されている地域といえます。

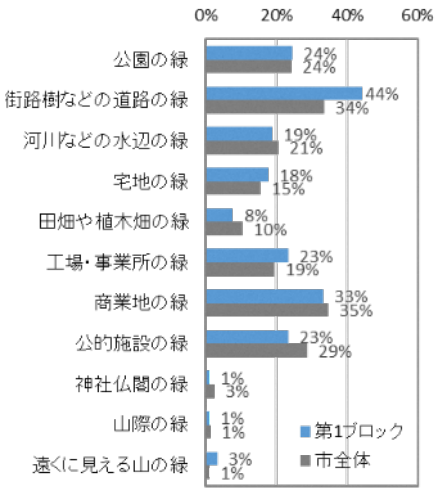

【市民意識調査（少ないと感じるみどりの種類）（第１ブロック）】

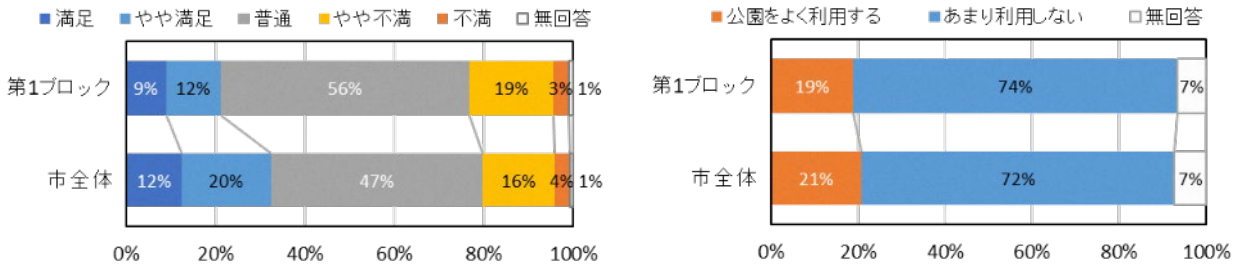

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用状況）（第１ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針１　守り、伝える》

・山のみどりについて、六甲山系グリーンベルト事業※推進の観点から、防災やみどりの保全について県に働きかけます。

・素盞嗚神社や小林聖心女子学院などのみどりについて、市民や所有者、行政の協働のもと、地域の重要な景観要素、貴重な歴史的資源として保全策を検討します。

《基本方針２　環境をつくる》

・市民緑地認定制度などの活用も含めたみどりの確保に努めます。

・仁川駅、小林駅の駅前や宝塚仁川線の道路沿い、河川や水路沿いのみどりの確保などにより、誰もが安全・快適に歩行できるみどりのネットワークづくりを目指します。

《基本方針３　活用する》

・阪神競馬場について、地域及び広域的なレクリエーション拠点として活用できるよう、継続して所有者に働きかけます。

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

《基本方針４　協働で管理する》

・小林聖心女子学院、素盞嗚神社などのみどりについて、地域と所有者が連携して維持管理活動を継続します。

・子どもも参加できる公園アドプト制度の仕組みづくりについて、地域と協働して制度構築を図ります。

・公園再編や新規公園整備に合わせて、公園アドプト団体の拡充を目指します。

・武庫川や仁川などの保全すべき水辺環境について、市民や事業者、行政との協働により、適切な維持管理を進めます。

※六甲山系グリーンベルト事業：六甲山麓の市街地に面する斜面において、土砂災害の防止に対する安全性を高めるだけでなく、都市のスプロール化の防止、良好な都市環境、風致景観、生態系及び種の多様性の保全・育成、健全なレクレーションの場の提供など、多機能な森づくりを行う。

【第１ブロックみどりのネットワーク図】

みどりの骨格		**六甲山系**
		武庫川及びその沿川
みどりの軸		**主要道路軸**
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		**地域拠点**
		都市公園（近隣公園以上）
		都市公園外
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		**みどり豊かな山麓市街地エリア**
		みどりがつながる平地部市街地エリア
アメニティ軸※		**緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）**
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

鉄道・駅（ＪＲ）
鉄道・駅（阪急電鉄）
文　学校（小中学校）

※アメニティ軸：快適な環境を構成する街路空間。「緑のアメニティ軸」は街路樹のある道路、「歴史と文化のアメニティ軸」は歴史街道を記載している。

（２）第２ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・商業、業務、文化、行政、観光などの主要な施設が立地し、都心ゾーンを形成。

・阪急今津線以西の一部には、大正・昭和初期の邸宅街が立地し、山麓部には自然豊かな戸建住宅が展開。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口の 21%ともっとも多く、現在も増加傾向。

・地域人口の約 3 割が 65 歳以上人口。

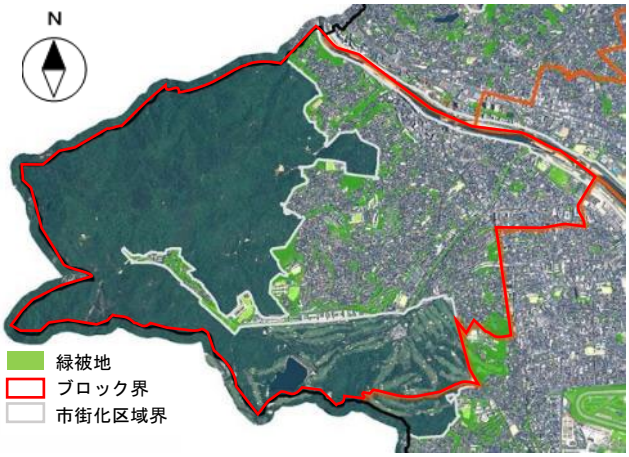

【緑被現況図（第２ブロック）】
出典：cAirbus DS /Spot Image (2019)

《みどりの概要》

・市街地西側の山地部は、瀬戸内海国立公園（六甲地域）や特別緑地保全地区に指定され、貴重な自然緑地として保全されています。

・六甲山系を背景とした山麓部分に、山のみどりと一体となった良好な住宅環境が形成されています。

・逆瀬川、支多々川、亥の谷川、塩谷川などの小河川が地域を流れ、地域のみどりのネットワーク形成の重要な資源となっています。

・都市公園・緑地は、末広中央公園（地区公園）をはじめ、79 箇所が整備されていますが、ほとんどが小規模で、一人当たり 2.58 ㎡/人にとどまっています。

・緑被地の割合(市街化区域のみ)は 21.3%で、みどりの多い地域となっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在における市民による緑化活動は、緑化団体 29、公園アドプト団体 8 と、もっとも多い地域となっています。

《みどりの意向調査》

・みどりの満足度が高い地域となっています。

・「公園をよく利用する」人の割合がもっとも多い地域となっています。

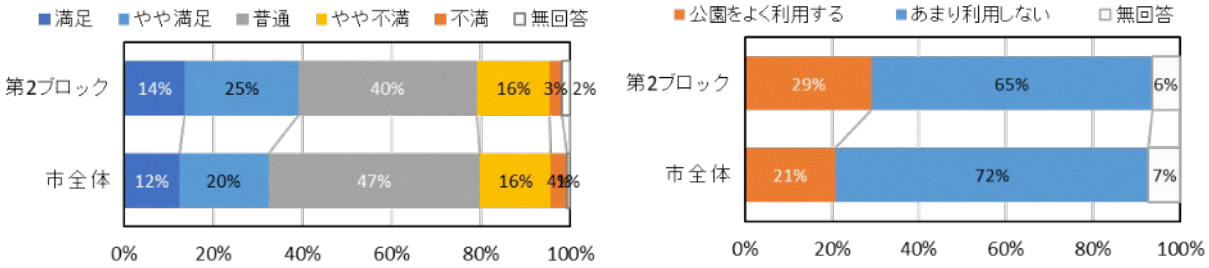

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用度）（第２ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針 1　守り、伝える》

・山のみどりについて、六甲山系グリーンベルト事業推進の観点から、防災やみどりの保全について県に働きかけます。

・宝塚神社や平林寺、伊和志津神社などのみどりについて、市民や所有者、行政の協働のもと、地域の重要な景観要素、貴重な歴史的資源として保全策を検討します。

《基本方針 2　環境をつくる》

・市役所やスポーツセンター、末広中央公園周辺区域からなる「みどりのシビック拠点」について、魅力ある都市環境の創造を目指し、市民が気軽に憩い、集い、楽しめる拠点として整備します。

・六甲山系や武庫川のみどりの適切な管理により、自然災害の発生を緩和し、安全・安心な住環境づくりを進めます。

《基本方針 3　活用する》

・「みどりの文化観光拠点」を構成する武庫川右岸河川敷について、左岸の文化芸術センター等と連携して、市民や観光客の「憩い」や「賑わい」の場の提供に努めます。

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

・六甲山系のみどりについて、市民が身近に自然とふれあうことができる自然学習や環境学習の場として活用します。

・山麓市街地のみどりついて、良好な住環境の整備を推進するため、積極的な広報・ＰＲを行います。

《基本方針 4　協働で管理する》

・公園や街路樹、駅前などで地域や事業者が積極的にみどりの維持管理に関われる協働の体制づくりを推進するアドプト制度構築を図ります。

・六甲山系や武庫川などの保全すべきみどりについて、市民や事業者、行政との協働により、適切な維持管理を進めます。

みどりの骨格		六甲山系
		武庫川及びその沿川
みどりの軸		主要道路軸
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		みどりの文化観光拠点、みどりのシビック拠点
		都市公園（近隣公園以上）
		都市公園外
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		みどり豊かな山麓市街地エリア
		みどりがつながる平地部市街地エリア
アメニティ軸		緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

鉄道・駅（ＪＲ）
鉄道・駅（阪急電鉄）
学校（小中学校・高等学校・大学等）
六甲山系グリーンベルト区域
瀬戸内海国立公園区域

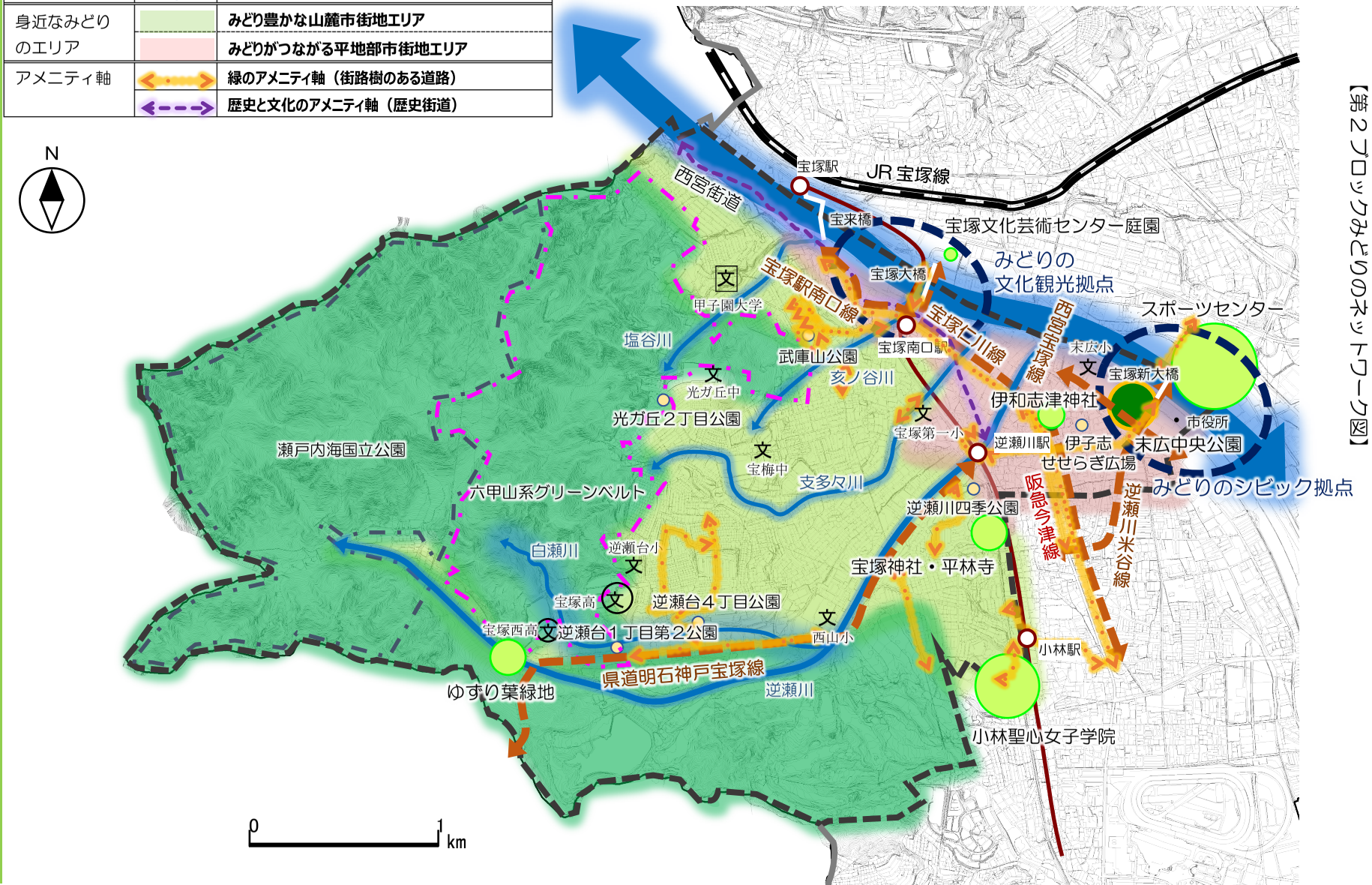

（３）第３ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・商業、業務、文化、行政、観光などの主要な施設が立地し、都心ゾーンを形成。

・売布神社、清荒神清澄寺などの歴史文化資源が位置するほか、大正期の近代住宅と近年開発された低層住宅地が良好な住環境を形成。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口の 18%を占め、生産年齢人口(15～64 歳)が 61%。

【緑被現況図（第３ブロック）】

出典：cAirbus DS /Spot Image

《みどりの概要》

・長尾山系の自然緑地や風致公園の北中山公園のほか、清荒神清澄寺の境内地などの大規模な緑地が分布しています。

・山麓には清荒神清澄寺や売布神社などの由緒ある社寺があり、巡礼街道から有馬街道に沿って、みどりのまちなみが形成されています。

・都市公園・緑地としては、北中山公園（17.36ha）の規模が大きく、一人当たり 6.25 ㎡/人と比較的みどりの整備水準は高くなっています。

・そのほか、宝塚文化芸術センター庭園、すみれガ丘中央公園(近隣公園)など、地域のみどりの拠点となる公園が複数存在しています。

・緑被地の割合(市街化区域のみ)は 21.5%で、みどりの多い地域となっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在における市民による緑化活動は、緑化団体 18、公園アドプト団体 7 となっています。

《みどりの意向調査》

・みどりの満足度が高い地域となっています。

・公園の利用については、「あまり利用しない」がもっとも多い地域となっています。

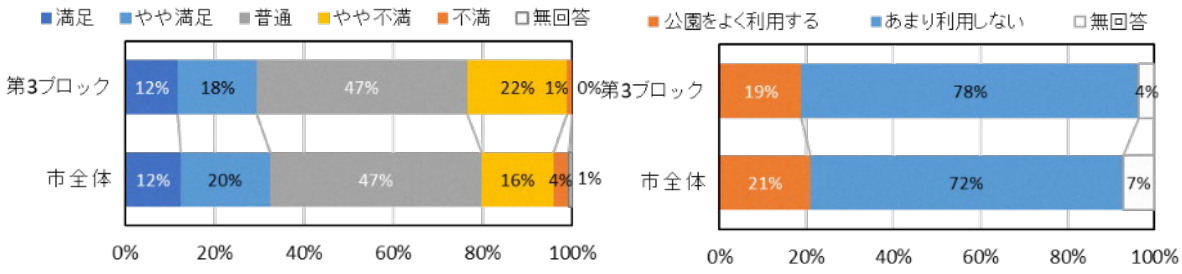

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用度）（第３ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針 1　守り、伝える》

・山のみどりについて、法指定による緑地の保全を検討するとともに、民間開発により提供を受けた緑地の適切な保全に努めます。

・清荒神清澄寺、売布神社などのみどりについて、市民や所有者、行政の協働のもと、地域の重要な景観要素、貴重な歴史的資源として保全策を検討します。

《基本方針 2　環境をつくる》

・地域のニーズを捉え公園の再編を進めます。

・JR 宝塚駅、阪急宝塚駅、清荒神駅、売布神社駅の駅前や道路沿い、河川沿いのみどりの確保などにより、誰もが安全・快適に歩行できるみどりのネットワークづくりを目指します。

・長尾山系や武庫川のみどりの適切な管理により、自然災害の発生を緩和し、安全・安心な住環境づくりを進めます。

《基本方針 3　活用する》

・「みどりの文化観光拠点」を構成する文化芸術センター及び花のみち、宝塚ホテルなどの武庫川沿いについて、市民や観光客の「憩い」や「賑わい」の場の提供に努めます。

・市街地から清荒神清澄寺、売布神社などの社寺をつなぐ歴史街道について、地域景観の魅力として活用するほか、市民の身近な散策路及び観光資源として活用します。

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

・長尾山系のみどりと一体となった北中山公園について、市民が身近に自然とふれあうことができる自然学習や環境学習の場として活用します。

《基本方針 4　協働で管理する》

・河川アドプト制度などの周知を図り、協働による良好な河川環境の創出等に向けた支援を進めます。

【第３ブロックみどりのネットワーク図】

みどりの骨格		長尾山系
		武庫川及びその沿川
みどりの軸		主要道路軸
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		みどりの文化観光拠点
		都市公園（近隣公園以上）
		都市公園外
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		みどり豊かな山麓市街地エリア
		みどりがつながる平地部市街地エリア
アメニティ軸		緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

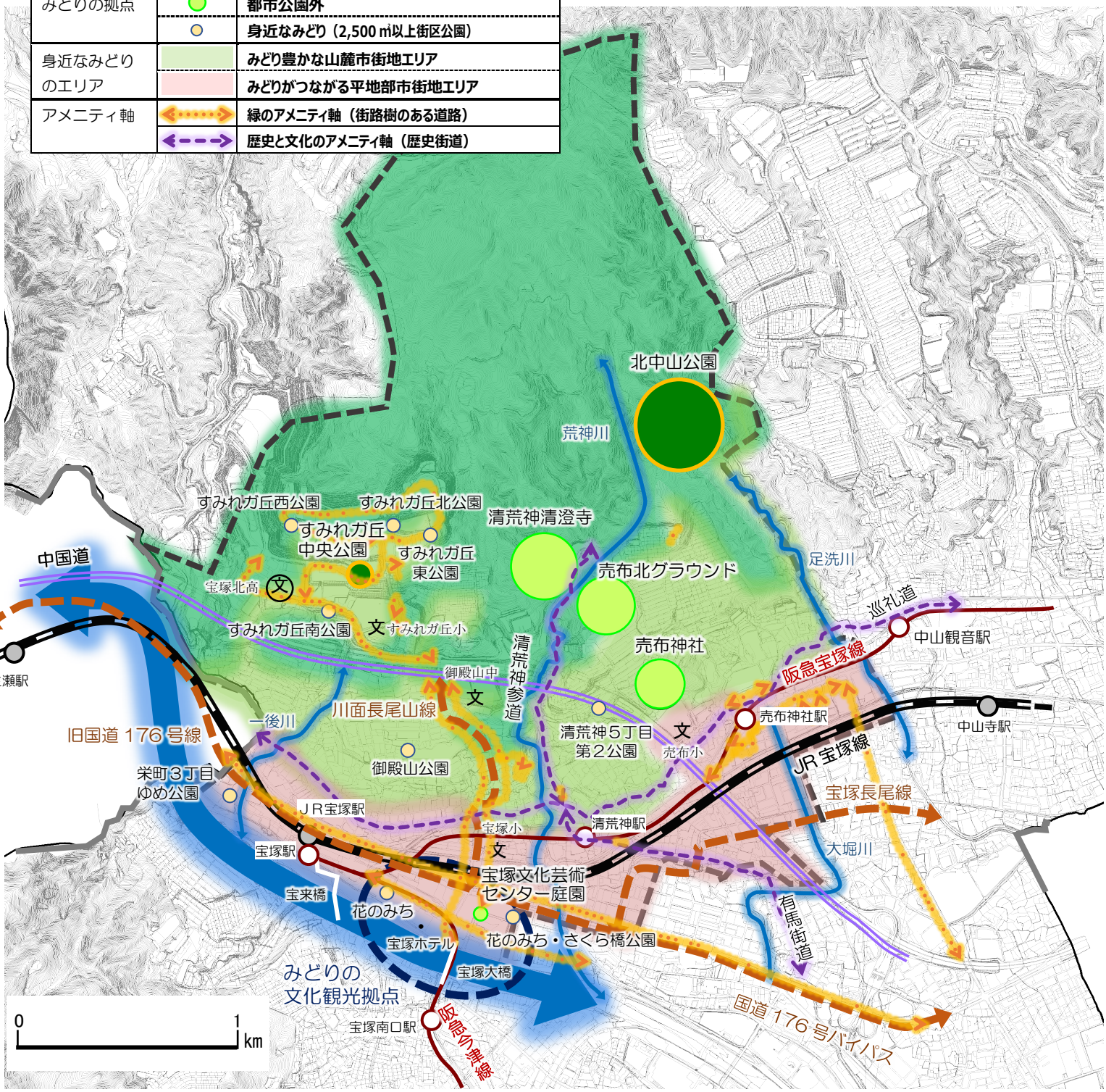

（４）第４ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・中国自動車道宝塚 I.C.があり、交通上、都市機能上も本市の要衝の地。

・武庫川左岸沿いには病院などの都市施設、国道 176 号沿道には商業サービス施設などが立地。

・有馬街道、京・伏見街道などの歴史街道が交差する場で、街道沿いに小浜宿などの歴史的景観が形成。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口に占める割合は 14%と少ない。

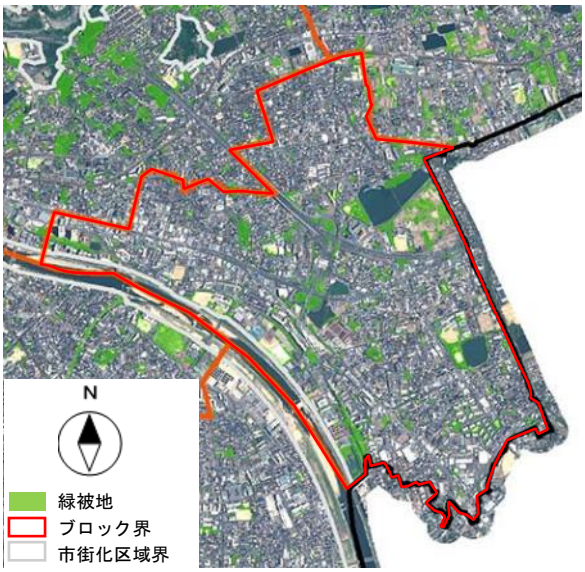

【緑被現況図（第４ブロック）】

出典：cAirbus DS /Spot Image

《みどりの概要》

・南西部を流れる武庫川が、豊かな自然環境を有しているほか、地区内には上の池公園、下の池公園などのため池を中心にしたみどりの拠点が見られます。

・市街地内には古墳や遺跡などもあり、地域のみどりの特徴となっています。

・都市公園・緑地は、規模の小さいものが多く、一人当たり面積は 3.40 ㎡/人にとどまっています。

・緑被地の割合(市街化区域のみ)は 9.2%で、もっとも少ない地域となっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在の市民による緑化活動は、緑化団体 15、公園アドプト団体 9 となっています。安倉北 1 丁目地内には、市内の緑化推進の拠点として「安倉フラワーガーデン」が設置されています。

《みどりの意向調査》

・みどりの満足度は、不満を感じている人よりも満足と感じている人がやや多くなっています。

・市平均と比べて、公園を利用すると回答した人の割合は低い状況にあります。

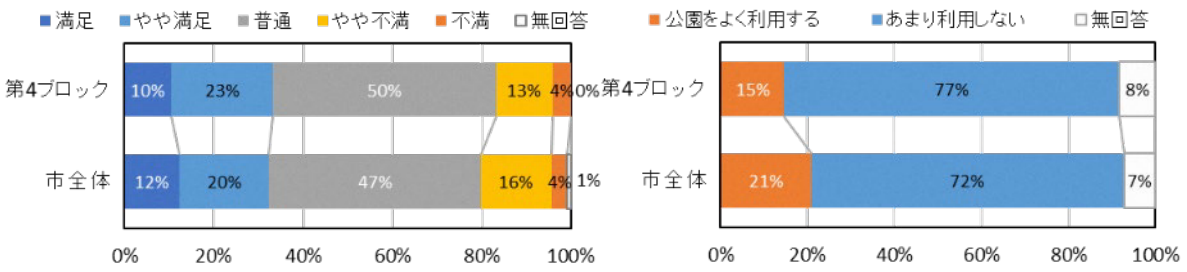

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用度）（第４ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針 1　守り、伝える》

・地域を特徴づけるみどりとなる都市農地の保全に向け、農地所有者への法律・制度の周知や、都市農地の多様な機能を発揮する取組の支援などを進めます。

《基本方針 2　　環境をつくる》

・身近な公園・緑地などの整備において、みどりの確保に努めます。

・市役所やスポーツセンター、末広中央公園周辺区域からなる「みどりのシビック拠点」について、魅力ある都市環境の創造を目指し、市民が気軽に憩い、集い、楽しめる拠点として整備します。

・地域住民がより多くのみどりに触れ、憩える場を提供するため、武庫川河川敷に整備された園路などの適切な管理に努めます。

・商業施設の芝生化駐車場や住宅の生垣新設・改良などの民有地緑化の助成を進めます。

《基本方針 3　　活用する》

・「みどりのシビック拠点」について、魅力ある都市環境の創造や、にぎわいの拠点として活用します。

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

・遊休農地について、市民が身近に「農」とふれあうことができる場として活用します。

・「安倉フラワーガーデン」を緑化団体の交流の場や市全域での緑化活動拠点として活用し、活性化を図ります。

・小浜地区の宿場町や古墳、歴史街道などの良好な景観について、歴史散策路などの観光資源として活用するため、地域の魅力として情報発信します。

《基本方針 4　協働で管理する》

・小浜地区の宿場町や古墳、歴史街道などの歴史や文化にふさわしい景観形成に資するみどりの管理について、地域や事業者、行政と協働で取り組みます。

・「安倉フラワーガーデン」における交流会や勉強会の開催など、緑化団体の活動を支援して持続可能な組織づくりに取り組みます。

・アドプト制度等の活用により、市民や事業者、行政等が協働で河川や道路美化を推進し、良好な居住環境を確保します。

・武庫川及びその沿川などの保全すべき水辺環境について、市民や事業者、行政との協働により、適切な維持管理を進めます。

【第４ブロックみどりのネットワーク図】

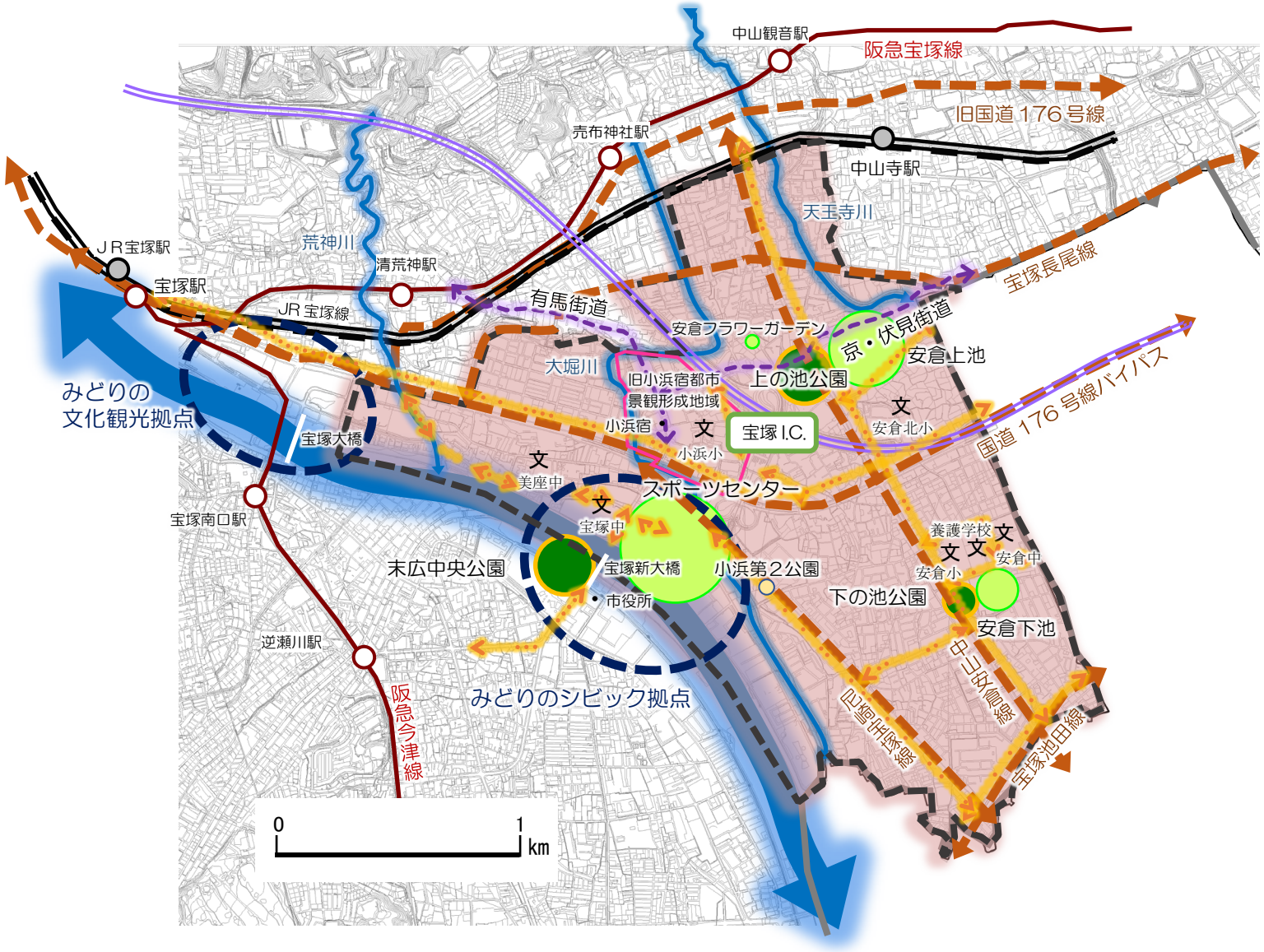

みどりの骨格		**武庫川及びその沿川**
みどりの軸		**主要道路軸**
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		**みどりのシビック拠点**
		都市公園（近隣公園以上）
		都市公園外
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		**みどりがつながる平地部市街地エリア**
アメニティ軸		**緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）**
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

N

鉄道・駅（JR）

鉄道・駅（阪急電鉄）

中国自動車道

文 (文) 学校（小中学校・高等学校）

（５）第５ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・地域の東西方向に阪急宝塚線が通り、南側の平坦部と北側の山麓部に区分。

・南側の平坦部は花き・植木園芸業を営む住宅地とその生産地で、北側の山麓部は巡礼街道沿いの集落と大正・昭和期の住宅地で構成。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口に占める割合は 17%を占め、現在も緩やかな増加傾向。

・15 歳未満人口、15～64 歳人口の割合が高く、若い世代が多い。

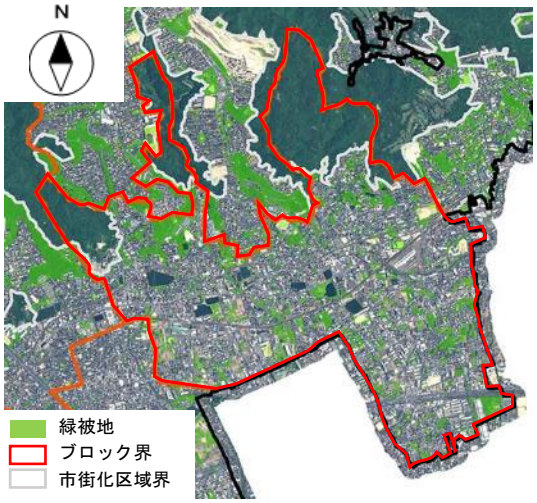

【緑被現況図（第５ブロック）】

出典：cAirbus DS /Spot Image

《みどりの概要》

・花き・植木産業の拠点であり、伝統的な植木産業を今日に引き継ぐ山本地区に、花と緑の情報発信ステーションとして「あいあいパーク（園芸振興センター）」が立地しています。

・隣接する山本新池公園は、伝統ある洋風庭園として整備されており、ため池を中心にした水辺のみどりが点在しています。

・花き・植木園芸業と農業の生産地は、多くが生産緑地地区として指定され、現在も保全されています。

・都市公園・緑地の整備状況は、所数、面積ともに少なく、一人当たり 1.52 ㎡/人ともっとも少ない地域となっています。

・緑被地の割合(市街化区域のみ)は 17.2%で、みどりの少ない地域となっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在における市民による緑化活動は、緑化団体 6、公園アドプト団体４となっています。

《みどりの意向調査》

・みどりの満足度は、満足と感じている人よりも不満を感じている人がやや多くなっています。

・公園をあまり利用しない人の割合が、市平均より多い地域になっています。

・「道路のみどり」が少ないと感じている人が多く、適切な街路樹の整備が期待されています。

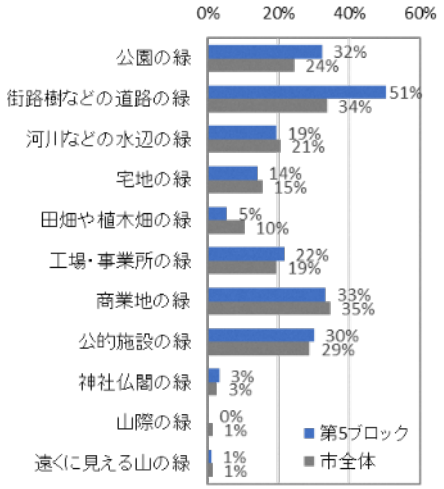

【市民意識調査（少ないと感じるみどりの種類）（第５ブロック）】

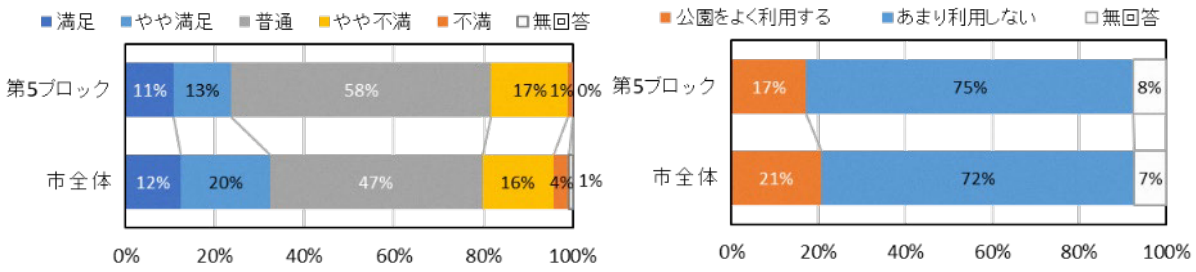

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用度）（第５ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針１　守り、伝える》

・花き・植木産業が営まれている都市農地の保全に向け、農地所有者への法律・制度の周知や、都市農地の多様な機能を発揮する取組の支援などを進めます。

《基本方針２　　環境をつくる》

・地元意向を踏まえ、地域にふさわしい街路樹の整備を進めます。

・公園の再整備では、ワークショップの開催などにより地域ニーズを反映します。

《基本方針３　　活用する》

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

・遊休農地を活用した市民農園について、市民が身近に自然とふれあうことができる自然学習や環境学習の場として活用します。

・農地を活用した地域活性化を促進するため、農家レストラン整備など、農業関連区域における新たな施策展開の可能性について、所有者等へ情報提供を図ります。

・あいあいパーク（園芸振興センター）や山本新池公園周辺地域からなる「地域拠点」について、花き・植木関係のイベントの開催など、伝統的な花き・植木産業を地域づくりに活用し、「植木のまち、宝塚」の魅力を市外へ発信します。

《基本方針４　協働で管理する》

・若い世代が農地や山林、ため池などの身近に親しめるみどりの維持管理に関心を持てる仕組みづくりについて、地域と協働で取り組みます。

・アドプト制度等の活用により、市民や事業者、行政等が協働で河川や道路美化を推進し、良好な居住環境を確保します。

【第５ブロックみどりのネットワーク図】

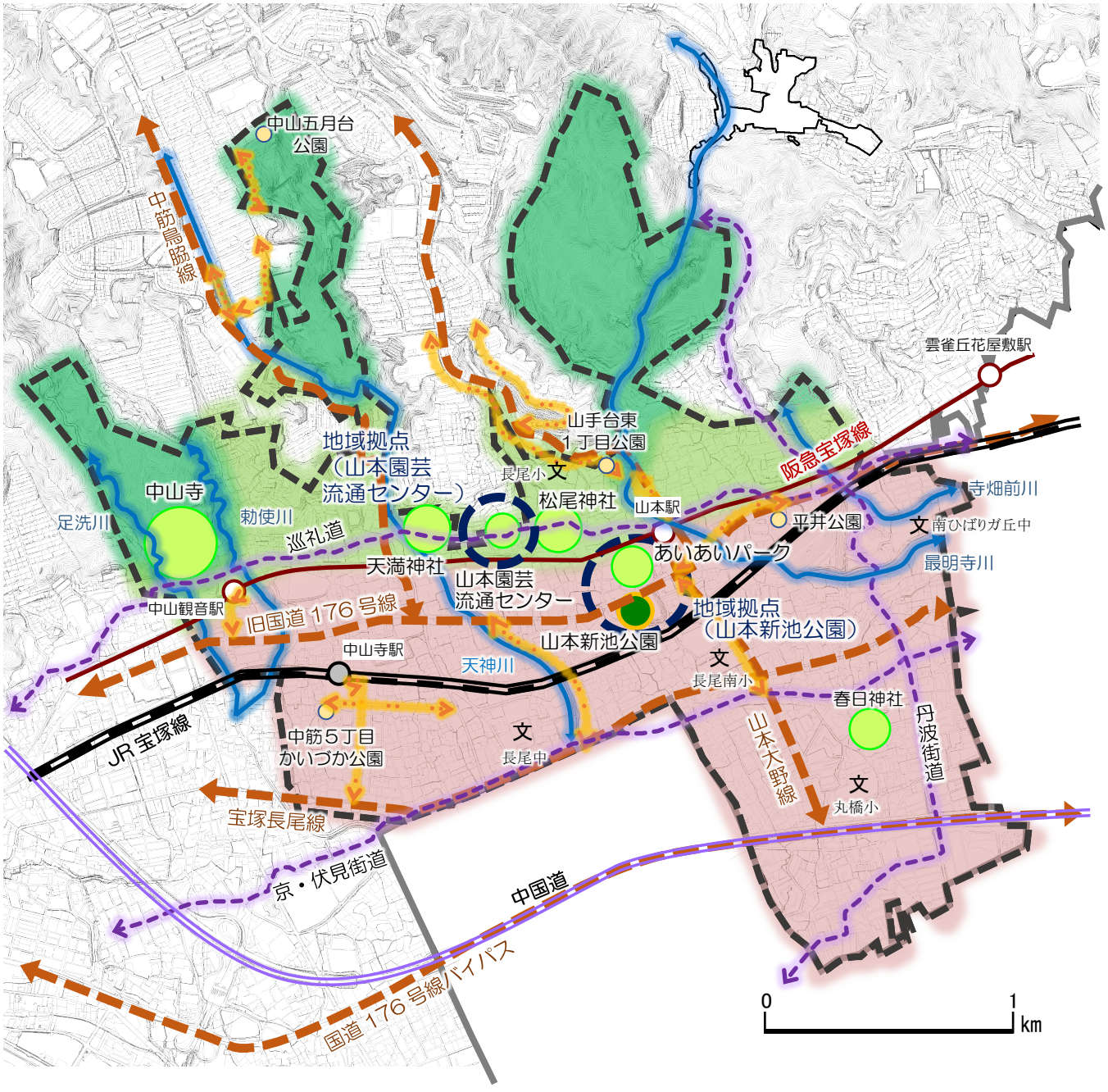

みどりの骨格		**長尾山系**
みどりの軸		**主要道路軸**
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		**地域拠点**
		都市公園（近隣公園以上）
		都市公園外
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		**みどり豊かな山麓市街地エリア**
		みどりがつながる平地部市街地エリア
アメニティ軸		**緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）**
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

N

鉄道・駅（ＪＲ）

鉄道・駅（阪急電鉄）

中国自動車道

文 (文) 学校（小中学校・高等学校）

（６）第６ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・北西側は長尾山系山麓の中腹にかけて住宅開発された区域で、南部には花き・植木園芸業を営む地区が存在。

・東側は、大正初期から昭和初期に開発された雲雀丘地区などの邸宅街や花屋敷荘園地区など、阪神間モダニズムの文化を表象する住宅地として発展。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口に占める割合は 13%と少ないほか、65 歳以上人口が 31%。

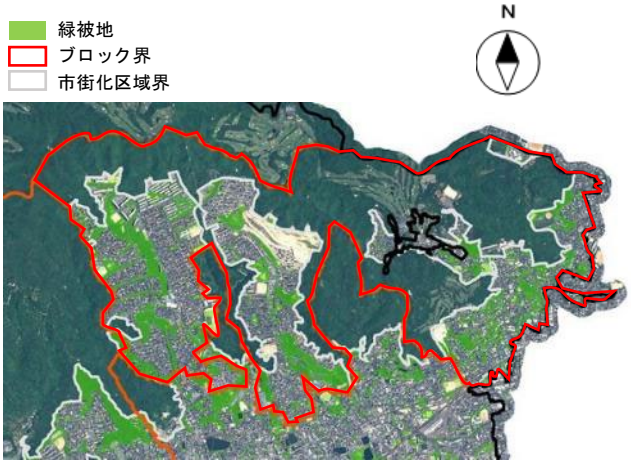

【緑被現況図（第６ブロック）】

出典：cAirbus DS /Spot Image

《みどりの概要》

・丘陵の緑地と山本地区の植木・造園業とが調和した、住宅地が形成されています。

・市街地に近接する山地部には北雲雀きずきの森緑地が整備され、森林浴やバードウォッチングなど、広く親しまれています。

・都市公園・緑地は、北雲雀きずきの森緑地、中山中央公園（地区公園）など規模の大きな公園があり、一人あたり 14.36 ㎡/人と比較的高い整備水準になっています。

・地域の拠点としては、中山五月台公園、中山桜台公園、中山中央公園があげられます。

・宝塚山手台西及び阪急宝塚山手台第 2～13 住宅地区で、緑地協定が締結され、みどり豊かな住環境を形成しています。

・緑被地の割合(市街化区域のみ)は 30.6%で、もっとも多い地域となっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在における市民による緑化活動は、緑化団体 15、公園アドプト団体 8 となっています。

《みどりの意向調査》

・みどりの満足度についても「満足」「やや満足」がもっとも多く「不満」「やや不満」がもっとも少ない地域となっています。

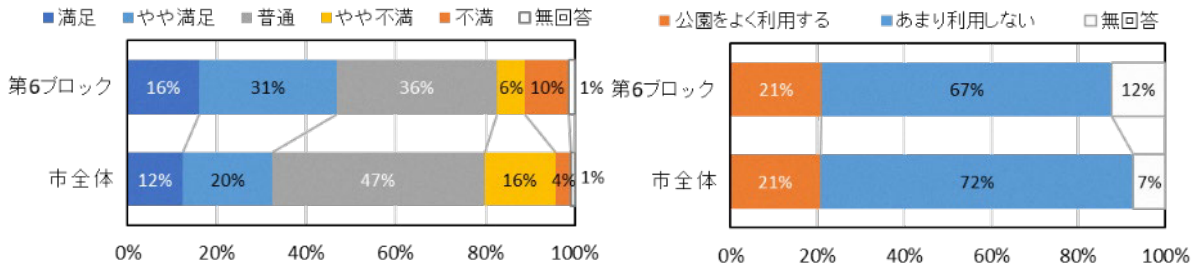

【市民意識調査（左-みどりの満足度、右-公園利用度）（第６ブロック）】

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針 1　守り、伝える》

・山のみどりについて、法指定による緑地の保全を検討するとともに、民間開発により提供を受けた緑地の適切な保全に努めます。

・北雲雀きずきの森緑地及びその周辺は「生物多様性保全活動拠点」として、まち山の生物多様性の維持・保全の観点から環境整備を進めます。

・みどり豊かな住宅地が帯状に連なる山麓の自然環境を守り、次世代に伝えます。

《基本方針 2　環境をつくる》

・北雲雀きずきの森緑地について、自然環境に配慮した園路や水路の整備により、市民が利用し易い環境づくりを進めます。

・長尾山系のみどりの適切な管理により、自然災害の発生を緩和し、安全・安心な住環境づくりを進めます。

《基本方針 3　活用する》

・山麓市街地のみどりについて、地域の魅力として活用を図ります。

・既存の公園・緑地について、再整備にあたっては利用しやすい公園となるよう、地域と連携して整備するとともに利用の促進を図ります。

・北雲雀きずきの森緑地及びその周辺について、「生物多様性保全活動拠点」として「コミュニティひばり」と管理協定を締結し、まち山の生物多様性の保全等の観点を踏まえた園路等の整備により、自然学習や環境学習の場として活用します。

・北雲雀きずきの森緑地及びその周辺について、利用者の増加を図るため、バリアフリーに配慮した整備による利便性向上も含め、積極的な広報・PR を行います。

・北雲雀きずきの森は、「北摂里山情報博物館（地域まるごとミュージアム）構想」に基づき、市民が身近に自然とふれあうことができる自然学習や環境学習の場として活用します。

《基本方針 4　協働で管理する》

・地域と行政との協働によるみどりの保全・管理に向けたＰＲやイベントの開催等を行います。

・北雲雀きずきの森緑地及びその周辺について、「生物多様性保全活動拠点」として、市民や行政などとの協働により、適切な維持管理を進めます。

・中山台の緑地について、中山台コミュニティ緑化環境部会と市民、行政の協働により、適切な維持管理を進めます。

・アドプト制度の積極的な広報、ＰＲを行い、協働に基づく地元団体による道路や街路の美化活動促進を図ります。

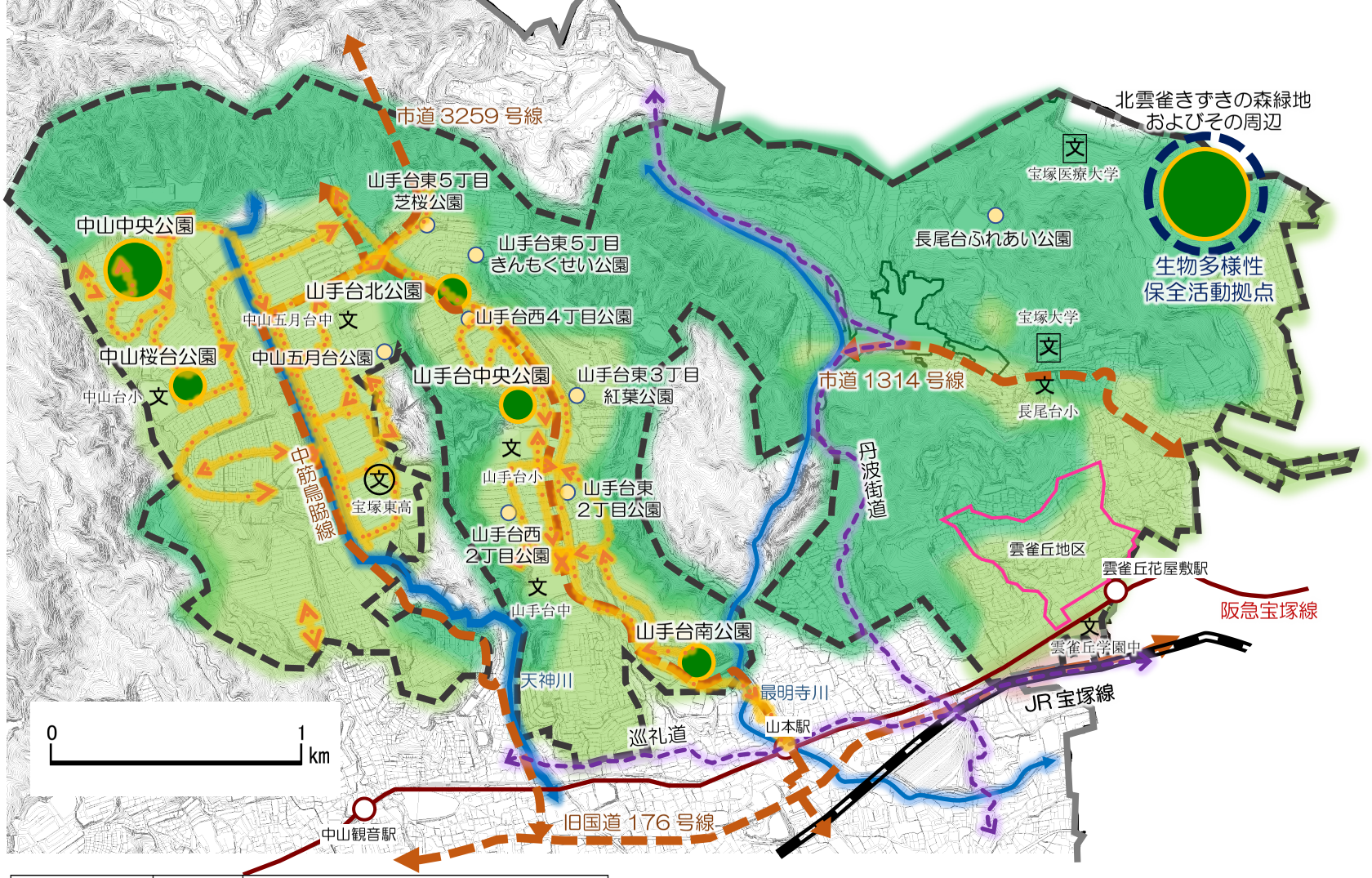

みどりの骨格		長尾山系
みどりの軸		主要道路軸
		河川軸
地域ごとのみどりの拠点		生物多様性保全活動拠点
		都市公園（近隣公園以上）
		身近なみどり（2,500㎡以上街区公園）
身近なみどりのエリア		みどり豊かな山麓市街地エリア
		みどりがつながる平地部市街地エリア
アメニティ軸		緑のアメニティ軸（街路樹のある道路）
		歴史と文化のアメニティ軸（歴史街道）

N

鉄道・駅（JR）

鉄道・駅（阪急電鉄）

文・㊎ 文 学校（小中学校・高等学校・大学等）

（７）第７ブロック

1）地域の概況

《地域の概要》

地勢と土地利用

・山のみどりの中に、農地と集落地が広がる自然豊かな地域。

・地域全体は市街化調整区域であり、谷底平野の多くは農業振興地域に指定。

・新名神高速道路(高槻 JCT～神戸 JCT)が開通し、宝塚北スマート I.C.が建設されたことで、地域へのアクセス条件が改善。

人口（平成 27(2015)年国勢調査）

・市人口に占める割合は 1%ともっとも少なく、著しく人口が減少している。

・65 歳以上人口の増加が著しく、地域人口の 43%。

《みどりの概要》

・環境省から「生物多様性保全上重要な里地里山」として認定される起伏に富んだ山のみどりと、それらに囲まれた田園地帯からなる豊かな自然環境が広がっています。

・山間部は、北摂連山近郊緑地保全区域となっており、一部は砂防指定地、保安林などに指定されています。

・全国有数のダリアの産地として知られ、長谷牡丹園や宝塚ダリア園など花を観光資源とした施設のほか、田園風景が広がっています。

・西谷ふれあい夢プラザ、県立宝塚西谷の森公園、宝塚自然の家、武田尾廃線敷を含めたハイキングコース、桜の園やゴルフ場など、みどりを活用した観光・レクリエーション施設が多く存在しています。

・都市公園・緑地は、街区公園 1 か所のみで、もっとも少なくなっています。

・令和 2(2020)年 3 月現在の市民による緑化活動は、緑化団体 6 となっています。

《みどりの意向調査》は回答者数が著しく少ないため、記載をしていません。

第 7 ブロックの田園風景

2） 基本方針に基づく地域別施策

《基本方針 1　守り、伝える》

・丸山湿原群や松尾湿原等を含む広大な山地について、今後も市域の貴重な自然環境として保全を図ります。

・各種の農業振興策を基本としつつ、参加・協働型の農業体験活動を推進するなど、市民が楽しみながら農地の保全・活用に寄与できる仕組みづくりを検討します。

《基本方針 2　環境をつくる》

・桜の園や松尾湿原、丸山湿原群について、市民や行政の協働による維持管理により、市民が憩える環境づくりを進めます。

《基本方針 3　活用する》

・水辺空間や樹林地等について、生物の生息環境、自然学習の場として保全・活用します。

・西谷の森公園周辺や松尾湿原を含む宝塚自然の家周辺の区域、丸山湿原群について、「生物多様性保全拠点」として豊富な環境資源を活かした市民の環境保全活動を促進、支援します。

・「北摂里山博物館（地域まるごとミュージアム）構想」に基づき、市民が身近に農業や自然とふれあうことができる自然学習や環境学習の場として活用します。

・農地を活用した地域活性化を促進するため、農家レストラン整備など、農業関連区域における新たな施策展開の可能性について、所有者等へ情報提供を図ります。

・長谷牡丹園や宝塚ダリア園の集客力の向上と西谷地域活性化の振興に向け、宝塚北サービスエリア等において積極的な広報・ＰＲを行います。

《基本方針 4　協働で管理する》

・長谷牡丹園や宝塚ダリア園、西谷ふれあい夢プラザ、農家レストランなどは観光資源であるとともに生産の場、住民の生活の場でもあることから、市民や行政などとの協働によるみどりの保全、管理を進めます。

・環境省から「生物多様性保全上重要な里地里山」として認定される西谷地区について、保全活動団体による生物多様性保全活動や勉強会などの開催を支援します。

・ヤマザクラやサトザクラがある桜の園で保全活動を行っている「櫻守の会」について、里山保全活動や環境学習、自然観察会などの活動を支援します。

【第７ブロックみどりのネットワーク図】

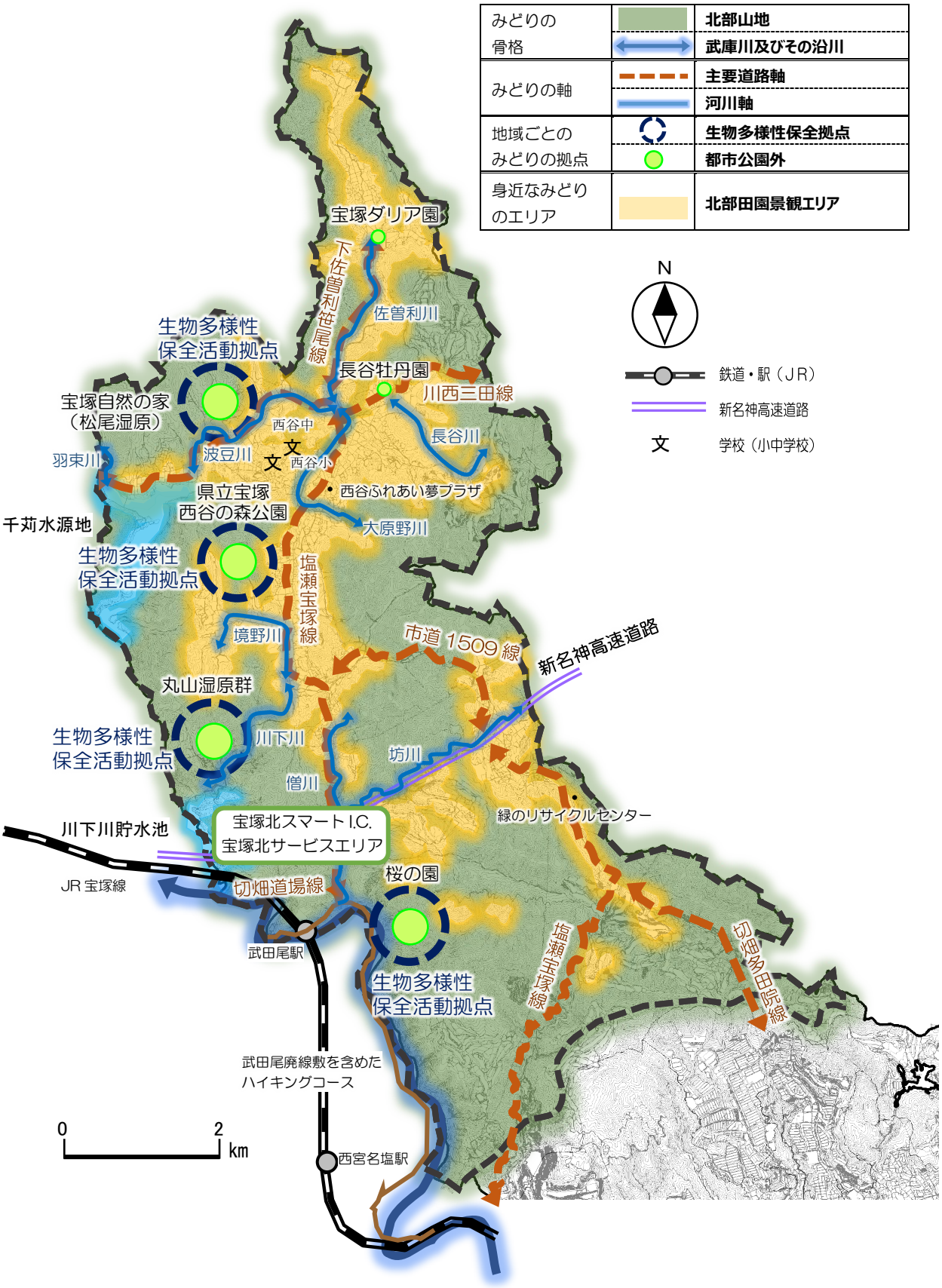

Ⅵ　計画を推進するための方策

1　地区指定（緑化重点地区）

本計画では、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を「緑化重点地区」として定めることができます。

《緑化重点地区とは》

都市緑地法運用指針によると、緑化重点地区は「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」とされています。

緑化重点地区は、駅前等都市のシンボルとなる地区、みどりが少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、区域を設定し、講じる緑化施策を定めます。

地区においては、市区町村による重点的な緑化施策に加え、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。

《本市における対象地区の考え》

緑化により、まちの魅力向上が期待できる地区を対象地区とします。

人の視野に占める樹木などの「みどりの面積」の比率である緑視率を高めることが、人々のみどりに対する満足度を高めるほか※、賑わいの創出や地域コミュニティの醸成などの波及効果をもたらすと言われています。本計画では、駅前、緑被率の低い地域、みどりのネットワーク形成に重要な地域に加えて、歴史的景観が残される地域、文化観光拠点、本市の伝統的産業である植木産業の拠点である地域において、緑視率を向上させる施策を展開し、みどりの満足度の向上を図っていきます。

《地区において市が進める緑化施策》

- 道路際緑化をした場合の、幹線道路沿道における必要緑地確保面積の緩和措置
- 生垣設置における助成制度の優先的実施と金額の上乗せ
- 公共公益施設の緑化
- 市民緑地認定制度の活用

《緑化重点地区》

- 市の顔となるみどりの文化観光拠点からみどりのシビック拠点一帯
- 緑被率の低い第４ブロックに位置し、歴史的景観が残される小浜・安倉地区
- 花き・植木産業の拠点であり、技術を生かしたモデルとなる山本地区
- 民有地でありながら地域のみどりのシンボルである阪神競馬場周辺地区
- みどりのネットワーク図に示している道路軸に隣接している土地
- 市民及び来訪者でにぎわう鉄道駅前

※平成 16 年度　国土交通省調査「都市の緑量と心理効果の相関関係の社会実験調査」では、「緑視率がおよそ 25%を超えるとみどりが多いと感じ始める」という結果が出ている。

番号	地区名	町丁目
1	みどりの文化観光拠点からみどりのシビック拠点周辺地区	栄町 1 丁目、栄町 2 丁目、武庫川町、美座 2 丁目の一部、美座 1 丁目、小浜 1 丁目、弥生町の一部、東洋町、伊子志 4 丁目の一部、伊子志 3 丁目の一部、末広町の一部、中州 2 丁目の一部、南口 1 丁目の一部、梅野町の一部、湯本町の一部
2	小浜・安倉地区	小浜 4 丁目、5 丁目、及び安倉北 1 丁目の一部、向月町の一部、鶴の荘の一部、米谷 1 丁目の一部
3	山本地区	山本東 3 丁目、山本東 2 丁目、平井 1 丁目の一部、平井 5 丁目の一部、平井 6 丁目の一部、山本南 3 丁目、山本南 2 丁目、口谷西 1 丁目、山本丸橋 2 丁目の一部、山本丸橋 1 丁目、山本丸橋 3 丁目
4	阪神競馬場周辺地区	駒の町、新明和町、仁川北 2 丁目の一部、仁川北 3 丁目の一部
5 - 1	宝塚仁川線沿線地区	沿線に面した土地
5 - 2	国道 176 号バイパス沿線地区	沿線に面した土地
5 - 3	旧国道 176 号沿線地区	沿線に面した土地
6 - 1	中山観音駅周辺地区	中山寺 1 丁目の一部、中山寺 2 丁目の一部
6 - 2	売布神社駅周辺地区	売布 4 丁目の一部、売布 2 丁目の一部
6 - 3	清荒神駅周辺地区	清荒神 1 丁目の一部、清荒神 2 丁目の一部、清荒神 3 丁目の一部、清荒神 4 丁目の一部、清荒神 5 丁目の一部、
6 - 4	逆瀬川駅周辺地区	逆瀬川 2 丁目の一部、逆瀬川 1 丁目の一部、伊子志 1 丁目の一部、中洲 1 丁目の一部、野上 1 丁目の一部、野上 2 丁目の一部
6 - 5	小林駅周辺地区	千種 2 丁目の一部、小林 2 丁目の一部

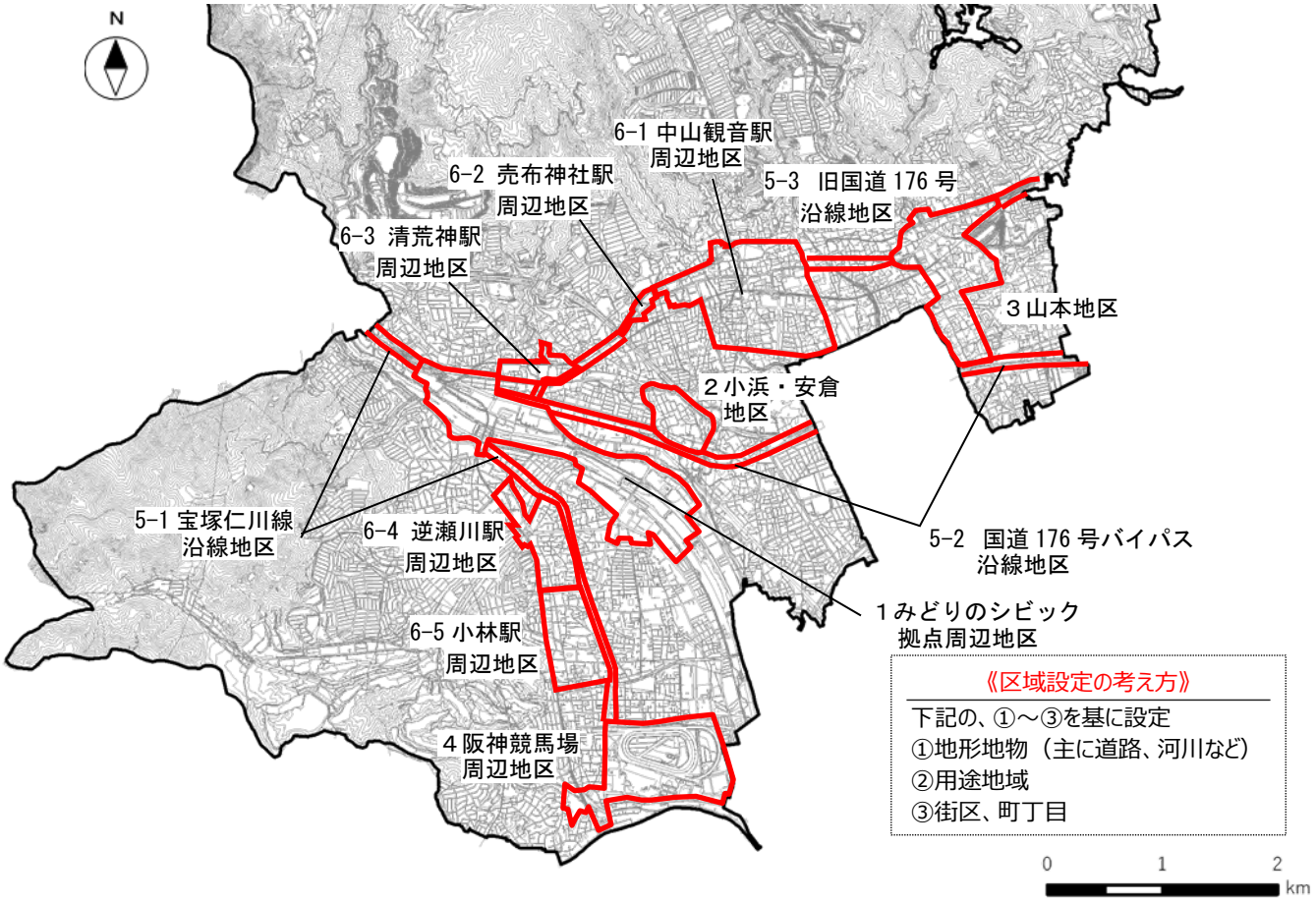

【緑化重点地区位置図】

2　計画の推進体制

（１）推進体制

みどりのまちづくりを進めていくためには、行政による取組だけではなく、市民や各種団体、事業者といった地域に関わる様々な主体がそれぞれの特色を活かし、計画実現に向けて一丸となって取り組んでいく必要があります。

本計画においても、市民、事業者、行政がそれぞれの立場や役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かし合う強いパートナーシップのもと、連携・協力により、みどりの将来像の実現を目指して、計画の推進をはかります。

このためには、計画目標を共有し、行政は連携・協力を軸とした取組施策を中心に、事業のプログラム化（主体、期間、費用等）を進め、実施計画（アクションプラン）として整理するとともに、基本計画の実現に向けて個別計画でも必要な目標指標の設定などを行います。

地域別計画においては、行政は各まちづくり協議会の地域ごとのまちづくり計画との連携をはかり、定期的な見直しにも柔軟に対応できる計画運用を推進します。

【各主体の役割】※P8 の内容を表形式で再掲

市民の役割	「みどりのまちづくり」の主役は市民です。自分たちのまちの環境を向上させ、利用しやすい公園・緑地を目指し、みどりに関するイベントや活動への参加、身近なみどりの保全や創出を進めます。まずは、自ら考え、できること、やりたいことを見出し、近隣の人や他の主体と連携して、みどりのまちづくりに取り組んでいきます。
各種団体（自治会、まちづくり協議会等）の役割	地域の各種団体は、市民のみどりへの要望や、地域のみどりの課題を踏まえ、自由な発想で、地域の将来のみどりを展望し、やりがいを持って、より主体的に活動を展開します。
事業者の役割	事業者は、地域のなかでの役割を認識しつつ、環境負荷の低減、景観への配慮に取り組み、企業の価値を高め、地域のみどり環境の向上に貢献します。 また、花き園芸業者をはじめとする公園の管理、運営や活用にかかる事業者は、市民の取組の支援や連携・協力を図るなど、地域のみどりづくりを積極的に支援・参加し、みどりを守り育てる一構成員として交流を深めます。 なお、市民緑地認定制度※など、民有地を公園的空間として活用する制度の利用など、みどりの維持・管理・利用を、多様な主体との協働により進めます。
行政の役割	行政は、みどりの保全と創出に向けて、本計画を積極的に推進し、市民・各種団体・事業者に情報を発信します。 また、「みどりのまちづくり」に取り組む市民・各種団体・事業者をサポート・コーディネートします。

（２）計画の進行管理

本計画に基づく施策を確実に進めていくため、基本施策の進行管理のほか、みどりの確保目標の達成状況に基づく成果管理型の進行管理を行います。

その際、PLAN（みどりの基本計画）、DO（計画の推進）、CHECK（進捗状況の把握・評価）、ACT（改善・見直し）の工程を繰り返す PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、進捗状況の把握・評価については、中間年である概ね５年後に、担当課において施策や数値目標の進捗状況を把握・評価するほか、学識者等で構成する「検証委員会」による計画の進行状況を確認し、必要に応じて修正します。こうした評価結果等についてはホームページ等で市民へ公表します。

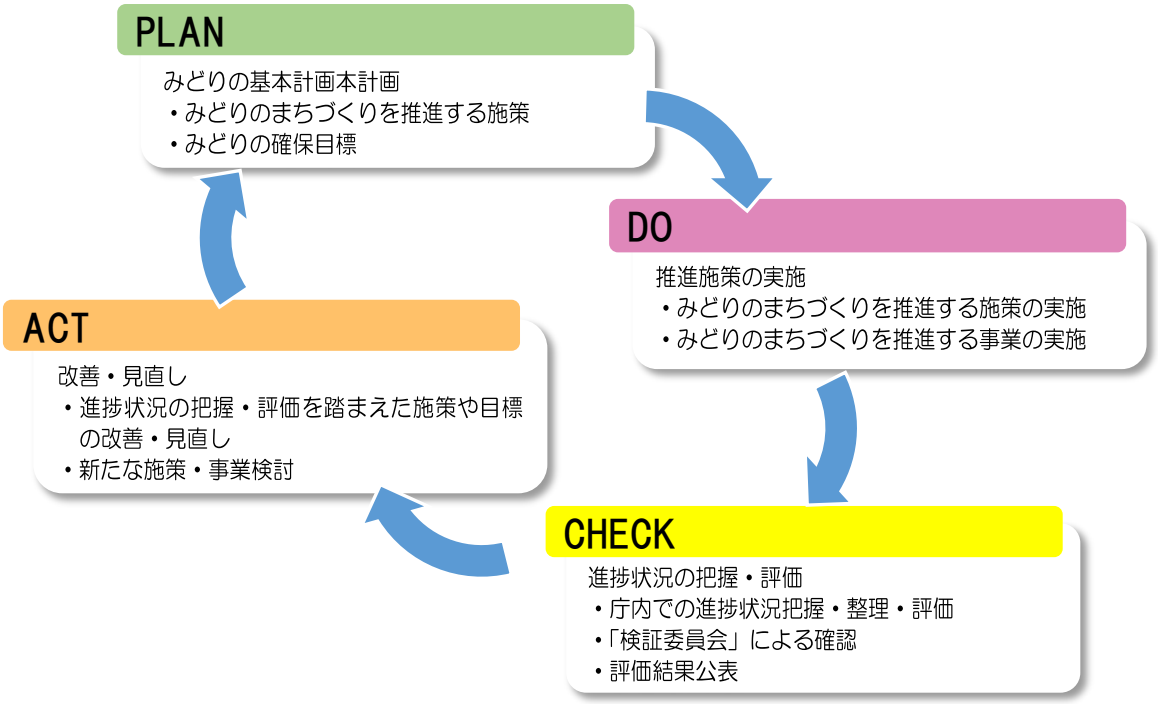

【計画の進行管理スケジュールイメージ】

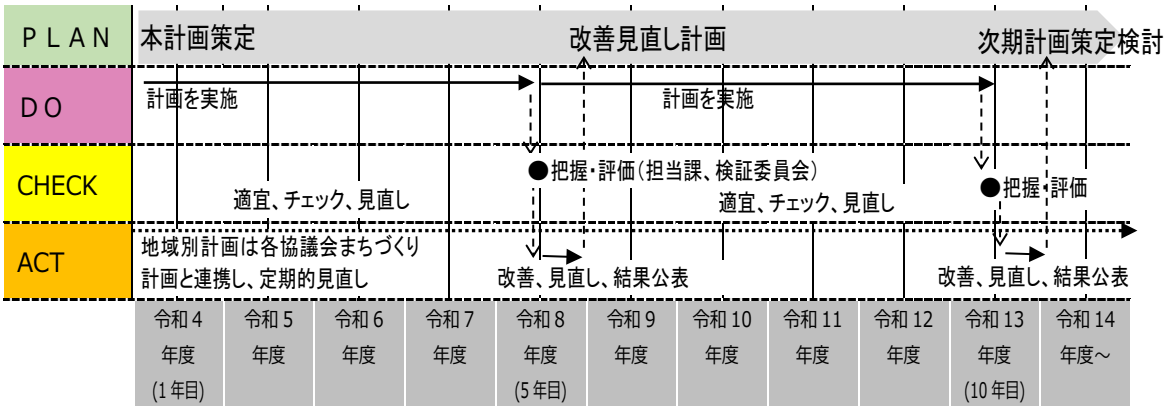

宝塚市みどりの基本計画
本　編

発行：宝塚市　都市安全部　生活安全室　公園河川課

〒665-8665　兵庫県宝塚市東洋町１番１号

TEL：0797-71-1141